

## 目 次

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 序章                           | p.2   |
| 本章                           |       |
| 第1章. 理念・目的                   | p.7   |
| 第2章. 教育研究組織                  | p.13  |
| 第3章. 教員・教員組織                 | p.16  |
| 第4章. 教育内容・方法・成果              | p.28  |
| 第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 | p.28  |
| 第2節 教育課程・教育内容                | p.37  |
| 第3節 教育方法                     | p.46  |
| 第4節 成果                       | p.53  |
| 第5章. 学生の受け入れ                 | p.58  |
| 第6章. 学生支援                    | p.68  |
| 第7章. 教育研究等環境                 | p.80  |
| 第8章. 社会連携・社会貢献               | p.92  |
| 第9章. 管理運営・財務                 | p.99  |
| 第1節 管理運営                     | p.99  |
| 第2節 財務                       | p.105 |
| 第10章. 内部質保証                  | p.111 |
| 終章                           | p.115 |

## 序章

### 1. 日本赤十字豊田看護大学・大学院の概要

日本赤十字豊田看護大学は学校法人日本赤十字学園を設置者とし、日本赤十字看護大学、日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字広島看護大学、日本赤十字九州国際看護大学に続く5番目の大学として、平成16年4月に開設された。一法人が6大学を運営する構造であり、各大学の組織は定款に相当する「学校法人日本赤十字学園寄附行為」に準拠している。さらに、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」を始めとする諸規程によって6大学の運営にかかわる基本的事項が規定されているため、6大学はこれらに準じて各大学の諸規程を定めている。

本学は、平成28年度に開学13年目を迎えた。赤十字学園は、赤十字の理想とする人道の理念を基調としていることから、本学においても人道を基盤とした赤十字の思想を涵養する理念のもと、看護学基礎教育が行われている。すでに1,235名の卒業生が中部ブロック東海北陸8県の赤十字病院を中心とした医療施設で活躍している。

さらに、大学院修士課程を平成22年に開設し、研究・教育者コースと専門看護師コースを設置し、看護専門職者としてのより高度な実践能力並びに研究・教育能力の育成を目指し、教育を提供してきた。すでに25名の修了生を輩出し、各施設でリーダーとして活躍している。このうち、専門看護師コース修了生は4名であり、母性看護専門看護師として登録されている。平成28年4月には博士後期課程共同看護学専攻（日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字広島看護大学、日本赤十字九州国際看護大学及び本学）を開設した。博士後期課程を開設したことによって、研究者・教育者育成が充実された。

また、学長は4代目となり、初めて看護専門職が就任した。初代学長から第3代まで医師であったが、看護師の女性学長として、従来とは異なる視点が加わることが期待されている。

### 2. 自己点検評価の目的と体制

大学は、学生への教育の質を保証する義務があり、1人ひとりの学生が自己実現に向かって努力することをサポートする環境を整備しなければならない。環境とは人、組織、教育内容、物的環境等、学生をとりまくものである。質を保証するためには、自己評価、他者評価によって、改善を継続することが重要である。大学認証評価は他者評価に該当するが、何よりも重要なことは自己評価であり、大学が自律的に自己点検し改善することができるかが問われている。

自己点検評価のためには、大学内部にそのための組織を有していること、さらに系統的な自己点検評価を継続して実施し、リーダーシップを発揮できることである。そのためには、学長直属の組織において、点検・評価から改善までを機能させることが重要である。さらに重要なことは、組織構成員がメンバーシップを発揮し、PDCAサイクルを回して、改善努力ができる環境である。

本学では、学長の直属に「教育の質保証委員会」をおき、その下部組織として、自己点検・評価委員会、IR委員会、FD・SD委員会、カリキュラム委員会、大学院カリキュラム委

員会が配置されている。一方、学長の直下に教授会と大学院研究科委員会があり、それぞれ13委員会と2委員会が機能している。

今回の自己点検評価の体制は、「教育の質保証委員会」が統括して方針を決定し、全員が参加することを念頭におき、教授会と大学院研究科委員会に属する15委員会、その他該当する全ての委員会にそれぞれ自己点検・評価を実施するように依頼した。これらの評価の取りまとめを「自己点検・評価委員会」が行った。また、事務局においても同様に実施した。さらに、「自己点検・評価委員会」の主管課を総務課とし、1名の職員が主担当者となった。

### 3. 平成22年度認証評価の「大学に対する提言」に基づく改善・改革

平成22年度に、大学基準協会の第1回目の大学評価を受審し「大学基準に適合している」という認証評価(認定期間平成30年3月31日まで)を得た。しかしながら、大学に対して特に改善を要する点として、2項目について助言を受けた。

- 1) 教育内容・方法：「シラバスは一定形式で記載されているが、成績評価基準にあいまいな記載がみられるので改善が望まれる。」

改善：平成22年度から、シラバスに授業目的、到達目標、授業内容及び計画、時間外学習（予習・復習）、教科書、参考図書、評価方法、受講要件、及びその他、の項を明示し、整備した（資料1）。平成26年度には、シラバス内容の第三者チェックを導入した。看護学部のシラバスは教授が相互にチェックし、看護学研究科のシラバスは看護学部長及び看護学研究科長がチェックした。

- 2) 点検・評価：「自己点検・評価委員会が設置されているものの、恒常的な点検・評価の体制が十分とはいえないため、評価結果を有効に機能させる体制整備が望まれる。」

改善：学長の下に教育の質保証委員会を置き、そこにIR委員会、自己点検評価委員会、FD・SD委員会、カリキュラム委員会、大学院カリキュラム委員会を置いて、定期的な自己点検・平成25年度（平成26年3月）には評価が実施でき、評価に基づく改善策を可及的速やかに実現できる組織とした。

さらに、平成28年度に組織全体を見直し（資料2）、教育の質保証委員会のもとに自己点検評価委員会、FD・SD委員会及び履修証明プログラム検討会議を置き、IR委員会を学長のもとに独立させた。また、カリキュラム委員会、大学院カリキュラム委員会は必要時に設置することとした。

### 4. 平成22年度認証評価結果の「総評」に基づく改善・改革

- 1) 1. 教育研究組織、6. 社会貢献：「ヘルスプロモーションセンターの充実と教育研究機関としての組織整備が期待される。」「センターが十分に機能しているとは言えないので、地域ニーズをふまえたヘルスプロモーション活動や情報発信の拠点としての運営に期待する。」

改善：学部長がヘルスプロモーションセンター長を兼務し、ヘルスプロモーション・公開講座委員会が核となり、豊田市との連携を中心に運営してきた。平成28年度、ヘルスプロモーションセンターを学部とは独立した組織として位置づけ（資料3）、センター長（野口眞弓教授）を新たに任命し、組織分掌規程の改正が学内で承認され（資料4）、今後法

人本部への手続きに入る予定である。従来の豊田市との連携に加えて、地域医療従事者向けの研修会を開始する計画である。

- 2) 2. 教育内容・方法, 教育課程: 「導入教育に対応する科目として「生命倫理」は目的・内容に齟齬がある。また、教養ゼミナールは第2セメスターよりも第1セメスターに配置することが望ましい。」

改善: 平成22年度から、生命倫理を「導入教育に対応する科目」から外した。教養ゼミナール(1単位30時間)は、「看護ふれあいゼミナール(2単位60時間)」として第1セメスターに配置して改善した。平成28年度から、これを「看護ふれあいセミナー(1単位30時間)」及び「スタディスキルズセミナー(1単位30時間)」として、第1セメスターに配置した。

- 3) 2. 教育内容・方法, 教育方法: 「学内のFD活動について今後検討されたい。」

改善: 平成26年度から、教育の質保証委員会の下にFD・SD委員会を置き、毎年教職員を対象にワークショップを導入した研修会を企画し実施してきた。さらに発展させるために、平成28年度には、「SDマップ」を作成し、本学に必要な研修を明示した(資料5)。平成29年度から実施できるように、平成28年度3月の教授会では最終決定される予定である。

- 4) 2. 教育内容・方法, 教育研究交流: 「学生の語学研修や海外研修生の受け入れ、派遣とも活発でないの、原因の究明と対策の検討が今後の課題である。」

改善: 現在、大学が行う国際交流事業は、イギリスのプリマス大学への短期研修(任意)、授業としてタイ・ミャンマーにおいて国際救援看護論演習を実施するに留まっている。短期留学を受け入れるためには、本学における英語での短期研修プログラムが求められている。平成28年度においては、近隣の医療系大学や研究所の支援を受けて短期研修プログラムを開発することを検討している段階である。

- 5) 3. 学生の受け入れ: 「入試に係る会議や委員会の位置づけが不明確な部分があることから、規程及び組織図の見直しを検討されたい。入試における面接の配点、試験結果の開示方法、情報公開について更なる検討が必要である。」

改善: 平成27年度に学園本部の入試改革を受けて、入試検討ワーキンググループを立ち上げ、入試改革を検討した。さらに、アドミッションオフィス(AO)を設置し、組織分掌規程に位置付けて(資料6 第9条)、教授会とは独立して入試改革を検討できるようにした。入試の情報開示については、一般入試における科目別得点及び総合得点について、開示請求時に対応するに留まっている。

- 6) 4. 学生生活: 「チューター制度において、教員が不在であることが多く、面談の方法など検討する必要がある。ハラスメントに対応する相談体制や学生への周知方法等について改善に向けた検討が必要である。」

改善: 学生への面談については、平成26年度からオフィスアワーを設定して学生便覧に明示した。さらに、周知を図るために、平成27年度から研究室前に各教員のオフィスアワーを明示して対応している。

次に、学生便覧に「ハラスメントの防止・対応について」として、ハラスメント相談員(教員2名、職員1名)を明示し、秘密保持、調整などの概要を掲載し(資料7 p.35)、ハラスメント予防のパンフレットを配布した(資料8)。また、相談員は「相談員運用内

規」に規定され、学長に直接報告する体制となっている。倫理委員会に相談員を位置付け、委員会が所掌して機能するように、組織図を変更し（資料3）、倫理委員会規程の改正を平成28年度に実施する予定である。

また、平成28年8月には、教職員を対象としたハラスメント予防研修会を開催し（資料9）、学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程に基づく本学のガイドラインを策定することを決定した。現在、自己点検・評価委員会において作成しており、平成29年1月には確定したガイドラインを学生に示し、学生対象としたハラスメント予防研修会を開催する予定である。

7) 5.研究環境：「研究時間の確保について改善に向けた検討が望まれる。研究活動が活発とは言えないため、さらなる努力が必要である。」

改善：平成28年度から新カリキュラムが開始され、時間数を最適化した。平成29年度から裁量労働制を導入する方針が確認され（資料10）、それに向けて準備を進めている。教育・研究時間に応じて教員が基本勤務計画を設定できるように改善することができる。さらに、実習指導時間の長さ（24～29週／1名）をどのように軽減するのか、課題として残されている。

研究活動については、学園本部が募集する研究助成への応募を推奨してきた（資料11 p.103～）。科学研究費補助金については100%が申請することを推奨し応募率は向上した（資料12）。

8) 7.教員組織：「専任教員の数に比して組織している会議が多いため職員の負担が大きい。」「教務補佐員の確保が困難であり、少人数教育維持に向けての一層の努力が必要である。」

改善：IR委員会において、平成26年度に各教員の委員会担当数、授業時間数等について職位別に分析を行った（資料13）。さらに、平成27年度においても授業時間数を分析した。その結果を踏まえ、教育の質保証委員会において委員会の統廃合と委員会数および構成委員数を削減し、平成27年4月には新体制でスタートした（資料2）。さらに、平成28年度に見直しが実施されて、学部及びセンターに設置された委員会数が限定された。

9) 8.図書・電子媒体等：「電子ジャーナルを導入していないので、早急に整備することが望まれる。」「一般利用者に対する図書の貸し出しについて、適切な運用を図ることが望ましい。」「蔵書数が多いとは言い難い。」

改善：現在、本学ホームページ、図書館サイトに「データベース検索（電子ジャーナルを含む）」とタグを設定し、計20種類の検索を可能にしている。一般利用者に対して、図書館サイトにおいて、利用条件を明記して案内している。閲覧・複写はできるが、貸し出しはまでは開放していない。

また、蔵書数の充実については、平成27年度から情報管理・図書委員会において図書選択委員を置き、図書の選定を進めて購入を実施してきた。現在の蔵書数は和書46,627冊、洋書2,939冊となった。

#### 4. 自己点検・評価から改善へ

本学の大学運営は、人道の理念に基づく教育、質の高い教育・研究の推進、合理的・適正な管理運営の実施を基本方針としている。変化する社会状況と厳しさを増す大学経営環

境に対応するため、文部科学省は大学ガバナンス改革の推進を提言し、学長のリーダーシップの下で大学自らガバナンス改革を推進することが求められている。

本学では、平成26年度から30年度までの第二次中期計画に則り、FD・SDおよび自己点検・評価の充実による教育の質の保証、遠隔教育システムの活用と単位互換の促進、災害・国際看護教育の充実、学生・教員の国際交流の推進、研究体制の強化、大学院教育の充実、大学ガバナンスの強化、時代に即した入学者選抜方法の検討、地元豊田市との連携推進などを積極的に取り組んでいるところである。

中期計画は学校法人日本赤十字学園法人本部からの通知に基づくものであり、各大学で中期目標を設定し、達成するための年度計画を策定し、アクションプランを明示し、四半期ごとに達成度を評価している。中期目標ごとに中心となる委員会と事務局担当部署を明示して作成し、教職員全員が確認できるようにした。また、各委員会は年度末に総括を行い、達成度と課題を自己評価し、次年度へつなぐ仕組みができています。

平成28年4月に第4代学長として就任し、法人、大学組織、教育の現状、地域との連携等の情報を収集し、7月には重点方針を提示し、10月には具体的な方策を教職員に示して、改善に取り組んでいるところである。具体的には、組織図を確定し、組織運営に関するすべての規程、人事における審査基準、教育カリキュラム、ヘルスプロモーションセンターの活用などの重点事項について、さらなる自己点検を開始したところである。自己点検・評価を組織風土に定着させることで、1人ひとりの教職員がPDCAサイクルを回し始めることができれば、学生をも巻き込んだ化学反応がおきくと期待できる。

学長 鎌倉やよい

#### 根拠資料

資料1：平成26年度 学部シラバス

資料2：平成28年度（旧）運営組織図・平成29年度（新）運営組織図

資料3：平成28年度10月教授会議事録

資料4：平成28年度12月経営会議議事録

資料5：平成28年度12月教授会議事録・「SDマップ」

資料6：組織分掌規程

資料7：平成28年度学生便覧

資料8：キャンパスハラスメントリーフレット

資料9：ハラスメント研修会

資料10：平成28年度10月教員会議議事録

資料11：日本赤十字豊田看護大学 紀要第11巻第1号

資料12：科研費関係応募状況

資料13：委員会構成人数の比較調査・教員時間数 IR 委員会

## 第1章 理念・目的

### 1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

#### (1) 大学全体

日本赤十字豊田看護大学の建学の精神は、赤十字理念を基調とした人道を大原則とする。赤十字の基本原則人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性を行動指針とし、国際的な視野に立って人々の生命を守り、個人の尊厳と権利を尊重する。本学の教育理念は、建学の精神を基盤として、赤十字の理想とする人道的任務を達成する看護専門職の育成と看護学の発展に寄与することである。学則第1条に理念を含み目的が規定されている（資料1-1 第1条、資料1-2 第1条、資料1-3 p.7、資料1-4 p.5、資料1-5 p.9）。

また、平成22年に大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を開設し、研究・教育者コース及び専門看護師コース（母性看護学・小児看護学・精神看護学）を設置した（資料1-5 p.27）。平成28年には博士後期課程共同看護学専攻（日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字広島看護大学、日本赤十字九州国際看護大学及び本学）を設置した（資料1-2, 第4条）。大学院学則第1条に基づき、第5条に修士課程及び博士課程の目的が示されている（資料1-5 p.19）。

本大学看護学部、並びに大学院看護学研究科の理念・目的を表1に示した。

表1 日本赤十字豊田看護大学の理念・目的

|                       | 教 育 理 念 ・ 教 育 目 的                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 看 護 学 部               | <p>大学の目的である「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」（学校教育法第83条）と、建学の精神である人道を基盤とした赤十字の思想を涵養する。</p> <p>それは、赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を実践するための主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな個人を育み、さらには国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動ができる基礎力を有し、看護の教育・研究の発展に資することができる看護専門職の育成をすることである（資料1-4 p.5）。</p> |
| 看 護 学 研 究 科<br>(修士課程) | <p>理念は、建学の精神を受け継ぎ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減するという赤十字の人道の原則に基づいて、苦難にある人間に進んで手をさしのべる豊かな人間性を持ち、あわせて研究をとおして培われた深い学識と高度な看護実践力を備えた看護者の育成を目指す（資料1-5 p.9）。</p> <p>教育目的は「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職員としての高い能力を培うこと」である。（資料1-2 第5条）。</p>                                |

|                               |                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 看護学研究科<br>博士後期課程<br>(共同看護学専攻) | <p>理念は、赤十字の理念である「人道 (humanity)」の実現を目指し、いかなる場合でも一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現することである。</p> <p>さらに、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる研究者、質の高い看護学の教育ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を実践できる人材を育成できるような教育を行うことを目指す(資料1-6 p.2)。</p> |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

#### (1) 大学全体

大学の理念・目的を明文化し、大学案内(資料1-3 p.7)、大学ホームページ(資料1-7)等に掲載し、教職員・学生、受験生を含む社会一般に公表している。また、平成27年度から日本私立学校振興・共済事業団等による大学ポートレート(私学版)にも掲載した(資料1-8)。

#### (2) 学部

大学の理念・目的を明文化し、ホームページ(資料1-7)及び学生便覧(資料1-4 p.5)に掲載し、教職員・学生、受験生を含む社会一般に周知・公表している。教職員に対しては、新入教職員ガイダンスやFD・SD活動等において周知している。在学生に対しては、入学時および毎年4月のガイダンスにおいて周知している。

また、受験を目指す中学生と高校生、保護者等を対象に年3回開催するオープンキャンパスと、近隣の高校に教員が訪問し入試要項等の説明をする際に、学部の理念・教育目的を説明している。

#### (3) 研究科

大学院(修士課程・博士後期課程)の理念・目的は、ホームページ(資料1-7)及び大学院学生便覧(資料1-5 p.9)に掲載し、教職員・学生、受験生を含む社会一般に周知・公表している。在学生に対しては、入学時における毎年4月のガイダンスにおいて周知している。また、受験生には、年2回開催する大学院説明会、オープンキャンパス及び教員による施設訪問において周知している。新任教職員には4月の新任教職員オリエンテーションで周知している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

#### (1) 大学全体

大学の理念・目的の適切性に関する検証は、平成26年度より発足した教育の質保証委員会が定期的にディプロマポリシー達成の観点から点検評価を実施してきた。委員会は、看護学部のディプロマポリシー達成の要素として21項目を設定し、各項目について到達度を5段階に設定した学修成果の把握ルーブリック(資料1-9)を制作し、IR委員会が



中心となって毎年調査・分析を実施した。

自己点検評価委員会は学部生を対象とした卒業時のアンケートとして、教育目標の達成度を調査した（資料 1 - 10）。

また、平成 28 年度から外部評価を導入した（資料 1 - 11）。

## 〈2〉学部

教育の質保証委員会による検証結果を受けて、ルーブリック調査を含む「学修時間及び学修成果に関する調査」を平成 27 年度 1 月教員会議に報告し（資料 1 - 12）、学部カリキュラム委員会において新カリキュラムの妥当性を確認した。結果に基づき、看護学部の理念・目的の適切性及び修正案等について検討した。

## 〈3〉研究科

大学院カリキュラム委員会が中心となり、授業評価アンケート結果に基づき、大学院の目的・目標について点検・評価を実施している。

博士後期課程共同看護学専攻についても、各構成大学から選出した委員から成る自己点検・評価委員会を設置し、検証を行う計画である。

## 2. 点検・評価

### ●基準 1 の充足状況

教育理念・教育目的に関する内部の自己点検・評価システムとして、平成 26 年度には教育の質保証委員会が設置され、評価結果を有効に機能させる体制が確立した。さらに、平成 28 年度から大学看護学部及び大学院看護学研究科に対する外部評価を導入し、基準 1 は概ね充足したと考える。

### ①効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

- ・平成 25 年度（平成 26 年 2 月）学長直下に教育の質保証委員会が設置されたこと（資料 1 - 13）、看護学部及び看護学研究科に対する外部評価が導入されたこと（資料 1 - 11）から、理念・目的の適切性を検証する内外の検証システムが構築できた。

#### 〈2〉学部

- ・理念のうち、赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を実践するため、以下に示す 3 点のカリキュラム上の改善を実施し、赤十字の理念を理解しやすくするよう、段階的に当該科目を配置した。
- ・本学の根幹を示す赤十字の思想の理解を意図して、教養科目として第 1 セメスターに「看護ふれあいセミナー」を配置した。これは、赤十字の大学生としての見識を理解するための演習科目であり、卒業生である看護師、保健師及び助産師による講義、理念・目標に関連した演習、明治村の赤十字病棟の見学等が実施される（資料 1-14 p26,27）。さらに、ボランティア活動論を配置した。

- ・カリキュラム区分「専門基礎科目：赤十字」において、第1セメスターに「赤十字原論」、第2セメスターに「赤十字と活動」と「赤十字救急法」を必修科目として配置した。これらは、赤十字の理念を学習する機会であり、「看護ふれあいセミナー」と共に学習成果を上げている。
- ・専門科目「災害と看護」の必修科目「赤十字災害看護学」、「国際救護看護論」が第3セメスターに、赤十字災害看護学演習（必修）を第8セメスターに配置した。選択4科目についても第4～7セメスターに継続的に配置した（資料1-4 p.28,29）。

### 〈3〉研究科

赤十字の理念を具現化するために、災害看護学を設置した。

## ②改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

- ・本学の教育理念・目的に沿った教育の内部質保証システムを強化するためには、IR委員会を学長直下の委員会として独立させて、中立的な立場から自己点検・評価を行う仕組みが必要である（資料1-15）。
- ・本学の理念であり、建学の精神でもある人道を基盤とした赤十字の思想を涵養するためには、系統的・継続的に教育力を育成する研修を行う必要がある（資料1-16）。

### 〈2〉学部

- ・建学の精神、教育理念と目的、教育目標について教育の質保証委員会において検討を重ね、その結果を学生便覧（資料1-14 p5）に示してきたが、学則上の表現との相違があり、十分に反映させる必要がある（資料1-1 p59）。

### 〈3〉研究科

- ・研究科を兼務していない教員であっても、研究科の理念・目的の理解を促す必要がある。
- ・平成28年度に開設した博士後期課程は、共同看護学専攻という新しい試みであり、6大学の組織で運用しているため、理念・目的に接する機会が少ない。
- ・建学の精神、教育理念、教育目的について、修士課程・共同看護学専攻博士後期課程の別に示しているが、大学院学生便覧（資料1-14 p5）に統合する必要がある。
- ・大学院学則では、「目的」として第1条に教育理念を包含して記され（資料1-2 p19）、第5条に課程の目的が記されている。共同看護学専攻博士後期課程では学生便覧の表現との相違があるので、表現を統一することが必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

- ・平成29年度からの運営組織図（資料1-15）に基づき、教育の質保証委員会を定期的に開催して今後もPDCAサイクルを回していく。

- ・外部評価を定期的に実施する。
- ・教育理念・目的等について、教育の質保証委員会で定期的に見直し、さらに年1回、学生の意見を聞く機会を設け（資料1-12）多角的に分析を継続する。
- ・大学案内やホームページを用いて、本学がめざす教育理念・目的等について、今後も継続して広く周知を図っていく。

## 〈2〉学部

- ・「ふれあいゼミナール」は宿泊研修を含むものであり、学生委員会が、効果的なプログラムとなるよう検討している。
- ・学習成果について、ルーブリック調査に基づき評価する。ルーブリック調査に関しては平成27年度から開始し4年間は同一の調査票で実施し、並行して評価項目の妥当性を検証する予定である。

## 〈3〉研究科

- ・教育の質保証委員会および外部評価の意見に基づく教育理念・目的の見直しを行い、平成28年度に学則との整合性について確認を完了した。
- ・平成29年度から確認結果に基づいた学生便覧に修正する。また、大学案内やホームページの修正も連動して行っていく。

## ②改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

- ・理念・目的を教育において実現するためには、評価システムが重要である。平成28年度10月教授会において、IR委員会を学長直属の委員会として独立させる等の運営組織図の修正案が承認され（資料1-17）、平成29年度から適用される予定である。
- ・修正された運営組織図に連動させるように、関連規程を平成28年度中に見直し、改訂する予定である。
- ・教職員の教育力育成のためSDマップを作成し（資料1-18）、組織的に実施する。

### 〈2〉学部

- ・運営組織図を見直し、教育の内部質保証を強化する体制として編成を検討中である。
- ・新採用教職員に対して、採用時に十分なガイダンスを行い、本学の教育理念・目的の理解を図る。

### 〈3〉研究科

- ・大学構成員には学生便覧の配布と、新採用者には採用者対象オリエンテーションにて、理念目的に関する説明を行い周知に努めていく。
- ・特に博士後期課程の理念・目的についてすべての教職員に周知を図るため、教職員対象の説明会を企画する。
- ・平成28年度には外部評価の意見および教育の質保証委員会の指示を受け、大学院学則との整合を確認した（資料1-19）。確認結果に基づいた内容が平成29年度の学生便覧

に掲載されることが決定されている。

- ・ループブック調査票は看護学部を対象にしたものであり、大学院看護学研究科においては、自由記載のアンケート調査に留まっているので、今後の課題である。

#### 4. 根拠資料

- ・資料1－1：日本赤十字豊田看護大学学則
- ・資料1－2：日本赤十字豊田看護大学大学院学則
- ・資料1－3：日本赤十字豊田看護大学大学案内
- ・資料1－4：平成28年度 日本赤十字豊田看護大学学生便覧
- ・資料1－5：平成28年度 日本赤十字豊田看護大学大学院学生便覧
- ・資料1－6：平成28年度 日本赤十字豊田看護大学大学院博士後期課程学生便覧
- ・資料1－7：平成28年度 日本赤十字豊田看護大学ホームページ  
「ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミSSIONポリシー」  
URL <http://www.rctoyota.ac.jp/outline/philosophy.html>  
「教育理念・目的・目標・3つのポリシー」  
URL <http://www.rctoyota.ac.jp/graduateschool/policy.html>
- ・資料1－8：大学ポートレート（私学版）  
URL <http://up-j.shigaku.go.jp/>
- ・資料1－9：学修成果の把握ループブック
- ・資料1－10：平成27年度学部アンケート結果報告
- ・資料1－11：平成28年度外部評価議事録
- ・資料1－12：学修時間及び学修成果に関する調査
- ・資料1－13：教育の質保証委員会規程
- ・資料1－14：平成28年度 日本赤十字豊田看護大学シラバス
- ・資料1－15：平成29年度（新）運営組織図
- ・資料1－16：FD・SD年間計画表（旧）
- ・資料1－17：平成28年度10月教授会議事録
- ・資料1－18：SDマップ
- ・資料1－19：第4回大学院カリキュラム委員会議事録

## 第2章 教育研究組織

### 1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は1学部1研究科の単科大学であり、看護学部看護学科、大学院看護学研究科（修士課程）及び共同看護学専攻博士後期課程を設置している。

看護学部のカリキュラムは、教養、専門基礎及び専門領域の3つに区分される。専門領域では7看護学領域、統合領域、研究領域に加えて、本学の理念・目的に基づき赤十字・災害の領域を設けている。それに伴い、赤十字・災害領域を一つの専門分野としている（資料2-1 別表第1）。

看護学研究科は研究・教育者コースと専門看護師コース（CNS）があり、研究・教育者コースは7専門領域、専門看護師コース（CNS）は3専門領域を開講している。また、平成28年4月から日本赤十字5大学で共同看護学専攻の博士後期課程を設置した（資料2-2 第4条 別表第1, 第2）。

附属施設として、開学時からヘルスプロモーションセンターを設置しており、赤十字の基本原則に基づく本学の理念を具現化するため、地域の保健・医療・福祉の向上、全学的な地域連携を目指している（資料2-1 第53条）。さらに、平成27年度（平成27年8月）には学長直属のアドミッションオフィスを設置し、組織分掌規程を改正した。また、平成25年度（平成26年3月）に教育の質保証委員会を設置した。

平成28年度に運営組織図を見直し、学長の下に看護学部、大学院看護学研究科、アドミッションオフィス、ヘルスプロモーションセンター、学術情報センター・図書館、事務局の組織を位置付けた（図2-1）（資料2-3）。それに伴い、ヘルスプロモーションセンターを組織分掌規程に位置付ける改正を行った（資料2-4）。ただし、学術情報センター・図書館については、学園本部の規程との関係を調整する必要があり、本学組織分掌規程については平成30年4月1日改正予定とした（資料2-5）。

また、学長直下に経営会議、人事委員会、倫理委員会、教育の質保証委員会、IR委員会、研究倫理審査委員会、利益相反委員会、災害対策委員会を配置した。

### (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の改編については、学長のリーダーシップのもと教授会及び研究科委員会の意見を聴取の上、経営会議で審議してきた。これは、経営会議規程第2条第3号に基づくものであり、責任主体・組織は経営会議であり、権限及び手続きは明記されている（資料2-6）。

また、年に1～2回学外有識者による「参与会」（資料2-7）及び「中部ブロック各県支部・赤十字病院連絡協議会」（資料2-8）を開催し、社会的要請等外部の意見を聴取している。

以上から教育研究組織の適切性について、学長の発議によって、定期的に検証を実施してきた。

## 2. 点検・評価

### ●基準2の充足状況

理念・目的を達成するために、赤十字に関する科目を明示した平成 28 年度カリキュラムへ改編、アドミッションオフィスの新設、平成 28 年度には運営組織図を整備し組織分掌規程を改正したこと等、定期的に検証してきた。教育研究組織の適切性の検証は経営会議が所掌し、権限及び手続きは明記されていることから、当該基準は概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

前回の認証評価において、専任教員の数に比して委員会が多く、負担が大きいと指摘された。平成 25 年度には、教育の質保証委員会設置によって、その管轄下に自己点検評価委員会、IR 委員会、FD・SD 委員会、カリキュラム委員会及び大学院カリキュラム委員会が置かれ、委員会が再編された。さらに、平成 28 年度には、組織と委員会を区別し運営組織図（図 2-1）を改正し、組織分掌規程（資料 2-9）を改正した。

#### ②改善すべき事項

経営会議規程では、審議事項に「研究組織の適切性に関すること」と明記はされていないこと、教授会の議長が学長と規定されていること（資料 2-10）など、運営組織図に対応させて各委員会規程を修正する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

平成 28 年度に承認された新運営組織図を運用して、検証する予定である。ヘルスプロモーションセンターを組織上に位置付けたので、地域貢献を念頭におき、ヘルスプロモーション事業を展開する予定である。

#### ②改善すべき事項

学長直下の会議及び委員会規程、並びに教授会規程については、平成 29 年 3 月中に改正する予定である。教授会の下に置かれた委員会規程については、現行の委員会委員長が案を提出し、順次改正しているところである。

さらに、経営会議において教育研究組織の検証を今後も適切に機能させる予定である。そのためには、中期目標、年度計画において、適切な評価を継続する予定である。

## 4. 根拠資料

資料 2-1：日本赤十字豊田看護大学学則（既出 資料 1-1）

資料 2-2：日本赤十字豊田看護大学大学院学則、別表第 1、第 2 （既出 資料 1-2）

資料 2-3：平成 28 年度 10 月教授会議事録（既出 資料 1-17）

資料 2-4：平成 28 年度 12 月経営会議議事録

資料 2-5：平成 28 年度 11 月教授会議事録

資料 2-6：経営会議規程

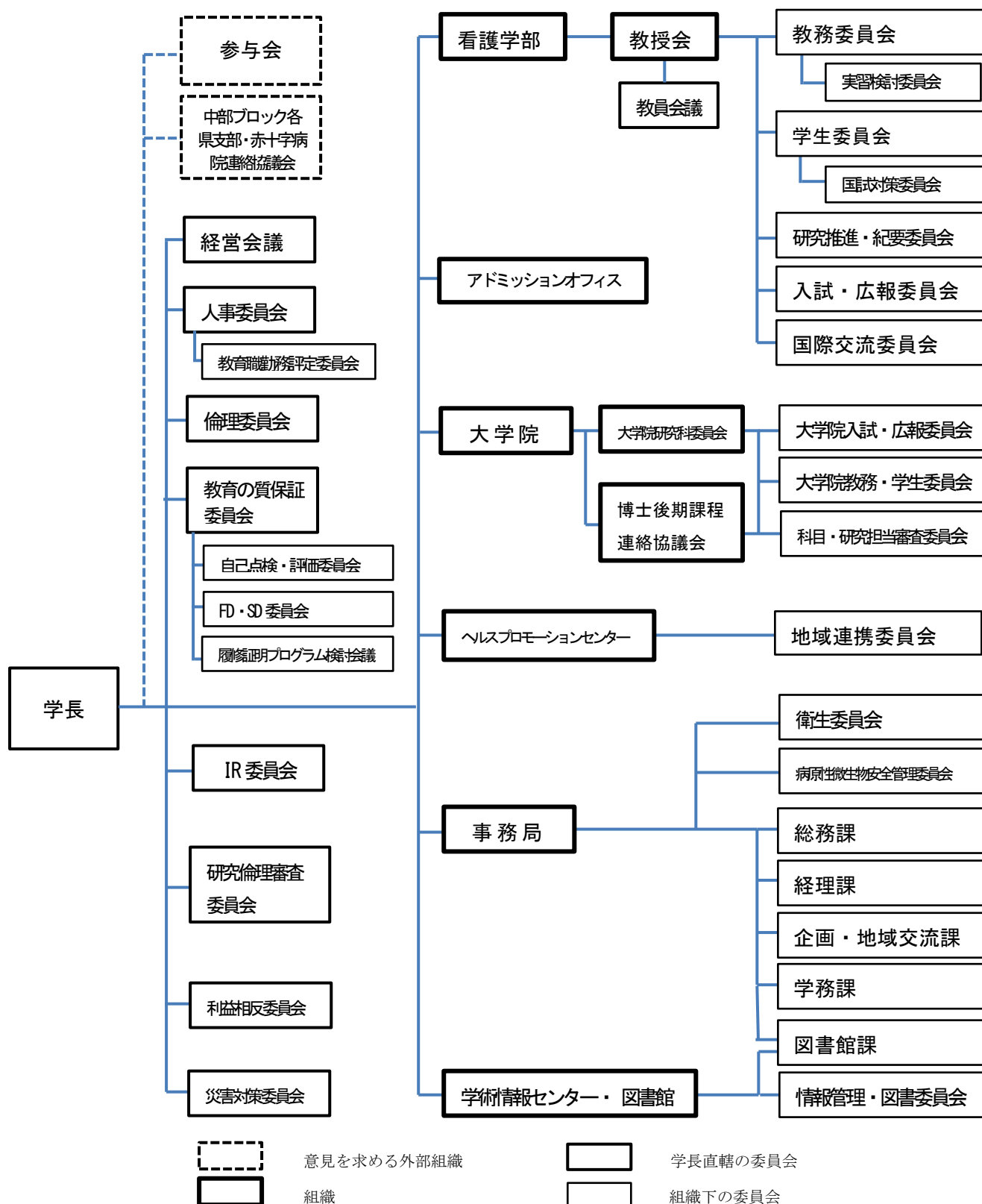
資料 2-7：参与会規程

資料 2-8：中部ブロック各県支部・赤十字病院連絡協議会設置要綱

資料 2-9：組織分掌規程（案）

資料 2-10：教授会規程

図 1 （新）運営組織図



注) 学術情報センターについては、規程改正の関係上、平成 30 年からの運用とする。それに伴い、情報管理・図書委員会は、平成 29 年度については従前の看護学部教授会の下で活動するものとする。(第 141 回教授会承認 (2016 年 11 月 30 日))

### 第3章 教員・教員組織

#### 1. 現状の説明

(1) 大学として求める教職員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか。

##### (1) 大学全体

本学は、日本赤十字学園を設置主体とし、定款に相当する「学校法人日本赤十字学園寄附行為」(資料3-1 第3条 p.1-2)に「赤十字の理想とする人道の理念を基調とし」と赤十字の理念が明示されている。さらに、教員は理念が記されたカードを常時携帯している。

本学の教職員組織の編成方針は、組織分掌規程(資料3-2)に定められ、教職員定数は「職員定数規程」(資料3-3)によって定められている。

教員の資格要件については、日本赤十字学園が、学校教育法第92条、大学設置基準及び大学院設置基準に基づく「看護大学・短期大学における教育職の選考基準」を提示し、本学はそれに準拠して教員選考基準規程(資料3-4)を定めている。さらに、「教員昇任業績基準」として、業績数が具体的に定められている(資料3-5)。

また、教員は任期制がとられ、5年の任期が規定されている(資料3-6)。

##### (2) 学部

教員選考基準規程により、「第2条 教員、非常勤講師の採用及び教員の昇任に係る選考は、人格、学歴、職歴、教育研究上の業績、社会における活動に基づいて行わなければならない」と定められ、教授、准教授、講師、助教及び助手の資格が規定され、学内教員に対して諸規程が公開されている。通常、助手は職員と判断されるが、日本赤十字学園では教育職として規定されて、選考基準が明記されている。給与表や研究費についても教員として位置づけられている。

職員定数規程においては、学長1名、教授・准教授・講師・助教・助手を含め46名とされ、看護学部長、研究科長、図書館長は本学教授が兼務すると規定されている。ただし、同規程第3条「職員定数に関して必要となる事項は、経営会議の意見を聴いて、学長がこれを定める。」の規定に基づき、学長判断によって平成28年5月現在では、学長1名、教員50名が定数である。ただし、平成27年度に学長判断があり、平成28年度から1名が過員配置された。また、領域ごとの定数は規定されていないため、学長が教授会及び領域の意見を聴取して決定してきた(表3-1)。教員数は大学設置基準を満たすものであり、教員組織の編成実態は概ね編成方針に整合している。

##### (3) 研究科

学部同様、選考規程により、「教員、非常勤講師の採用及び教員の昇任に係る選考は、人格、学歴、職歴、教育研究上の業績、社会における活動に基づいて行わなければならない。」と定められている。大学院設置基準によれば、教員は学部教員が兼ねることが認められている。大学院専任の教員は特別に配置してはならず、学部教員が兼任する方式となっている。ただし、大学院修士課程又は共同看護学専攻博士課程担当者となるためには、資格審査に可となることが求められる。教員数は大学院設置基準を満たすものであり、教員組織の編成実態は概ね編成方針に整合している。



表 3-1 領域別職位別定数

| 教員組織(領域) |          | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | 計  | 備考(再掲)   |
|----------|----------|----|-----|----|----|----|----|----------|
| 1        | 一般教養     | 1  |     | 1  |    |    | 2  |          |
|          | 専門基礎     | 3  |     |    | 1  |    | 4  |          |
| 2        | 基礎看護学    | 1  | 1   | 1  | 2  | 3  | 8  |          |
| 3        | 成人看護学    | 1  | 1   |    | 5  | 1  | 8  | 1 (育休代替) |
|          | 成人・老年看護学 |    | 1   |    |    |    | 1  | 過員配置※    |
| 4        | 老年看護学    | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | 5  | 欠 1      |
| 5        | 母性看護学    | 1  | 1   | 2  | 1  |    | 5  |          |
| 6        | 小児看護学    | 1  | 1   | 2  |    | 1  | 5  | 1 (育休代替) |
| 7        | 精神看護学    | 1  | 1   | 1  | 2  |    | 5  | 欠 1      |
| 8        | 公衆衛生看護学  | 1  | 1   | 1  | 1  |    | 4  |          |
|          | 在宅看護学    | 1  |     |    | 1  |    | 2  | 欠 1      |
| 9        | 赤十字看護学   | 1  |     | 1  |    |    | 2  |          |
|          | 計        | 13 | 8   | 10 | 14 | 6  | 51 |          |

※ 学長判断による一時的な増員

## (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

### (1) 大学全体

教員数は大学設置基準及び大学院設置基準を満たしており、学生数及びカリキュラムに応じて教員組織を整備している。

本学の教員組織は、表 3-2 に示したとおりである。平成 28 年 5 月現在の専任教員は、教授 12 名、准教授 8 名、講師 9 名、助教 13 名、助手 6 名の計 48 名（学部長、研究科長、図書館長は教授職兼務）である。平成 28 年度定員数 51 名に対し、欠員 3 名となっている。ただし、老年看護学准教授は平成 28 年 9 月 1 日就任が決定されている。老年看護学講師及び精神看護学講師は平成 29 年 4 月 1 日就任予定である。なお、大学院の専任教員は兼務であり、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）による必要専任教員数（15 名）を上回っている。さらに、必要教授数は 8 名となるが本学は 12 名を擁している。また、非常勤講師は、学部 37 名、看護学研究科 32 名である。

年齢構成については、募集時に年齢を提示することはできないため、広く公募している。ただし、教育実績、研究業績、大学への貢献、社会活動の他、後継者育成を考慮し領域内の年齢構成も視点として加味して、一定の年齢に偏らないこととし、選考を行っている。教授又は准教授の選考時には、大学院の担当についても選考の視点の一つとして加えている。

### (2) 学部

教員組織は、一般教養・専門基礎、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、公衆衛生看護学、在宅看護学、赤十字・災害の 9 領域を配置し、講座的な運営を求めている。教授は領域長として当該領域をまとめ、准教授と協働し

て、講師、助教及び助手を指導する体制をとっている。職位別に教員の年齢構成を表 3 - 3 に示した。平均年齢をみると講師及び助教が比較的高い値を示していると考えられるが、平成 28 年度には臨床看護の熟練者が雇用されたことに起因していると考えられる。これらから、全体として年齢構成は概ね妥当であると考えられる。

また、専任教員が担当する授業科目数は、本学が開講する 119 科目のうちの 87 科目である。この 9 領域は学部のカリキュラムに準拠しており、教員組織の編成実態は教育を提供するカリキュラムと整合がとれている。

表 3 - 2 教員組織

平成 28 年 5 月 1 日現在

|    |    | 職 名     | 領 域      | 氏 名                 |
|----|----|---------|----------|---------------------|
| 1  | 1  | 学 長     |          | 鎌倉 やよい              |
| 2  | 1  | 学部長・教授  | 精神看護学    | 村瀬 智子               |
| 3  | 2  | 研究科長・教授 | 基礎看護学    | 山田 聡子               |
| 4  | 3  | 図書館長・教授 | 専門基礎     | 上村 治                |
| 5  | 4  | 学務部長・教授 | 小児看護学    | 大西 文子               |
| 6  | 5  | 教授      | 一般教養     | 森 久子                |
| 7  | 6  |         | 専門基礎     | 森田 一三               |
| 8  | 7  |         | 専門基礎     | 三木 研作               |
| 9  | 8  |         | 成人看護学    | 東野 督子               |
| 10 | 9  |         | 老年看護学    | 小林 尚司               |
| 11 | 10 |         | 母性看護学    | 野口 眞弓               |
| 12 | 11 |         | 公衆衛生看護学  | 長谷川 喜代美             |
| 13 | 12 |         | 在宅看護学    | 10 月 1 日就任予定(6 月辞退) |
| 14 | 13 |         | 赤十字看護学   | 小林 洋子               |
| 15 | 1  | 准教授     | 基礎看護学    | 中島 佳緒里              |
| 16 | 2  |         | 成人・老年看護学 | 中村 裕美               |
| 17 | 3  |         | 成人看護学    | 石黒 千映子              |
| 18 | 4  |         | 老年看護学    | 平成 29 年 9 月 1 日就任予定 |
| 19 | 5  |         | 母性看護学    | 橋村 富子               |
| 20 | 6  |         | 小児看護学    | 川島 美保               |
| 21 | 7  |         | 精神看護学    | 原田 真澄               |
| 22 | 8  |         | 公衆衛生看護学  | 大谷 喜美江              |
| 23 | 1  | 講師      | 一般教養     | 鈴木 寿摩               |
| 24 | 2  |         | 基礎看護学    | 竹内 貴子               |
| 25 | 3  |         | 老年看護学    | 平成 29 年 4 月 1 日就任予定 |
| 26 | 4  |         | 母性看護学    | 千葉 朝子               |
| 27 | 5  |         | 母性看護学    | ハーディング 優子           |
| 28 | 6  |         | 小児看護学    | 神道 那実               |
| 29 | 7  |         | 小児看護学    | 山田 恵子               |

|    |    |    |         |                     |
|----|----|----|---------|---------------------|
| 30 | 8  | 講師 | 精神看護学   | 初田 真人               |
| 31 | 9  |    | 精神看護学   | 平成 29 年 4 月 1 日就任予定 |
| 32 | 10 |    | 公衆衛生看護学 | 清水 美代子              |
| 33 | 11 |    | 赤十字看護学  | 長尾 佳世子              |
| 34 | 1  | 助教 | 専門基礎    | 高見 精一郎              |
| 35 | 2  |    | 基礎看護学   | 西村 淳子               |
| 36 | 3  |    | 基礎看護学   | 加藤 広美               |
| 37 | 4  |    | 成人看護学   | 堀田 由季佳              |
| 38 | 5  |    | 成人看護学   | 酒井 喜久子              |
| 39 | 6  |    | 成人看護学   | 橋本 茜                |
| 40 | 7  |    | 成人看護学   | 小山 順子               |
| 41 | 8  |    | 成人看護学   | 浅田 優也               |
| 42 | 9  |    | 老年看護学   | 金岡 哲二               |
| 43 | 10 |    | 母性看護学   | 村瀬 ゆかり              |
| 44 | 11 |    | 精神看護学   | 坪之内 千鶴              |
| 45 | 12 |    | 在宅看護学   | 松田 優子               |
| 46 | 13 |    | 公衆衛生看護学 | 廣田 直美               |
| 47 | 1  | 助手 | 基礎看護学   | 斉藤 香織               |
| 48 | 2  |    | 基礎看護学   | 酒井 梓                |
| 49 | 3  |    | 基礎看護学   | 安達 亜希               |
| 50 | 4  |    | 成人看護学   | 石田 咲                |
| 51 | 5  |    | 老年看護学   | 福田 裕一               |
| 52 | 6  |    | 小児看護学   | 野口 賀乃子              |

表 3 - 3 教員年齢構成

平成 28 年 5 月 1 日現在

|     | 平均年齢   | 最年長  | 最年少  |
|-----|--------|------|------|
| 教授  | 55.8 歳 | 65 歳 | 43 歳 |
| 准教授 | 47.9 歳 | 62 歳 | 38 歳 |
| 講師  | 48.4 歳 | 55 歳 | 38 歳 |
| 助教  | 42.8 歳 | 63 歳 | 30 歳 |
| 助手  | 32.3 歳 | 38 歳 | 27 歳 |

### 〈3〉研究科

平成 22 年度に開設した修士課程には、研究・教育者コースと専門看護師（CNS）コースを配置し、平成 28 年度から共同看護学専攻博士後期課程を開設した（資料 3-7）。

教員組織は学部の教員による兼任で充当されている。特に CNS コース（母性看護学、小児看護学、精神看護学）は授業科目数が多いため、研究・教育者コースの教員組織と比較して、教員を 5 名配置するなど、仕事量を加味した調整を行ってきた。研究科の担当教

員は表 3-4 に示すとおりである。

また、教員組織は学部のカリキュラムに準拠しているが、大学院修士課程の分野構成とは整合を欠く現状がある。具体的には、修士課程看護管理学分野を基礎看護学と災害看護学教員が担当し、地域生活看護学分野を老年看護学、公衆衛生看護学及び在宅看護学教員が担当している。また、成人急性期看護学分野については、成人看護学教員が担当するが、成人慢性期看護学分野は配置されていない。教員の専門に基づく研究業績の蓄積や教育への還元を考えると、教員組織と修士課程の分野構成の整合については検討課題である。

博士後期課程共同看護学専攻では、各構成大学が開設する科目により教育課程を構成している。本学では 3 名の博士マル合教員が承認され、学生の受け入れを行っている。

表 3-4 平成 28 年度看護学研究科担当教員  
修士課程

| 領域分野             |                             |          | 職位    | 氏名      | 主指導<br>教員 | 副指導<br>教員 | 科目担当<br>教員 |
|------------------|-----------------------------|----------|-------|---------|-----------|-----------|------------|
| 共通               |                             |          | 教授    | 三木 研作   |           |           | ○          |
|                  |                             |          | 准教授   | 中島 佳緒里  |           | ○         |            |
| 専<br>門<br>科<br>目 | 看護管理学                       |          | 教授    | 山田 聡子   | ○         |           |            |
|                  |                             |          | 教授    | 小林 洋子   | ○         |           |            |
|                  | 臨床<br>実<br>践<br>看<br>護<br>学 | 成人急性期看護学 | 教授    | 東野 督子   | ○         |           |            |
|                  |                             |          | 准教授   | 石黒 千映子  |           | ○         |            |
|                  |                             |          | 准教授   | 中村 裕美   |           | ○         |            |
|                  |                             | 母性看護学    | 教授    | 野口 眞弓   | ○         |           |            |
|                  |                             |          | 准教授   | 橋村 富子   |           |           | ○          |
|                  |                             | 小児看護学    | 教授    | 大西 文子   | ○         |           |            |
|                  |                             |          | 教授    | 上村 治    |           | ○         |            |
|                  |                             |          | 准教授   | 川島 美保   |           | ○         |            |
|                  | 精神看護学                       | 教授       | 村瀬 智子 | ○       |           |           |            |
|                  |                             | 准教授      | 原田 真澄 |         | ○         |           |            |
|                  | 地域生活看護学                     |          | 教授    | 長谷川 喜代美 | ○         |           |            |
|                  |                             |          | 教授    | 小林 尚司   | ○         |           |            |
|                  |                             |          | 教授    | 森田 一三   |           | ○         |            |
|                  |                             |          | 准教授   | 大谷 喜美江  |           | ○         |            |
|                  | 災害看護学                       |          | 教授    | 小林 洋子   | ○         |           |            |
|                  |                             |          | 講師    | 長尾 佳世子  |           |           | ○          |

後期 3 年博士課程

|         |    |       |   |   |  |
|---------|----|-------|---|---|--|
| 共同看護学専攻 | 教授 | 山田 聡子 | ○ |   |  |
|         | 教授 | 野口 眞弓 | ○ |   |  |
|         | 教授 | 大西 文子 | ○ |   |  |
|         | 教授 | 東野 督子 |   | ○ |  |

### **(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。**

#### **(1) 大学全体**

教員の採用は、領域の教員定数に不足が生じたときに、学長が教員選考委員会に発議して公募を開始する。そして、教員選考委員会が、教員の採用及び昇任の選考を行ってきた。教員の選考基準は、教員選考基準規程及び教員昇任業績基準において教育業績や研究業績等職位ごとに定めている。さらに、当該教員の職歴、教育・研究業績、学会・社会貢献活動における実績等に基づき評価される。教員選考委員会で適切と判断された教授・准教授・講師・助教・助手候補者は、教授会（資料 3-8）の議を経て、学長の承認を得て採用決定となる。

教員選考委員会規程（資料 3-9）によれば、学長が教員選考を発議し、人事案件ごとに教員選考委員会を学長が任命して選考する手続きが示されている。しかし、平成 28 年度において、教員選考委員会は常設委員会として踏襲され、学部人事委員会として機能してきたことが判明した。教員選考等の実質的な権限が当該委員会に集中し、学長との関係も組織上不明瞭となっていた。また、昇任人事についても手続きが不明瞭であった。

そのため、教授会に意見を求めた上で、平成 28 年 12 月経営会議において、人事委員会規程（資料 3-10）及び教員の資格審査基準に関する規程（資料 3-11）を改正すると共に教員昇任業績基準を廃止し、教員等人事手続規程（資料 3-12）及び教員選考規程（資料 3-13）を新たに制定した。これらの規程は、平成 29 年 4 月 1 日施行の予定である。

#### **(2) 学部**

教員候補者の選考及び教員の昇任について、①教員の定数に不足が生じたとき、②教員の昇任を学長が必要と認めたとき、に行われると教員選考委員会規程に規定されている。

平成 28 年度新採用者は 15 名と多数であり、その内訳は専門基礎領域の教授 2 名、看護学領域の准教授 1 名、講師 2 名、助教 7 名、助手 3 名であった。専門基礎領域の採用は定年退職に伴うものである。しかし、看護学領域の教員が前任者の依願退職により 13 名交代することは教育の質を保証する上で大きな問題である。一方、昇任は 3 名であり、教授、准教授、助教への昇任が各 1 名であった。

平成 28 年度においては、2 名（講師、助教）から止むを得ない事由によって依願退職の願いがあり、受理された。前項に記した新規規程は平成 29 年度からの適用となる。そのため、新規規程を準用して、平成 29 年度の昇任に関する推薦を平成 28 年度に教授会及び教員会議に周知し、選考を開始した。

#### **(3) 研究科**

教員組織における領域責任教授が、大学院において専門科目を教授できる科目担当教員、研究指導補助教員（副指導教員）資格を有するとして、准教授又は講師を推薦し、教員選考委員会が選考を実施してきた。教員選考委員会の審議の結果「適任」と判断された場合、最終的に大学院研究科委員会（資料 3-14）の議を経て、学長の承認を得て決定となる。

しかし、平成 28 年度において、大学院修士課程担当教員資格及び共同看護学専攻博士後期課程担当教員資格については定められていなかったため、前述した「教員の資格審査

基準に関する規程」(資料 3-11)に規定した。学部と同様に、前述した新規程を準用して、平成 29 年度の昇任に関する推薦を平成 28 年度に教授会及び教員会議に周知し、選考を開始した。

#### **(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。**

##### **(1) 大学全体**

###### **1) 学生授業評価とそれに対する教員自己評価**

看護学部及び看護学研究科では、学生による授業評価(資料 3-15)を行っている。授業評価結果に対しては教員の自己評価を行っており、教員の資質向上に努めている。

学生による授業評価と学生の授業評価に対する教員の自己評価によって行われている。授業評価は、セメスターごとに講義・演習・実習・卒業研究に分けて各授業終了時に実施している。講義・演習科目は 14 項目、実習・卒業研究は 13 項目からなり、各質問項目に対し 5 段階で評価し、その評価結果を担当教員にフィードバックする。この時、講義・演習・実習全体の平均と各教員が担当した科目の平均が項目ごとに示される。

この結果に対して、教員は自己評価し、学生への回答とともに学生に公開し、次年度への授業展開方法等の改善を図り、教員の質向上に努めている。なお、この結果について、全体平均よりも学生の評価が特に低い教員に対して、学部長より個別の指導が行われ、その後の改善状況の経過を見ている。

###### **2) 日本赤十字学園による勤務評価**

日本赤十字学園は、全 6 大学で毎年教職員を対象に勤務評価(資料 3-1 p.3-96)を実施している。この評価は、教育活動、研究活動、学内貢献、社会貢献などで構成され、職位ごとに評価項目、配点が異なっている。全教員がこの評価項目に回答し、領域責任者(一般教養、専門基礎教授の場合は学部長)に提出後、教育職勤務評価委員会で検討される。管理職は学長が確認して評価する。教育職勤務評価委員会では全体的な傾向や教員全体の強みや課題を検討して、領域責任者を通じて、面接により各教員に結果をフィードバックし、次年度の課題を明確化するようにしている。ただし、この勤務評価結果が給与、職位等に影響するものではない。

###### **3) FD・SD の実施**

平成 20 年に FD・SD 委員会が組織され、日本赤十字社が主催する各種研修会への派遣、講師を招いての講演会が開催された。平成 22 年度の認証評価では、「教育力や指導力を向上させる学内での FD 活動への取り組みも検討されたい」との指摘を受けた。

この評価を受け、平成 23 年度は従来の各種研修会への派遣に加えて、「授業改善のための組織的な動き」をテーマに FD 研修会を開催した。平成 24 年度からは、ワークショップ形式の研修を積極的に取り入れ、教職員主体の研修会へと変化させた(表 3-4)。

平成 27 年 1 月から、毎月開催される教員会議終了後に、教員が各自の研究等を発表し、相互理解を深める機会を設けた。さらに、教授を除く教員を対象に研究奨励賞を設け、研究発表を行う場を設けた。

平成 29 年度 SD マップ(資料 3-16)を作成し、平成 28 年度 12 月教授会(平成 28 年 12 月 27 日)で承認された。教育力、研究力、教学マネジメント力の 3 軸についてレベル 1~3 の到達目標を明示し、年間の FD・SD を企画するものである。

表 3-5 FD・SD 研修会

| 日時                      | 内容と方法                                                                                                                                                                                                        | 参加者  |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 平成 24 年<br>8 月 24 日 (金) | ① 教育上の問題点の把握 (グループワーク)<br>・教育的見地からみた授業評価<br>・ふれあいゼミナールの現状と問題点<br>・看護大学における禁煙教育<br>・看護実践能力向上のための教育<br>・専門基礎教育と看護専門教育の連携<br>・大学院教育の現状と課題<br>② リフレクションの講義とグループワーク<br>③ メディカルサポートコーチングの講義とグループワーク                | 47 名 |
| 平成 25 年<br>3 月 8 日 (金)  | ① 教育上の問題点の把握 (グループワーク)<br>・教育的見地からみた授業評価<br>・ふれあいゼミナールの現状と問題点<br>・看護大学における禁煙教育<br>・看護実践能力向上のための教育<br>・専門基礎教育と看護専門教育の連携<br>・大学院教育の現状と課題<br>② 教職員の連携 (講義と全体討論)<br>③ カリキュラムマッピング (グループワーク)<br>④ コーチング (グループワーク) | 47 名 |
| 平成 25 年<br>4 月 13 日 (土) | ① 赤十字理念に基づいた本学の教育目的、目標、卒業時到達目標 (講義)<br>② 大学とハラスメント (講義とグループワーク)<br>③ 若手 (新人を含む) 看護教員の教育について (講義とグループワーク)                                                                                                     | 52 名 |
| 平成 26 年<br>8 月 9 日 (土)  | ① 研究倫理研修 (パネルディスカッション)<br>② 日本赤十字社 専門学校のカンパス化 (講義)<br>③ 産学連携について (講義)<br>④ Force Field Analysis (講義とグループワーク)                                                                                                 | 56 名 |
| 平成 27 年<br>1 月 15 日 (木) | ① カリキュラム改正で目指す本学の学生像 (講義とグループワーク)                                                                                                                                                                            | 56 名 |
| 平成 27 年<br>5 月 19 日 (火) | ① SPSS の使い方 (講義)                                                                                                                                                                                             | 16 名 |
| 平成 27 年<br>7 月 17 日 (金) | ① カリキュラムマップの先にあるもの—ナンバリングからの教務課題 (講義)                                                                                                                                                                        | 51 名 |
| 平成 27 年<br>8 月 8 日 (土)  | ① 研究倫理研修「論文発表における倫理的問題 ～ Authorship の問題も含めて」(講義)<br>② 学外研修の内容を職員に還元「指導者のための教育ワークショップ」(講義)<br>③ グループワークテーマ「University identity」(講演)                                                                           | 56 名 |
| 平成 28 年<br>1 月 27 日 (水) | ① 研究倫理研修 研究倫理審査の申請方法について<br>「人を対象とした医学系研究の倫理指針」に則って (講義)                                                                                                                                                     | 39 名 |
| 6 月 14 日 (火)            | データ処理と SPSS によるデータ分析                                                                                                                                                                                         | 17 名 |

## 〈2〉学部

学生による授業評価 (5 点満点) の結果、講義科目の平均は 4.1、演習科目の平均は 4.4、実習は 4.5 であった。自由記載の内容では、授業内容を真面目に受け止めた記載から、感情的なものまでバラつきが見られた。しかし、概ね教員の熱意が授業の総合的満足という評価につながっていた。また、少人数制による学修形態で満足度が高い評価を得た。

## 〈3〉研究科

修士課程では、平成 26 年度より学部同様に実施している。講義、演習、特別研究・課題研究の評価項目は各 12 項目、実習は 9 項目について、5 段階で評価される。

平成 27 年度までの結果をみると、講義科目は全て平均 3.6 以上（5 点満点）、演習科目は全て平均 4.3 以上であった。

## 2. 点検・評価

### ●基準 3 の充足状況

大学として求める教員像として、職位ごとに資格基準が示され、日本赤十字社の理念が示されてきた。教員組織の編制方針は、学部の教育カリキュラムに準拠し、領域ごとの定数として示され、周知されてきた。編制方針と編制実態は整合している。

この教員組織の適切性を検証する責任主体・組織として、経営会議が考えられるが、検証する手続きについては明記されていない。現状では、学長が発議して検討を開始している。組織として定期的に検証する仕組みの確立については、今後の検討課題である。

教員の募集・採用・昇格の基準は定められて選考を実施してきたが、その手続きにおいて不十分な点があった。そのため、人事委員会規程（資料 3-10）、資格審査基準に関する規程（資料 3-11）を改正し、教員等人事手続規程（資料 3-12）及び教員選考規程（資料 3-13）を新たに制定し改善した。教員選考規程には大学として求める人物像を明記した。

教育研究、その他の諸活動に関する教員の資質向上を図るための研修等については、参加型の FD 活動として実施してきた。さらに、SD マップを作成し、教育力・研究力・教学マネジメント力に視点を置き、それぞれレベル 1～3 の到達目標を示して、FD・SD の平成 29 年度年間企画を設定した。

また、教員の教育研究活動の業績評価については、日本赤十字学園が行う勤務評価制度が機能し、各人に評価結果はフィードバックされている。

以上から、基準 3 については、概ね達成している。

### ①効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

- ・人事委員会規程（資料 3-10）及び教員の資格審査基準に関する規程（資料 3-11）を改正し、教員等人事手続規程（資料 3-12）及び教員選考規程（資料 3-13）を新たに制定した。これらによって、人事関係案件の手続き、教員選考の基準が明確となった。
- ・教員選考規程第 2 条に大学が求める教員像として「日本赤十字豊田看護大学の建学の精神・教育理念への理解を有すること」を明示し、さらに教員の資格審査基準に関する規程に求める要件をすべて明文化した。
- ・SD マップを作成した。これによって、従来の FD 研修会について、教育力・研究力・教学マネジメント力の視点から、レベル 1～2 の到達目標をめざし、段階的に FD・SD 研修会を意図的に企画し、実施することができる。さらに、毎年度評価して発展させることが可能となった。
- ・学生による授業評価とそれに対する教員の自己評価が定着した。



## 〈2〉学部

- ・教員組織は学部のカリキュラムに準拠しており、領域ごとに講座的運用により円滑に教育が提供されている。その根拠として、学生による授業評価も概ね良好である。
- ・平成 29 年度からの昇任に関する推薦依頼を教授会に発議し、具体的な基準を明示することで、公平で透明性の高い審査が開始された。

## 〈3〉研究科

- ・平成 29 年度からの大学院修士課程担当教員に関する推薦依頼を研究科委員会に発議し、具体的な基準を明示することで、公平で透明性の高い審査が開始された。

## ②改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

- ・人事関連の規程を整備したが、教員選考委員会規程、教員選考実施要項を平成 29 年 3 月に廃止する必要がある。
- ・SD マップを作成し、レベル 1・2 までの到達目標を設定したが、今後レベル 3 を設定し企画することが残されている。
- ・教員組織の適切性の検証にあたる責任主体・組織は、現状では経営会議の審議事項「教授会及び研究科委員会の審議等に付される重要な事項」に該当すると考えるが、審議事項に明示する必要がある。また、権限、手続き等についても検討する必要がある、組織として定期的に検証する仕組みの確立を目指す必要がある。

### 〈2〉学部

- ・採用人事について、選考方法を改変したことをふまえ、現状の欠員を充足させる必要がある。
- ・退職による人事交代が、平成 27 年度には 15 名が退職し、看護学領域の依願退職者は 13 名であった。看護学実習を担当する講師、助教及び助手が退職しているので、非常勤助手の適切な雇用など検討する必要がある。
- ・臨地実習指導教員には、病棟との調整能力、実習指導者との協働と調整能力、患者に対する臨床看護力、個々の学生への指導力、さらには学生グループを調整する能力など複合した能力が求められる。SD 研修会によって、これらの能力を育成する必要がある。
- ・教員組織編制方針として、領域別の定数は示されている。今後看護学実習、大学院担当を考慮し、領域別職位別の編制方針を検討する必要がある。

### 〈3〉研究科

- ・教員組織と大学院修士課程の各分野とが整合しない分野があるので、どのように整合させるのか今後の課題である。
- ・大学院教員は看護学部教員が兼務している。資格審査によって大学院担当教員が決定されているが、教授及び准教授の負担が大となっている。前項で記した教員組織編成方針を検討する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

## ①効果が上がっている事項

### 〈1〉大学全体

- ・人事関係規程の整備は終了したので、教員の採用、昇任等の手続きを行い、順調に運用できるようにする。さらに、教員の資格審査基準を教員が閲覧できる Web 上のファイルに保存すると共に、機会あるごとに周知し、昇任への動機づけと研究業績を増加させる動機づけとする。教員 39 名（51 名中、助手 6 名・育児休業 2 名・欠員 4 名を除く）の研究業績は資料に示すとおりである（資料 3-17-01～39）。
- ・平成 29 年度 SD マップに基づき研修会を開催すると共に、効果を検証する。特に、臨床教育力を育成する研修会については、助教及び助手を対象として開始するが、平成 29 年度の実績をふまえて、中部ブロック日赤病院看護部と協働して、病院看護師が受講できる臨床教育研修会へと発展させる。
- ・学生の授業評価とそれに対する教員の自己評価については、継続すると共に、評価項目を検討する。

### 〈2〉学部

- ・昇任については、毎年発議することとし、教員自身が該当職位の資格基準と照合して、基準を満たす努力ができるようにする。
- ・学生授業評価に対する教員の自己評価を継続し、学生にフィードバックすることを継続する。

### 〈3〉研究科

- ・大学院修士課程担当については、毎年発議することとし、教員自身が該当職位の資格基準と照合して、基準を満たす努力ができるようにする。

## ②改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

- ・改正及び新設した人事関連規程が適切に機能するように、委員会組織を運用する。また教員選考委員会規程、教員選考実施要は、平成 29 年 3 月に廃止の手続きをとる。
- ・SD マップを運用し、課題を把握すると共に、レベル 3 の目標を検討する。
- ・教員組織の適切性の検証にあたる責任主体・組織として、経営会議の審議事項、手続きについて検討し、組織として定期的に検証する仕組みを確立する。

### 〈2〉学部

- ・現状の欠員を充足させる。
- ・SD 研修会によって、臨床教育力向上の研修会を実施し、成果を検証する。
- ・教員組織編制方針として、看護学実習指導時間、大学院担当時間を考慮し、領域別に加えて職位別の編制方針を平成 29 年度 9 月までに検討する。

### 〈3〉研究科

- ・大学院修士課程 CNS コースの 38 単位に向けてのカリキュラム検討に合わせて、教員組

織と大学院修士課程の各分野を整合させることを検討する。現行の看護管理学分野を基礎看護学分野に変更するのか、認定看護管理者審査を受験できるレベルに発展させるのかを検討する。また、地域生活看護学分野を継続するか、領域で分割するのか検討する。

- ・前項で記したとおり、教員組織編制方針として、看護学実習指導時間、大学院担当時間を考慮し、領域別に加えて職位別の編制方針を平成 29 年度 9 月までに検討する。

#### 4. 根拠資料

- ・資料 3－1：学校法人日本赤十字学園諸規程集
- ・資料 3－2：日本赤十字豊田看護大学組織分掌規程
- ・資料 3－3：職員定数規程
- ・資料 3－4：教員選考基準規程
- ・資料 3－5：教員昇任業績基準
- ・資料 3－6：教員の任期に関する規程
- ・資料 3－7：日本赤十字豊田看護大学大学院学則 別表第 1，第 2（既出 資料 1-2）
- ・資料 3－8：教授会規程（既出 資料 2-10）
- ・資料 3－9：教員選考委員会規程
- ・資料 3－10：人事委員会規程（2017.4.1）
- ・資料 3－11：教員の資格審査基準に関する規程（2017.4.1）
- ・資料 3－12：教員等人事手続規程（2017.4.1）
- ・資料 3－13：教員選考規程（2017.4.1）
- ・資料 3－14：日本赤十字豊田看護大学大学院 研究科委員会規程
- ・資料 3－15：学生による授業評価アンケート用紙
- ・資料 3－16：SD マップ（既出 資料 1-18）
- ・資料 3－17：研究業績

|           |              |           |
|-----------|--------------|-----------|
| －01：村瀬智子  | －02：山田聡子     | －03：大西文子  |
| －04：上村 治  | －05：森 久子     | －06：森田一三  |
| －07：三木研作  | －08：東野督子     | －09：小林尚司  |
| －10：野口眞弓  | －11：長谷川喜代美   | －12：小林洋子  |
| －13：中島佳緒里 | －14：中村裕美     | －15：石黒千映子 |
| －16：橋村富子  | －17：川島美保     | －18：原田真澄  |
| －19：大谷喜美江 | －20：鈴木寿摩     | －21：竹内貴子  |
| －22：千葉朝子  | －23：ハーディング優子 | －24：山田恵子  |
| －25：初田正人  | －26：清水美代子    | －27：長尾佳世子 |
| －28：高見精一郎 | －29：西村淳子     | －30：加藤広美  |
| －31：酒井喜久子 | －32：橋本 茜     | －33：小山順子  |
| －34：浅田優也  | －35：金岡哲二     | －36：村瀬ゆかり |
| －37：坪之内千鶴 | －38：松田優子     | －39：廣田直美  |

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

##### (1) 大学全体

学部では「学士（看護学）」、修士課程では「修士（看護学）」、博士後期課程では「博士（看護学）」の学位を授与する。学位授与方針は、看護学部においては平成22年8月に策定した後、開学10周年を迎えたことを契機に、平成26年度から教育目的・目標と、学位授与方針の見直しを行い平成28年度から新たな学位授与方針として学生便覧等に表示している（資料4(1)-1 p.6）。

大学院看護学研究科修士課程では、平成22年の開学時に学位授与方針を定め、学生便覧等に表示している。平成28年度開設した博士後期課程（共同看護学専攻）においても学位授与方針を定め履修の手引き等に表示している（資料4(1)-2 p.9、資料4(1)-3 p.3）。

##### (2) 学部

教育理念、教育目的・目標に基づき学位授与方針を定め「卒業認定・学位授与に関する方針：卒業時に期待される能力」として、表4-1-1の内容で学生便覧及びホームページに表示している（資料4(1)-1 p.6、資料4(1)-4）。学部においては、所定の期間在学し、卒業要件となる単位数を修得した者に卒業が認定され、学位（学士（看護学））を授与している（資料4(1)-5、資料4(1)-6）。

表4-1-1 看護学部 ディプロマポリシー

本学の教育理念、教育目的、教育目標を実現することを意図したカリキュラムを編成し、所定の単位を修めた学生は卒業が認定され、学士（看護学）の学位を授与する。卒業までに以下に挙げるようなことを身につけていることが求められる。

1. 赤十字の基本原則を理解し、人間としての尊厳と権利を尊重・擁護する専門的立場から行動することができる。
2. 人の生命や生きる営みを支えるために、コミュニケーション技術や生きる力への思いやりの態度を身につける。
3. 一人の人間を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解することができる。
4. 事実を把握し、専門的知識、先行研究、経験等を活用してその状況の分析・評価に基づき問題を解決することができる。
5. 健康問題に対する人間の反応を把握し、個別的看護を的確かつ安全に実施することができる。
6. 地域社会における保健・医療・福祉の分野で看護が担うべき役割を認識し、他の専門家と協働してケアを実施することができる。
7. 自己啓発力・自己学習力をもって、生涯学習を自ら求め続けることができる。
8. 国際社会における健康ニーズを把握するための基礎的能力をもち、看護の役割を認識できる。

##### (3) 研究科

研究科においても、教育理念、教育目的・目標に基づき学位授与方針を定め「修了認定・

学位授与に関する方針」として、表 4-1-2 の内容で学生便覧及びホームページ等に明示している（資料 4(1)-2 p.9、資料 4(1)-3 p.3、資料 4(1)-4、資料 4(1)-7 p.30）。

修士課程では、修士課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、論文の審査及び最終試験に合格した者に修了が認定され、学位（修士（看護学））を授与している（資料 4(1)-6、資料 4(1)-8）。

博士後期課程（共同看護学専攻）では、表 4-1-3 に示すように、博士後期課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ独創的研究に基づく博士学位論文を提出し、博士学位論文審査と最終試験に合格した者に修了が認定され、学位（博士（看護学））を授与している（資料 4(1)-6、資料 4(1)-8）。

表 4-1-2 修士課程 ディプロマポリシー

修士課程に所定の期間在学し、本研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、論文の審査及び最終試験に合格し、以下の要件を満たす者に、学位（修士（看護学））を授与する。

1. 赤十字の基本原則に基づいた豊かな人間性を備えている。
2. 看護学の発展に寄与できる教育・研究に取り組む基礎的能力を有している。
3. 看護の場で生じている課題の創造的解決に必要なマネジメント力、システム構築力、人材育成力を有している。
4. 人道的支援が必要な場において、多職種・多機関と協働して対処できる。
5. 地域連携を図り、ヘルスプロモーションを包括的に推進する能力を備えている。

表 4-1-3 博士後期課程 ディプロマポリシー

修了要件となる単位を取得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、次の条件を満たすものに博士（看護学）の学位を授与する。

1. 看護学において、高度な専門的業務に従事する上で必要な学識・技術・応用力に基づいて、自立的な研究活動を担える能力を有している。
2. 高度な専門性と倫理観を有した、実践者、指導者、管理者、教育者、研究者として、多角的なリーダーシップを発揮できる資質と力量を有している。

## （2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

### （1）大学全体

本学では、前述の教育目標に基づき、看護学部及び看護学研究科それぞれに教育課程の編成・実施方針であるカリキュラムポリシーを設定している。看護学部のカリキュラムポリシーは平成 22 年 8 月に、看護学研究科修士課程のカリキュラムポリシーは平成 22 年開学時に策定した。博士後期課程は平成 28 年度開学時に策定した。学部、研究科ともに、学生便覧、ホームページ等に明示している（資料 4(1)-1 p.6、資料 4(1)-2 p.10、資料 4(1)-4）。

### （2）学部

看護学部の教育課程は、赤十字の理念である「humanity」を基盤とし、「人間」、「環境」、「健康」、「看護」、「赤十字」を主要概念として編成している。これら主要概念の見解及び

関係性を学生便覧に示している（資料 4(1)-1 p.7）。カリキュラムポリシー（表 4-1-4）及び主要概念に基づき編成された教育課程は一覧表として学生便覧及びシラバスに掲載しており（資料 4(1)-1 p.28-29、資料 4(1)-9 p.10-11）、授業科目区分や必修・選択の別及び単位数等を明示している。

平成 25 年度に FD 活動の一環としてカリキュラムマップを作成し、平成 27 年度に見直しを行い教育目標に基づき策定したディプロマポリシーとカリキュラムポリシーとの整合性を確認している。このカリキュラムマップを平成 26 年度から学生便覧及びシラバスに掲載している。カリキュラムポリシー、カリキュラムマップにより、教育活動の体系性を示しており、教育課程を実施するための基本的方策の概要を明示している。

なお、教育課程実施における具体的な授業時間及び授業期間については、学生便覧に掲載する学年歴、授業時間割に示している（資料 4(1)-9 p.5、資料 4(1)-10）。

表 4-1-4 看護学部 カリキュラムポリシー

本学のカリキュラム・ポリシーは、赤十字の理念である「humanity」を基盤として、人間としての尊厳と権利を尊重・擁護できる看護専門職者の育成を目的としています。特に、看護の役割拡大という社会的ニーズに応えるために、プライマリヘルスケアから高度専門医療に至るまで、保健医療における諸問題を科学的に分析・考察し、的確に対応できる基礎的能力、看護の基本原則を看護実践に応用できる能力を育み、さらには国内外の保健・医療・福祉の分野において指導性を発揮し、将来、看護教育・研究の発展に貢献できる人材を育成しています。

本学のカリキュラムは、編成の基本となる主要概念を「人間」、「環境」、「健康」、「看護」、「赤十字」として、これらの概念に沿った、「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の科目区分で構成しています。

教養科目では、「人間」を理解するための心理学や人間発達論、「環境」を理解するための社会学や文化人類学、科学的な問題解決能力を養う生活科学やコミュニケーション技術を学ぶ語学、少人数制のセミナーによるスタディスキルズセミナー、さらにはボランティア活動論などを取り入れ、人間性、主体性、社会性の育成と看護の対象である人間を統合的に理解するための知識を身につけます。

専門基礎科目では、「人間」「健康」を理解するための形態機能学や栄養代謝学、疾病・病態学、保健医療福祉などの科目から成り立ち、人間の生命の誕生、健康の維持・増進、人間と環境との相互作用・健康障害などを理解し、看護学を实践するために必要な基礎的知識を学びます。

専門科目では、看護学が中心となっています。1 年次に、基礎看護学として看護学の基礎理論や看護技術を学びます。2 年次には、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、公衆衛生看護学、在宅看護論の概論・方法論を学びます。3 年次には、各領域別看護学の演習等を中心に学び、後期には各領域における実習を通して理論と実践の統合を学びます。4 年次には看護基礎教育の集大成として卒業研究・統合実習を学び、4 年間を通して、看護学を形成的に修得します。

### 〈3〉研究科

看護学研究科における、カリキュラムポリシー（表 4-1-5、表 4-1-6）に基づき編成された教育課程は一覧表として学生便覧及びシラバスに掲載しており（資料 4(1)-2 p.34-35、資料 4(1)-11 p.7-9、資料 4(1)-3 p.7）、専攻領域・分野、コース設定、授業科目、必修・選択の別及び単位数、研究指導等を明示している。

教育課程実施における具体的な授業時間及び授業期間については、学生便覧に掲載する

学年歴、授業時間割に明示している(資料 4(1)-2 p. 33、資料 4(1)-3 p.1、資料 4(1)-12、資料 4(1)-13)。なお、研究科修士課程及び博士後期課程は、大学院設置基準第 14 条教育方法の特例に則り、夜間開講を行っている。

表 4-1-4 修士課程 カリキュラムポリシー

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本学大学院の教育目的・目標を達成するため、研究・教育者を育成するコースと、高度実践家を育成するコースを設け、看護学の発展に寄与できる人材、および高度な実践能力を有する看護専門職者の育成をめざしている。目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護学を探究するため「看護理論」を必修共通科目におく。</li> <li>・研究能力育成のため「看護研究Ⅰ」を必修共通科目に、「看護研究Ⅱ」を選択共通科目におく。</li> <li>・赤十字の看護の歴史を理解し発展させるため、「赤十字と看護の歴史」を必修共通科目におく。</li> <li>・看護管理学、臨床実践看護学（成人急性期看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学）、地域生活看護学、災害看護学の 4 領域 7 分野に必要な科目をおく。</li> <li>・専門看護師認定試験の受験（CNS コース：母性看護、小児看護、精神看護）に必要な科目をおく。</li> </ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

表 4-1-5 博士後期課程 カリキュラムポリシー

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>共同看護学専攻の設置の趣旨及び教育目標を達成するため、科目区分を設け必要な授業科目を配置するとともに、当該科目区分ごとに履修要件単位数を定め、体系的なコースワークによる教育課程を編成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護学を導く理論を探究するとともに、高度な実践知を基盤とした理論を構築するための方法および研究方法を学修し、博士学位論文の作成に結びつけるために共通科目をおく。</li> <li>・看護における知識や技術の検証、新たな理論や方法論の創設等、より高度な研究能力を身につけ、広範な健康問題や看護課題について実践的な研究を行うために専門科目をおく。</li> <li>・自らの研究テーマに関わる事例や先行研究を分析し、課題解決のための理論と方法論、技法について実証的に研究する手法を探究するために演習をおく。</li> <li>・博士学位論文作成に向け、専門領域の垣根を越え異なる専門性の観点から、実現可能な研究に向けての方向性を明確化するために合同研究ゼミナールをおく。</li> <li>・保健・医療・福祉の場で科学的視点を持ち教育・研究能力が発揮できる高度専門職業人に必要な研究能力の修得を目指すため特別研究をおく。</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が大学構成委員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表しているか。**

**(1) 大学全体**

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学構成員（教職員）には入職時、学生には入学時にこれらについて説明を行っている。教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は学生便覧に掲載し、学生及び教員に毎年配布し、学生には年度始めのガイダンスで説明を行い周知している。又、ホームページや大学ポर्टレート等で公表している。

## 〈2〉学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学生便覧及びホームページに掲載している。新入生及び在学生には、ガイダンス時に学生便覧を配布し毎年説明を行っている。新入生保護者に対しても、新入生対象の説明を聴講する機会を設けている。学外への周知は、オープンキャンパスや高校教諭を招いた説明会、本学教員による高校訪問の機会に関連資料の配布と説明を行っている。又、関係者等に大学案内等を郵送し広く周知を図っている。

## 〈3〉研究科

修士課程及び共同看護学専攻博士後期課程における教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成実施方針は、学生便覧や大学案内に明示するとともにホームページで公表している。新入生及び在学生には、ガイダンス時に学生便覧を配布し毎年説明を行っている。大学院説明会やオープンキャンパス、本学教員による医療機関や教育機関への広報活動時に関連資料の配布と説明を行い、又、関係機関に大学案内を郵送し広く周知を図っている。

## 〈4〉教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

### 〈1〉大学全体

平成 25 年度に発足した教育の質保証委員会を中心として、看護学部ではカリキュラム委員会において、研究科修士課程では大学院カリキュラム委員会が検証を行っている。又、学部学生や大学院生の意見を学生アンケート調査により収集し（資料 4(1)-14-1,2）、自己点検・評価委員会と IR 委員会が毎年分析・評価を行っている。カリキュラム委員会、大学院カリキュラム委員会における検証結果と、自己点検・評価委員会の分析・評価結果に基づき、教育の質保証委員会において審議し、定期的に検証を行っている。平成 28 年度からは、外部評価を導入し検証を行っている（資料 4(1)-15 4(1)-16）。平成 29 年度からは学内組織変更に伴い、学部カリキュラム委員会と大学院カリキュラム委員会を廃止し、教育の質保証委員会で学部と大学院教育を連関させた総合的な観点からの適切性の検証を行っている。又、外部評価を年に 2-3 回受けることを検討している。

### 〈2〉学部

平成 22 年度の認証評価受審結果を受けて、平成 23 年度にカリキュラム委員会を設置し、看護学部の学位授与方針を見直した。平成 21 年度と 24 年度には、看護師保健師助産師学校養成指定規則に準拠させるための教育課程の改正に併せてカリキュラムの編成について検討した。平成 25 年 3 月には FD・SD 研修会において「カリキュラムマップ」を作成する過程を教育課程の編成・実施方針を見直す機会とした。平成 25 年度に、カリキュラム構成の基本的な考え方を再確認し、カリキュラム委員会・教授会での審議を経て教育課程の編成・実施方針を策定した。さらに、平成 27 年度のカリキュラム委員会において、教育課程の改正に並行してカリキュラムマップ及び教育課程の編成・実施方針の見直しを行いカリキュラム委員会及び教授会を経て、議決された（資料 4(1)-1 p.6、資料 4(1)-17）。



### 〈3〉研究科

大学院カリキュラム委員会を平成 24 年度に設置し、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成実施方針の適切性について概ね月 1 回定期的に検討を重ね、研究科委員会において審議を行ってきた。平成 25 年度に教育の質保証委員会が設置されたため、現在は大学院カリキュラム委員会での審議結果を教育の質保証委員会に報告し、研究科委員会に付議している。平成 28 年度は、外部評価として愛知県内外の看護系大学教授 2 名に適切性の評価を依頼した。

修士課程では、上記検証結果及び社会的要請に応じて平成 25 年度と平成 27 年度に教育課程の変更を行った。教育課程の変更に連動し、平成 27 年度に教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成実施方針を修正した。現在、高度実践看護師教育課程（38 単位）の認定を目指し、教育課程の変更の検討を開始している。

博士後期課程では、平成 28 年度開学後 30 年度の完成年度にむけて、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成方針について検討を進める計画である。

## 2. 点検・評価

### ●基準 4 の充足状況

学部及び研究科ともに、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成実施方針について明示・公表してきたが、公表方法に課題がある。定期的な検討や見直しができる環境は整ってきており、同基準を概ね充足している。

### ①効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

- ・平成 22 年度の認証評価受審結果を受けて、平成 23 年度にカリキュラム委員会、平成 24 年度に大学院カリキュラム委員会を設置し、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する仕組みの整備を開始した。平成 25 年度に教育の質保証委員会が設置されたことにより、教育目標、学位授与方針・教育課程の編成・実施方針について、大学内部で定期的に検討・見直しができる環境が整った。
- ・看護学部・大学院看護学研究科ともに、教育理念・目的を達成するために教育目標を定め学位授与方針・教育課程の編成・実施方針について学生便覧に明示し、学生や教職員へ配布してガイダンス等で周知を図っている（資料 4(1)-1、資料 4(1)-2）。又、大学案内、ホームページに掲載して、社会に広く周知している（資料 4(1)-4、資料 4(1)-7）。
- ・平成 28 年度より、本学の教育理念、教育目的・目標について外部の学識者による評価システムを導入した（資料 4(1)-15 4(1)-16）。平成 28 年度の外部評価結果から、学部の教育目標、学位授与方針の公表や、研究科におけるカリキュラムマップの不在等の課題が明確となり、改善の方向性を定めることができた。

#### 〈2〉学部

- ・カリキュラム委員会及び教育の質保証委員会での検討結果に基づき、平成 24 年度、平成 28 年度にカリキュラム改正を行った。カリキュラム改正に並行し教育目標を定め学位授与方針・教育課程の編成・実施方針について検証を行っている。

- ・平成 25 年度にカリキュラムマップを作成し、平成 26 年度から学生便覧に掲載している（資料 4(1)-1 p.8-9）。

### 〈3〉研究科

- ・大学院カリキュラム委員会及び教育の質保証委員会での検討結果に基づき、又、社会的要請に応じて平成 25 年と平成 27 年に教育課程の変更を行った。教育課程の変更に連動し、平成 27 年度に教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成実施方針を修正した（資料 4(1)-2 p.9-11、資料 4(1)-18 p.9-11）。
- ・高度実践看護師教育課程（38 単位）の認定を目指して教育課程の変更の検討を開始しており、平成 31 年度から学生を受け入れる計画である。
- ・共同看護学専攻は本邦初の教育課程である。構成大学間で連携し、慎重に多角的に検証を進める必要があり、平成 28 年度に共同看護学専攻自己点検評価委員会が設置された。

## ②改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

- ・教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成実施方針について、学部と研究科の連関の観点からの検証が十分ではない。

### 〈2〉学部

- ・大学案内に教育目標、学位授与方針が掲載されておらず、社会への公表が十分ではない。

### 〈3〉研究科

- ・教育目標及び教育課程の編成実施方針と各授業科目との関係性についてカリキュラムマップが策定されておらず、関係性の検証が十分とは言えない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

- ・平成 29 年度から施行される新体制の運営組織図に則り、教育の質保証委員会のもとで総合的な観点からの適切性の検証を行っていく。又、外部評価を定期的に実施する。

#### 〈2〉学部

- ・平成 28 年度から開始した新教育課程の進行経過に沿って、学位授与方針・教育課程の編成・実施方針の検証を継続する。

#### 〈3〉研究科

- ・平成 27 年度から開始した新教育課程の進行経過に沿って、学位授与方針・教育課程の編成・実施方針の検証を継続する。
- ・高度実践看護師教育課程（38 単位）の認定を目指し、平成 29 年度中に新教育課程及び教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成実施方針の変更を完了する。平成 30

年度に関係機関への申請を行い、平成 31 年度から新教育課程を開始する。

## ②改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

- ・教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成実施方針の学部と研究科の連関について、平成 29 年度から施行される新体制の組織構造図に則り、教育の質保証委員会のもとで学部と研究科の連関の検証を行っていく。又、外部評価を定期的実施する。

### 〈2〉学部

- ・平成 29 年度大学案内パンフレットに教育目標、学位授与方針を掲載し、社会への公表を促進する。

### 〈3〉研究科

- ・教育目標、ディプロマポリシーと教育課程との関係性を検討した結果に基づき、平成 28 年度にカリキュラムマップを完成させ、平成 29 年度の学生便覧に掲載する。

## 4. 根拠資料

- ・資料 4 (1)－1：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学学生便覧（既出 資料 1-4）
- ・資料 4 (1)－2：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院学生便覧（既出 資料 1-5）
- ・資料 4 (1)－3：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院博士後期課程学生便覧（既出 資料 1-6）
- ・資料 4 (1)－4：平成 28 年度日本赤十字豊田看護大学ホームページ（既出 資料 1-7）  
「ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー」  
URL <http://www.rctoyota.ac.jp/outline/philosophy.html>  
「教育理念・目的・目標・3つのポリシー」 <http://www.rctoyota.ac.jp/graduateschool/policy.html>
- ・資料 4 (1)－5：日本赤十字豊田看護大学学則（既出 資料 1-1）
- ・資料 4 (1)－6：学位規程
- ・資料 4 (1)－7：日本赤十字豊田看護大学大学案内（既出 資料 1-3）
- ・資料 4 (1)－8：日本赤十字豊田看護大学大学院学則（既出 資料 1-2）
- ・資料 4 (1)－9：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学シラバス（既出 資料 1-14）
- ・資料 4 (1)－10：看護学部時間割
- ・資料 4 (1)－11：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院シラバス
- ・資料 4 (1)－12：修士課程時間割
- ・資料 4 (1)－13：博士後期課程時間割
- ・資料 4 (1)－14－1：平成 27 年度 学部アンケート結果報告（既出 資料 1-10）
- ・資料 4 (1)－14－2：平成 27 年度 大学院アンケート結果報告
- ・資料 4 (1)－15：平成 28 年度 外部評価結果報告書
- ・資料 4 (1)－16：平成 28 年度 外部評価議事録（既出 資料 1-11）

- ・資料 4 (1)－17：平成 27 年度 12 月教員会議議事録
- ・資料 4 (1)－18：平成 27 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院学生便覧

## 第2節 教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### 〈1〉大学全体

本学では教育課程の編成・実施方針に基づき、看護学部及び大学院看護学研究科の教育課程を編成している。学部においては、平成24年度及び平成28年度に教育課程の改正を行った。研究科においても、平成25年度、平成27年度に教育課程の改正を行い、適切性を追求している。

#### 〈2〉学部

学部では、平成23年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴ったカリキュラム改正を行い、平成24年度から新教育課程を開始した。さらに平成27年度には、多発する自然災害や少子高齢化、疾病構造の変化等に対応できる看護専門職の養成に関する社会的ニーズの高まりを受けて教育課程の編成・実施方針の見直しを行い、平成28年度から現行の教育課程を開始した。又、教育課程を体系的に編成するためカリキュラムマップの見直しと改正も行い、ディプロマポリシーと授業科目との関連性について学生便覧に明示した（資料4(2)-1 p.8-9）。

保健師教育課程については、上述の平成23年度指定規則の改正に応じた教育科目の設定を行い、平成24年度入学生から選抜制を採用した（資料4(2)-1 p.30-31）。

授業科目は、教養科目、専門基礎科目、専門科目から構成されている。教養科目は、学生が生涯にわたって人間形成を図る土台となる科目として位置付けており、学部カリキュラム編成の主要概念である「人間」、「環境」、「健康」の枠組みから構成した。又、初年次教育科目として「看護ふれあいセミナー」、「スタディスキルズセミナー」を位置づけている。「ボランティア活動論」では、人間性・主体性・社会性の育成をねらっている。専門基礎科目は、「人間」、「環境」、「健康」、「赤十字」の4つの主要概念の枠組みから看護を実践する上で必要な基礎知識を系統的に学べるよう構成した。専門科目は、基礎看護学を基盤として、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、公衆衛生看護学、そして、統合、赤十字・災害の分野と看護研究に関する科目群から構成し、1年次から4年次まで、看護学を形成的に修得できるよう体系的に科目を配置している。

#### 〈3〉研究科

##### 1) 修士課程

修士課程では、平成22年4月の開設以降、医療や看護を取り巻く社会情勢の変化及び看護専門職への社会的ニーズ、そして、本学研究科への期待を受け、より充実した教育課程にすべくカリキュラム改正を重ねてきた。平成25年度に、少子化による小児病棟の閉鎖等に伴い、多様な場で小児看護を実践できる人材が求められていることを受けて小児看護学分野を増設した。平成27年度には災害看護学分野を増設した。これは、多発する災害時に活躍できる人材への需要の高まりと、本学の建学の精神に基づく社会的要請の高まりを受けた結果である。平成27年度教育課程の変更に伴い、教育目標、学位授与方針

及び教育課程の編成・実施方針の見直しを行った（資料 4(2)-2 p.27）。

授業科目は、共通科目、専門科目から構成している。共通科目は、必修共通科目と選択共通科目から編成しており、本課程における学修の基盤となる「看護理論」「看護研究Ⅰ」「看護倫理」「赤十字と看護の歴史」を必修共通科目に配置している。専門科目は、専攻分野の科目群から構成し、高度実践看護師認定試験の受験（CNS コース：母性看護、小児看護、精神看護）に必要な科目も配置している。研究・教育者コースには特別研究を配置し、専門看護師コースには課題研究を配置している（資料 4(2)-2 p.58 - 67）。

## 2) 博士後期課程

平成 28 年 4 月に開設した博士後期課程では、共同看護学専攻の教育目標を達成するため教育課程の編成・実施方針に基づき、共通科目、専門科目、演習、合同研究ゼミナール、特別研究から構成される教育課程を編成している（資料 4(2)-3 p.7）。

共通科目では、看護学を導く理論を探究するとともに、高度な実践知を基盤とした理論を構築するための方法及び研究方法を学修し、博士学位論文の作成に結び付けることを目的とした科目を配置している。専門科目は、研究課題とその研究方法について複数の専門領域の視座を通して学修し、学問的基盤を涵養することを目的とした科目を配置した。演習科目では、課題解決のための理論と方法論、技法について実証的に研究する手法を探究する。合同研究ゼミナールでは、専門領域の垣根を超えた異なる専門性観点から学生が現段階で考えている研究について、学生相互又は教員とのディスカッションにより多角的に検討し、実現可能な研究に向けての方向性を明確化する科目であり、学生が学籍を置く大学での個人指導と、共同看護学専攻を構成する 5 つ大学の学生・教員が一堂に会して行う集合教育を組み合わせる方法で開講している。

## (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

### (1) 大学全体

看護学部及び看護学研究科において、教育課程の編成・実施方針に基づき各課程に相応しい教育内容を提供している。看護学部では、質の高い看護師・保健師を養成するために必要な教育内容を、又、看護学研究科では、看護学の研究・教育者及び高度な看護の実践者を養成するために必要な教育内容を提供している。

教育課程、教育内容の適切性については、教育の質保証委員会が所掌し、具体的な検証を看護学部ではカリキュラム委員会、研究科では大学院カリキュラム委員会が担い、全体的な効果判定については、IR 委員会が担当している。

### (2) 学部

看護学部の平成 28 年度に改正されたカリキュラムは、【教養科目】【専門基礎科目】【専門科目】の 3 区分から構成され教育課程の編成・実施方針に基づいた科目編成を行っている（資料 4(2)-4 別表第 1）。各科目は、体系的に次のような科目を設置して、順次性を考慮して適切に開設し、看護師教育課程、保健師教育課程のいずれの課程においても指定規則を遵守しており、相応しい教育内容を提供している。

#### 【教養科目】

教養科目は、学生が生涯にわたって人間形成を図る土台となる教育内容を提供するた

めの科目を設置している。〔人間〕〔環境〕〔健康〕〔看護ふれあいセミナー〕〔スタディスキルズセミナー〕〔ボランティア活動論〕で構成されている。〔人間〕の区分では看護の対象である人間を多面的に理解するために、「心理学」、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」、「英語Ⅲ」、「英語Ⅳ」を必修とし、「倫理学」他 10 科目を選択科目として設置している。英語は、基礎的な読解力・聴解力から応用的な論文読解まで段階的に学習する構成としており、英語Ⅳは英語Ⅰ～英語Ⅲのまとめとして位置づけている。また、学生の語学に対する学習意欲に応えるべく、選択科目として「上級英語」、「スペイン語」、「中国語」、「フランス語」に加え、ブラジルからの移住者が多い豊田市の地域性を考え「ポルトガル語」も設置している。語学は、国際的視野に立った看護活動ができる基礎的能力を養うディプロマポリシーとの関係から重点を置いており、本学の教育の特徴でもある。〔環境〕の区分では人間と環境がどのように影響しあうのかを理解するために、「社会学」を必修科目として、「経済学」、「生活科学」、「文化人類学」、「日本文化論」、「人間工学」の 5 科目を選択科目として設置している。〔健康〕の区分では、健康とは何か、特に運動による身体の構造や機能について学ぶ。「スポーツ健康科学」と「スポーツレクリエーション実技」を必修科目として設置している。

#### 【専門基礎科目】

専門基礎科目は、看護専門職者の養成に必要な教育内容を提供するための科目を設置している。専門基礎科目は、〔人間〕、〔環境〕、〔健康〕、〔赤十字〕の 4 区分で構成されている。〔人間〕の区分では、「形態機能学Ⅰ」、「形態機能学Ⅱ」、「免疫学」、「栄養代謝学」、「生命倫理」の 5 科目を必修科目として設置している。

〔環境〕の区分では、「公衆衛生学」、「社会福祉学」、「保健医療福祉行政論Ⅰ」「保健医療福祉行政論Ⅱ」など 10 科目を設置している。情報に関連する科目としては、保健・医療・福祉においても急速に発展する情報化に対応できることと研究の礎となる統計的な処理能力を養うことを目的とした「保健情報演習」や「保健統計」を設置し、「疫学Ⅰ」を必修科目として開講し、「情報基礎」、「情報処理」、「疫学Ⅱ」を選択科目とした。

〔健康〕の区分では、人間の様々なライフサイクルにおける健康・疾病・心理等の問題について理解できることを意図して看護学と関連の深い医学・心理学に関する授業科目を一年次～二年次に配置し、専門科目を学ぶために必要な健康に関する基礎的な知識を修得できる科目構成として、11 科目のうち 9 科目を必修としている。

〔赤十字〕の区分では、「赤十字原論」、「赤十字と活動」、「赤十字救急法」を必修科目、「国際救援と英語」を選択とした 4 科目で構成した。これらの科目は、本学の建学の精神である赤十字とは何かについてその歴史的背景、基本原則及び国際人道法という観点から考え根源となるものを学修する目的としており、本学の教育の特徴である。

#### 【専門科目】

専門科目は、〈基礎看護学〉、〈成人看護学〉、〈老年看護学〉、〈母性看護学〉、〈小児看護学〉、〈精神看護学〉、〈公衆衛生看護学〉、〈赤十字・災害〉、〈統合〉、〈研究〉の 10 区分を設置した。

〈基礎看護学〉では、「看護学概論」、「コミュニケーション論」、「看護倫理学」、「看護過程Ⅰ・Ⅱ」、「基礎看護技術Ⅰ～Ⅳ」、「ヘルスアセスメント」、「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」の看護学の基本となる理論、方法論、看護技術を修得するための科目を一年次～二年次

中心に配置し、すべての科目を必修科目としている。

又、〈母性看護学〉、〈小児看護学〉、〈成人看護学〉、〈老年看護学〉、〈精神看護学〉の5つの区分は、人間の一生を誕生から死というライフサイクルの視点と成長発達の視点の2方向から捉え、人間が全生涯を通じてよりよく生き、よりよく生を終えるために必要な援助方法を学ぶことを目的として科目を設置している。〈公衆衛生看護学〉の区分は生活の場における看護活動のあり方に主眼をおいている。各区分の科目は概論・保健、方法論、実習で構成され、講義・演習・実習の一連の過程で学習が進行するよう年次配置としている。

〈母性看護学〉、〈小児看護学〉、〈精神看護学〉の各区分では必修4科目、〈老年看護学〉は必修5科目、〈成人看護学〉は、感染予防を含む（急性期）の援助と、緩和・ターミナルケアを含む（慢性期）の援助に関する講義・演習・実習10科目を必修科目とし、それに加え、（回復期）、（感染予防）の演習を選択科目として配置した。

〈公衆衛生看護学〉区分では、地域社会において、人々が取り組む健康問題に対する援助方法や健康的な生活を支援する看護の役割を理解するため、看護師課程では必修2科目、保健師課程では11科目を必修科目として配置している。

〈赤十字・災害〉の区分では「赤十字災害看護学」の講義・演習及び「国際救援看護論」の3科目を必修として、「国際救援看護論演習」、「赤十字健康生活支援演習」、「赤十字幼児安全演習」、「国際救援看護論実習」の4科目を選択科目に設置して、赤十字の看護活動について学習意欲のある学生にも対応した教育課程としており、本学の教育の特徴である。

〈統合〉の区分には、家庭において人々が取り組む健康問題やその援助方法を理解するために、「在宅看護論Ⅰ・Ⅱ」及び「在宅看護学実習」、「家族看護論」の4科目を必修科目として配置している。加えて、マネジメントの理論と実践を学ぶ科目として「医療安全」、「看護管理論」、「統合実習」の3科目を必修科目として、「医療・看護システム論」を選択科目として設置した。

〈研究〉の区分は、「看護研究方法」、「卒業研究」の2科目を必修科目とし、看護のトピックスを社会の情勢や医療・保険・福祉の動向から職業志向性を高めるために「看護活動と研究」を選択科目として設置している。

### 〈3〉研究科

#### 1) 修士課程

教育課程の編成・実施方針に基づく教育課程として、必修共通科目、選択共通科目、専門科目、特別研究又は課題研究から課程を構成している。母性看護分野、小児看護分野、精神看護分野の高度実践看護師教育課程の認定を受けており、各分野の専門科目の他に共通科目として「看護理論」「コンサルテーション論」「看護倫理」「看護政策論」「看護教育原論」「看護教育方法論」「看護人的資源活用論」が認められている。各科目区分の特徴は次の通りである（資料4(2)-5 p.7）。

【必修共通科目】看護の質向上に寄与する看護研究者・看護管理者・看護教育者に必要な基礎的知識を修得し、看護の体系化や創造に必要な不可欠な「看護理論」、「看護研究Ⅰ」（量的研究）、「看護倫理」、「赤十字と看護の歴史」の4科目を設置している。特に、「赤



「十字と看護の歴史」は、本学の建学の精神を学ぶ上で基盤となる科目である。さらに、高度専門職として、実践の根拠となる「看護理論」を学び、その上で人を対象としたケアを実践するという観点から、多様な観点から倫理観を考察する「看護倫理」を設置している。

【選択共通科目】高度専門職を目指す上で、人間の心身や生活を営む社会や法律に関する理解が必要不可欠であるため、現代の社会学理論や哲学の観点から人間存在の在り方や人間関係の捉え方を探求する「看護社会学」、医療従事者として知っておくべき医療政策や医療経営と組織マネジメントの在り方を学ぶ「医療経営学」、赤十字の基本原則である人道を国際法の観点から追究する「国際人道法」、医療看護サービスの質向上における政策の重要性を学ぶ「看護政策論」、高度な看護の実践活動に必要な細胞レベルの病態・薬理を理解するための「病態生理学」、「臨床薬理学」、身体・心理・社会的側面を包括的に捉える高度なアセスメント能力を養う「ヘルスア・アセスメント」、看護研究に関わる基礎的知識を拡大するための分析手法を学習する「統計学」を設置している。又、それらの理解の上に看護を展開するために必要な、ケア提供者に対して実践的な問題解決を助ける「コンサルテーション論」や質的研究を学ぶ「看護研究Ⅱ（質的研究）」、感情労働に視点を当てた「看護師の感情管理」の11科目を設置している。このように、順応性に考慮した体系的かつ効果的な授業科目の配置をしており、適切に開設している。

#### 【専門科目】

〈看護管理学領域〉看護管理学領域では、「看護人的資源活用論」、「危機管理」、「看護情報論と評価」、「看護管理者演習」2科目、「特別研究」の科目を設置し、看護管理に関する知識・専門技術を深く体系的にもてる指導者及び研究者の育成を重視した科目構成となっている。

〈臨床実践看護学領域〉専攻分野として、成人急性期看護学分野、母性看護学分野、小児看護学分野、精神看護学分野を設置している。

・成人急性期看護学分野では、「周手術期看護論」、「感染予防看護論」、「術後回復援助論」、「成人急性期看護学演習」、「特別研究」の科目を設置し、成人急性期看護学分野における成人の周手術期患者へのケア実践、ケア開発、ケアシステムの構築ができ、さらにこれらのケアに関連した教育・研究の推進ができる人材育成を目指した科目構成となっている。

- ・母性看護学分野、小児看護学分野、精神看護学分野の3分野は、研究・教育者コースと高度実践看護師コースを有しているため、それぞれのコースの修了生として期待される能力を修得できるような科目構成となっている。

母性看護学分野では、研究・教育者コースは、特論3科目と演習科目及び「特別研究」で構成され、周産期並びに思春期、成熟期、更年期、老年期にある女性と、その家族へのケア実践、ケア開発、ケアシステムの構築ができる能力、及びこれらの看護援助に関する教育研究が推進できる人材育成を目指した科目構成となっている。高度実践看護師コースは、高度実践看護師の受験資格を満たす7科目と実習2科目及び「課題研究」で構成されている。

小児看護学分野では、研究・教育者コースは、成長発達論2科目と展開理論、母子支援論の各1科目と「特別研究」で構成され、新生児期並びに乳児期、幼児期、学童期、

思春期にある子どもと、その家族へのケア実践、ケア開発、ケアシステムの構築ができる能力、及びこれらの看護援助に関する教育研究が推進できる人材育成を目指した科目構成となっている。高度実践看護師コースは、高度実践看護師の受験資格を満たす7科目と実習2科目、「課題研究」で構成されている。

精神看護学分野では、研究・教育者コースは、精神保健医療論などの特論や精神看護学の基盤となる理論や教育方法論に関する8科目及び「特別研究」で構成され、多様な精神保健医療サービスの場における精神的健康課題を持つ人と、その家族へのケア実践、ケア開発、ケアシステムの構築ができる能力、及びこれらの看護援助に関する教育研究が推進できる人材育成を目指した科目構成となっている。高度実践看護師コースは、高度実践看護師の受験資格を満たす8科目と演習3科目、実習2科目、「課題研究」で構成されている。

〈地域生活看護学領域〉地域生活看護学領域では、「地域生活看護学特論」、「地域保健統計学」、「地域生活看護学」3科目、演習2科目と「特別研究」の科目を設置し、地域生活において健康増進あるいは健康問題と関連が強い食習慣を多角的に分析することができ、小児から高齢者まで、年齢を問わず病を持ちながら地域で生活する人及び集団のケア実践、ケア開発、ケアシステムの構築ができる能力、及びこれらの看護援助に関する教育研究が推進できる人材育成を目指した科目構成となっている。

〈災害看護学領域〉災害看護学領域では、「災害看護学概論」、「災害と法律・制度」、「災害看護学対象論」、「災害看護学援助論」、「災害看護学教育・管理論」、演習4科目と実習2科目で構成され、国内外において被災者や救援活動に関わる人々の生命や健康生活への影響を最小限にし、QOLの向上をめざし災害サイクル全てにわたり、災害に関する看護の知識や技術を体系的かつ柔軟に用いることができる能力、及び、リーダーシップを発揮しながら被災地の人々や関連分野・機関と協働し連携を図りながら組織的に活動できる人材育成を目指した科目構成となっている。

## 2) 博士後期課程（看護学研究科共同看護学専攻）

博士後期課程における授業科目区分は、教育課程の編成・実施方針に基づき、共通科目、専門科目、演習、合同研究ゼミナール、特別研究から構成している。その特徴は次の通りある（資料4(2)-3 p.7）。

質の高い看護学の教育及び研究指導ができる人材、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及び基礎となる豊かな学識を備え、看護学分野の研究をリードできる人材を養成するために、「看護人材開発特論」「看護理論」「科学的研究方法論Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ」を編成している。医療施設等の臨床において看護の質を管理し、継続教育を実践できる人材（看護管理者・看護教育者）や、看護実践に対する理論の構築、看護方法論の開発・創造ができる人材を養成するために、「看護人材開発特論」「実践看護学特論」「生涯発達看護学特論」「看護理論」「科学的研究方法論Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ」「臨床倫理論」を編成している。国内外の保健・医療・福祉の分野で創造的な人材を養成するために、「療養生活看護学特論」「広域連携看護学特論」「看護理論」「科学的研究方法論Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を編成している。未知なる健康課題の発生に対して迅速・的確に対応し、その成果を社会に還元できる人材、国内外における災害救護・災害看護を実践するための有用な理論構築ができる人材

を養成するために、「災害救護特論」「健康科学特論」「科学的研究方法論Ⅰ・Ⅲ・Ⅴ」「赤十字人道援助論」を編成している。

## 2. 点検・評価

### ●基準4の充足状況

看護学部及び看護学研究科において、教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程を体系的に編成しており、基準を概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

##### 〈1〉大学全体

- ・看護学部及び看護学研究科において、より適切な教育内容を提供するために教育課程の編成・実施方針の見直しと教育課程の改変を重ねている。

##### 〈2〉学部

- ・平成22年度の認証評価を受けた際の指摘事項であった「生命倫理」の科目名と目的・内容を見直した。又、「教養ゼミナール」については平成22年度の認証評価受審時の指摘事項であったため検討し1セメスターに配置した。平成28年度からは「看護ふれあいセミナー」及び「スタディスキルズセミナー」として初年次教育の位置づけで開講している（資料4(2)-4 別表第1）。
- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に応じて教育課程の変更を行った。平成28年度から開始した現行教育課程では、赤十字の科目を増設し、また、社会ニーズに応じた家族看護論や緩和ケア科目の追加、そして、科目時間数の多さが課題であった公衆衛生看護学関連科目のスリム化を図った（資料4(2)-4 別表第1）。

##### 〈3〉研究科

- ・修士課程では、学修ニーズ及び社会的要請に応じ、平成25年度に小児看護学、平成27年度に災害看護学分野を新たに設置した。
- ・高度実践看護師教育課程の共通科目でもある「看護政策論」「看護教育原論」「看護教育方法論」を新たに配置するなど、教育課程の充実を継続的に図っている。
- ・博士後期課程では、完成年度に向けて教育課程の遂行を順調に進めている。

#### ②改善すべき事項

##### 〈1〉大学全体

- ・看護学部、看護学研究科それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程が体系的に編成され、各課程に相応しい教育内容が提供されている。しかし、看護学部と看護学研究科との教育課程及び教育内容の連関についての検証が十分ではない。

##### 〈2〉学部

- ・平成24年度に開始した保健師教育課程（選抜制）の検証が不足している。
- ・看護学研究科の教育課程及び教育内容との連関についての検証が十分ではない。

- ・必修科目の単位が不合格となった場合、過密なカリキュラムのために時間割による調整が行えず、卒業が延期する仕組みになっている。再履修の機会を提供するための検討が必要である。

### 〈3〉 研究科

- ・修士課程の開設以降、学修ニーズや社会的要請に応じた教育課程の改正を重ねてきた。修正の都度、学生が効果的に履修し学修を深めることができるよう科目設定や配置に工夫を行った。修士課程開設後 7 年目を迎え、今一度、教育課程や教育内容の適切性を評価する必要がある。
- ・学部教育課程及び教育内容との連関について検証が不足している。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### 〈1〉 大学全体

- ・更なる教育内容の充実に向け、平成 28 年度に行った組織改編により教育の質保証委員会の位置づけを明確化した。平成 29 年度から、教育の質保証委員会を中心に検証を行う。

#### 〈2〉 学部

- ・平成 28 年度に開始した教育課程について、教育の質保証委員会を中心に検証を行う。

#### 〈3〉 研究科

- ・高度実践看護師教育課程を現行の 26 単位から 38 単位へと新規認定を受ける準備も進めている。平成 31 年度から、38 単位による高度実践看護師教育課程を内包する改正教育課程を開始すべく教育課程の見直しを大学院カリキュラム委員会で行っている。

### ②改善すべき事項

#### 〈1〉 大学全体

- ・看護学部と看護学研究科との教育課程及び教育内容の連関をさせるべく、従前の看護学部のカリキュラム委員会と大学院カリキュラム委員会を廃止し、カリキュラム検討ワーキンググループを設置し、修士課程教育課程の改正と同時に、看護学部教育課程を改正するための検討を開始し、平成 31 年 4 月改正を目指している。
- ・教育課程の適切性については、教育の質保証委員会で検証を行っていく。また、外部評価を定期的に受けることを検討している。

#### 〈2〉 学部

- ・平成 24 年度に開始した保健師教育課程（選抜制）について、保健師課程専攻学生を対象に行われている「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度自己評価」結果（資料 4(2)-6）が平成 28 年度 12 月に報告された。今後、この結果を参考に、保健師教育課程の適切性を検討する。

- ・教務委員会で履修規程の見直しを行っており、再履修の機会を設けるべく検討を進めている。

### 〈3〉研究科

- ・修士課程開学後、複数行われた教育課程改正に区切りをつける必要がある。平成 28 年度に大学院カリキュラム委員会においてカリキュラム改正の検討を重ねており、カリキュラム改正第一案が平成 28 年度 12 月の研究科委員会に提示された(資料 4(2)-7)。引き続き、検討を継続する。

## 4. 根拠資料

- ・資料 4 (2)－ 1 : 平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学学生便覧 (既出 資料 1-4)
- ・資料 4 (2)－ 2 : 平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院学生便覧  
(既出 資料 1-5)
- ・資料 4 (2)－ 3 : 平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院博士後期課程学生便覧  
(既出 資料 1-6)
- ・資料 4 (2)－ 4 : 日本赤十字豊田看護大学学則 (既出 資料 1-1)
- ・資料 4 (2)－ 5 : 平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院シラバス  
(既出 資料 4 (1)－11)
- ・資料 4 (2)－ 6 : 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度自己評価
- ・資料 4 (2)－ 7 : 平成 28 年度 12 月研究科委員会議事録

### 第3節 教育方法

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育方法及び学習指導は適切か。

##### (1) 大学全体

看護学部・大学院看護学研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目に適切な授業方法をとっている。

##### (2) 学部

看護学部では、教育方法として、講義、演習（実技を含む）、実験・実習を一連のプロセスとして関連性をもって科目を構成し教育している。段階的に学修を積み重ねていくため、かつ、臨地実習を履修する学生の知識・技術の修得を保证するために履修要件を設けている（資料4(3)-1 p.26）。

初年次教育科目である看護ふれあいセミナーやスタディスキルズセミナーにおいて少人数制による教育方法をとっている。英語Ⅰ～Ⅳにおいては習熟度別の4クラス編成としている。「情報基礎」、「スポーツレクリエーション実技」等については教育効果から、1学年を2クラスに分けて実施している。専門科目における実技やグループワークを伴う科目は、クラス別に加えて、少人数グループに分けた授業展開を行うなど、主体的な学修を促す工夫をしている。さらに、学生が主体的に学べる教育方法として、「フィジカルアセスメント」「看護過程Ⅱ」「基礎看護技術」科目等の一部科目において、動画配信システム等を用いたアクティブラーニングによる教育方法を平成28年度から取り入れている。なお、シラバス等における教育方法の明示には課題がある。

1年間に履修登録できる単位数の上限については、履修規程第4条に定めており、1年間で63単位を上限としている（資料4(3)-1 p.73）。授業期間は学年暦としてシラバスに示し（資料4(3)-2 p.5）、年度始めに時間割を配布している（資料4(3)-3）。

##### (3) 研究科

##### 1) 修士課程

大学院生各自の主専攻分野の専門性・学術性を深めるため、及び多様な視点から研究指導を行うために主研究指導教員1名と副研究指導教員1名の計2名で行う複数指導体制をとっている。主研究指導教員は入学時に決定し、1年次4月末日までに副研究指導教員を決定している。研究指導は、学生の主専攻領域・分野の演習科目ならびに研究・教育者コースの場合は「特別研究」6単位、専門看護師コースの場合は「課題研究」2単位を通して行っている（資料4(3)-4 p.143-144）。

特別研究、課題研究の指導計画は主・副研究指導教員と学生との調整にて立案されており、月に1回、研究指導日時の報告を主研究指導教員に課しており、必要な研究指導の遂行状況を把握する仕組みを設けている。主研究指導教員と副研究指導教員は、研究計画書の立案から修士論文の作成まで継続的な指導を行っている。研究計画については「中間発表会」を開催しており、主・副研究指導教員以外の教員や大学院生との意見交換の機会を設けている。なお、「中間発表会」では、研究計画のオリジナリティを担保するため、参加者を大学院在籍学生及び教職員に限定し、発表用資料を回収している。

## 2) 博士後期課程

5 構成大学の専任教員が協力して責任をもつ複数指導体制を基本としており、これにより公平かつ適切な指導体制を確保し教育の質を担保している。具体的には、入学後に学生が学籍を置く大学に所属する教員から主研究指導教員が決定される。その後、研究テーマに応じて、他 4 つの構成大学から各 1 名の副研究指導教員が決定され、5 大学が連携協力して指導にあたる体制をとっている。副研究指導教員の決定は、学生及び専任教員が一堂に会する「合同研究ゼミナール」での意見交換を経て行われている。学生は 5 大学を結ぶ専用のテレビ会議システムにより主研究指導教員と 4 名の副研究指導教員から同時に研究指導を受けることができる。主研究指導教員及び副研究指導教員の指導計画は、学生との調整にて立案されており、月に 1 回、研究指導日時の報告を主研究指導教員に課しており、必要な研究指導の遂行状況を把握する仕組みを設けている。

### (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

#### (1) 大学全体

看護学部・大学院看護学研究科ともに、毎年度シラバスを統一した書式で作成している。担当教員、授業目的・到達目標、授業内容及び計画、時間外学習、教科書、参考図書、評価方法、受講要件を明示しており、各学生に配布している。

シラバス内容の適切性については、平成 26 年度より第三者チェック体制を整備している。又、科目毎に履修生を対象とした授業評価アンケートを行っており、シラバスに基づく授業展開について、学生からの評価を受けている（資料 4(3)-5、資料 4(3)-6）。

#### (2) 学部

看護学部シラバスを作成し公表している。学生には冊子体のシラバスを毎年度始めに配布している。なお、教員間でシラバスに記載される項目の表現に精粗が見られたため、平成 21 年 12 月に現行のシラバス形式に改めた。平成 26 年度より開始した第三者チェックは、全教授で分担し行っている。セメスター毎に実施している学生対象の授業評価アンケートからは、講義科目に関しては、シラバスに基づいて授業が展開されていると評価されている（資料 4(3)-5）。

#### (3) 研究科

修士課程及び博士後期課程ともにシラバスを作成し公表している。学生には冊子体のシラバスを毎年度始めに配布している。修士課程において平成 26 年度より開始した第三者チェックは、研究科長と学部長が担当している。セメスター毎に実施している大学院生対象の授業評価アンケートからは、シラバスに基づいて授業が展開されていると評価されている（資料 4(3)-6）。

### (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか

#### (1) 大学全体

看護学部・大学院看護学研究科ともに、履修規程に則り、シラバスに明示した成績評価方法に基づき成績評価を担当教員が行っている。平成 27 年度には、GPA（Grade Point

Average) 制度を導入した。単位設定は、看護学部・看護学研究科の特徴を踏まえ、授業科目の内容、形態等を考慮している。既修得単位の認定については、看護学部既修得単位の認定に関する規程、及び大学院既修得単位の認定に関する規程（資料 4(3)-1 p.79-80、資料 4(3)-7 p.151-152）に基づいて認定している。

## 〈2〉学部

平成 22 年度の認証評価受審時に、「シラバスは一定様式で記載されているが、成績評価基準に曖昧な記載がみられるので改善が望まれる」という指摘を受けた。そのため、成績評価方法を明示するよう教員に周知して見直しを行った。成績評価及び単位認定は、履修規程（資料 4(3)-1 p.73-76）に則りシラバスに明示した評価方法によって厳格に行っている。

単位設定については、講義科目は 1 単位 15 時間とし、主に看護技術に関する科目や看護過程の展開に関する科目を演習科目として位置付けて 1 単位 30 時間としている。医療・保健機関や福祉施設及び在宅、行政機関等における臨地実習科目は 1 単位 45 時間を基本として設定している。

入学前に他大学で修得した単位の認定については、大学学則第 31 条第 2 項に基づき、「既修得単位の認定に関する規程」（資料 4(3)-1 p.79-80）が定められており、この規程に則り教務委員会・教授会で審議のうえ、学長が修得単位の認定を決定する。

## 〈3〉研究科

修士課程における、成績評価及び単位認定は、履修規程（資料 4(3)-7 p.145-147）に則りシラバスに明示した評価方法によって厳格に行っている。成績評価は、各科目担当教員に委ねられるが、1 科目に複数教員が関わる場合は、それぞれの授業内容や評価方法について調整した上で評価を行っている。

単位設定については、講義科目は 1 単位 15 時間、ゼミナール形式による演習科目や特別研究・課題研究は 1 単位 30 時間を基本設定としている。高度実践看護師教育課程(CNS)コースにおける医療機関等での臨地実習科目は 1 単位 45 時間を基本設定としている。

入学前に本学大学院で修得した単位の認定については、「既修得単位の認定に関する規程」（資料 4(3)-7 p.151-152）に則り 10 単位を超えない範囲で認定される。他学大学院で修得した単位の認定については、「他学で修得した単位の認定に関する規程」（資料 4(3)-7 p.154-155）に則り認定される。認定は、いずれも当該授業科目を担当する教員が行い、非常勤の場合は大学院教務学生委員会で審議のうえ、研究科委員会の議を経て学長が認定を決定する。博士後期課程においても、成績評価・単位認定、単位設定、及び既修得科目の認定について修士課程と同様の対応を行っている。

（4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

### 〈1〉大学全体

看護学部、大学院看護学研究科ともに、授業評価アンケートをセメスター毎に実施し、教育成果の定期的な検証を行っている。各教員は、授業評価アンケートの分析結果を受け



て教育内容や方法の改善に努めている。授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究については、FD 活動や教育活動に関する助成金制度（資料 4(3)-8）により促進している。

## 〈2〉学部

学部では、教育内容や方法を評価しその質を保証するために、「学生による授業評価」を各セメスターで実施している。アンケートは、無記名で行い、学生の自己評価、授業の方法や教員の熱意等の17項目（実習の評価は18項目）について評価していたものを、平成25年度からは評価項目を13項目（実習については14項目）とし、内容や表現が具体的になるよう改めた（資料4(3)-5）。調査結果については、教育の内容や方法を改善するための資料として、授業担当教員へ科目の平均値と自由記述の内容と該当以外の科目（講義科目、演習科目、実習科目）の平均点を通知している。同時に、各担当教員からも学生の評価に対するフィードバックとしてコメントの提出を求め、教育内容・方法の適切性を図っている。

## 〈3〉研究科

修士課程及び博士後期課程においても、看護学部と同様に、「学生による授業評価アンケート」（資料 4(3)-6、資料 4(3)-9）を実施しており、結果を各教員にフィードバックして教育内容等を点検・評価する判断材料としている。同時に、各担当教員からも学生の評価に対するコメントの提出を求め、教育内容・方法の適切性を図っている。修士課程における「授業評価アンケート」は、講義・演習・実習の評価項目にばらつきが見られたため、平成 26 年度に全面的な見直しを実施した。

## 2. 点検・評価

### ●基準4の充足状況

看護学部、大学院看護学研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において適切な教育方法が展開されている。又、シラバスに基づいた授業展開及び厳格な成績評価が行われている。よって、基準4を概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

##### 〈1〉大学全体

- ・学部生及び大学院生を対象とした授業評価アンケートの分析結果を省察し、次年度の授業内容・方法の改善へとつなげている（資料 4(3)-5、資料 4(3)-6、資料 4(3)-9）。
- ・平成 22 年度認証評価受審時の指摘事項を改善し、シラバス様式を変更して成績評価方法を必須項目として記載した（資料 4(3)-2、資料 4(3)-4）。
- ・シラバス内容の適切性の評価を目的とした第三者チェックシステムを導入した。これにより、学生に提示するシラバス内容が改善された（資料 4(3)-2、資料 4(3)-4）。

##### 〈2〉学部

- ・初年次教育科目「看護ふれあいセミナー」「スタディスキルズセミナー」において、少人数制による教育方法を採用し、きめ細かな学生指導を行っている（資料4(3)-10）。「看

「護ふれあいセミナー」「スタディスキルズセミナー」に関する学生を対象としたアンケート結果から効果が確認できている（資料4(3)-11）。

- ・英語科目において習熟度別の4クラス編成とし、学生の語学力に応じた教育方法を採用している。
- ・専門科目における看護技術演習やグループワークを伴う科目の一部に、平成28年度から動画配信システムを用いたアクティブラーニングを教育方法に取り入れた。学生は動画を視聴し、課題学習や討議の実施、実技の復習に活用している。動画配信システムに関する効果について基礎看護学領域教員が調査を開始した。
- ・学部生を対象とした授業評価アンケートの結果、総合評価や満足度は高かった（資料4(3)-5）。

### 〈3〉研究科

- ・修士課程では、入学年度4月末までに副研究指導教員が決定され、主研究指導教員と共に早い段階から研究指導を開始する体制をとっている。
- ・博士後期課程では、学生が学籍をおく大学からの主研究指導教員が入学後まもなく決定される。入学年度後期には、他4つの構成大学から各1名の副研究指導教員が決定され、5大学が連携協力して研究指導にあたる体制をとっている。
- ・博士後期課程では、テレビ会議システムを用いた授業展開を行っている。講義や討議、大学院生のプレゼンテーションが支障なく実施できている。
- ・大学院生を対象とした授業評価アンケートの結果、全般的に高評価であった。（資料4(3)-6、資料4(3)-9）

## ②改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

- ・平成22年度認証評価受審時の指摘事項を改善し、シラバス様式を変更した。しかし、シラバス上、各授業における教育方法を明示できていない科目が多数ある。
- ・授業評価アンケート結果に対する教員から学生・大学院生への回答が公表できていない。
- ・教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会が十分ではない。

### 〈2〉学部

- ・1年間に履修登録できる単位数の上限を履修規定において63単位としている（資料4(3)-1 p.73）。十分な学修時間を確保するためにも、上限単位数を減数すべく検討が必要である。
- ・段階的な学修や、臨地実習における知識・技術の修得を保证するために履修要件を設けている（資料4(3)-1 p.26）が、要件の適切性についてこれまで評価が行われていない。

### 〈3〉 研究科

- ・研究指導の体制と仕組みについての改善が必要である。研究計画書審査と研究倫理審査の連動性が十分とはいえず、研究計画書審査を通過してから研究を実施するまでに期間を要している。
- ・研究科の授業評価アンケートは、無記名での調査方法ではあるが、少人数の学生を対象とするために本心を十分に記載できていない可能性がある。アンケート方法等の検討が必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### 〈1〉 大学全体

- ・学部生及び大学院生を対象とした授業評価アンケートの実施及び分析を継続し、授業内容・方法の改善へとつなげる。
- ・シラバス内容の適切性の評価を目的とした第三者チェックシステムを継続する。

#### 〈2〉 学部

- ・少人数制、習熟度別の受講者編成による教育方法の効果検証について準備を進める。
- ・平成28年度から開始した動画配信システムを用いたアクティブラーニングの効果を検証する。実施している専門領域（基礎看護学）において、検証のための調査計画が進行している。

#### 〈3〉 研究科

- ・博士後期課程では、平成 28 年 11 月に副指導教員 4 名が決定し、研究指導体制が整った。体制の適切性について、注視していく。
- ・博士後期課程におけるテレビ会議システムを用いた授業展開について、現時点では支障はない。在学生の増加に備えて、平成 29 年度にテレビ会議システムを 1 台増設する計画である。

### ②改善すべき事項

#### 〈1〉 大学全体

- ・各授業における教育方法を明示するため、平成 29 年度にシラバス構成の検討を行う。
- ・平成 28 年度授業評価アンケート結果から、学生・大学院生に対する教員の回答を公表する。
- ・平成 28 年度に新たに作成した SD マップに教育力育成に関する内容を含み、平成 29 年度より研修等を開始する（資料 4(3)-12）。これにより、教育内容・方法等の改善に結び付けたい。

#### 〈2〉 学部

- ・十分な学修時間を確保するために、1 年間に履修登録できる上限単位数を減らすための検討を平成 28 年度から開始する。教育課程の変更も見据えて適切な上限単位数に

する。

- ・学生便覧に示す（資料4(3)-1 p.26）履修要件の適切性について、平成28年度から見直しを開始した。

### 〈3〉研究科

- ・研究指導教員の資格基準を定め、平成 28 年度に教授会での承認を得た（資料 4(3)-11）。平成 29 年度から、基準に該当する教員による研究指導体制の整備を進める。
- ・研究指導の仕組みについては、中間発表会の在り方の見直しを平成 27 年度に行い、中間発表会までに、発表会の目的に相応しい研究計画の立案が明確に課せられることになった。今後、研究計画書審査の基準と方法の見直しを順次進める計画である。
- ・平成 28 年度に無記名での自由記述式のアンケートを実施し、授業評価アンケートには記載されていない大学院生の意見を把握し、意見への回答を行った（資料 4(3)-12）。従来の授業評価アンケートに加えて、今後も調査を継続する。

## 4. 根拠資料

- ・資料 4 (3)－ 1 : 平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学学生便覧（既出 資料 1-4）
- ・資料 4 (3)－ 2 : 平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学シラバス（既出 資料 1-14）
- ・資料 4 (3)－ 3 : 看護学部時間割（既出 資料 4 (1)－10）
- ・資料 4 (3)－ 4 : 平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院シラバス
- ・（既出 資料 4 (1)－11）
- ・資料 4 (3)－ 5 : 学部授業評価アンケート結果
- ・資料 4 (3)－ 6 : 大学院授業評価アンケート結果
- ・資料 4 (3)－ 7 : 平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院学生便覧（既出 資料 1-5）
- ・資料 4 (3)－ 8 : 学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金
- ・（既出 資料 3-1 p. 4 -72）
- ・資料 4 (3)－ 9 : 共同看護学専攻授業評価アンケート結果
- ・資料 4 (3)－10 : 看護ふれあいセミナー・スタディスキルズセミナー担当一覧
- ・資料 4 (3)－11 : 平成 28 年度 看護ふれあいセミナー・スタディスキルズセミナーアンケート結果
- ・資料 4 (3)－12 : SD マップ（既出 資料 1-18）
- ・資料 4 (3)－13 : 教員の資格審査基準に関する規程（2017.4.1）（既出 資料 3-10）
- ・資料 4 (3)－14 : 大学院生の授業や研究指導に関する意見・感想への回答

## 第4節 成果

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

##### (1) 大学全体

看護学部・大学院看護学研究科ともに、学生を対象として各セメスターに授業評価アンケート及び年度末に学生生活全般に関するアンケートを実施している。その結果から、教育目標に沿った成果は、概ね上がっていると考えられる。学部、研究科ともに課題はあるものの、改善を重ねながら教育目標に沿った成果測定に取り組んでいる。

##### (2) 学部

課程終了時における学生の学修成果を測定するための評価指標として、平成27年度にディプロマポリシーに基づくルーブリックを開発（資料4(4)-1）し、同年に「学生の学修時間と学修成果に関する調査」を行った。調査結果から、赤十字に関する学修成果が十分ではないことや、語学力の育成に関する課題を確認した。

看護技術の到達度について、「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」（厚生労働省, 2009）を参考に、本学の卒業時の到達度レベルを設定し、基礎看護学実習Ⅱ終了時、3年次、4年次に学生の自己評価を行っている（資料4(4)-2）。保健師教育課程については、「保健師の卒業時の到達目標と到達度」（厚生労働省, 2008）を参考に4年次に学生の自己評価を行っている（資料4(4)-3）。いずれも、概ね到達目標を達成できている。

看護学部においては、保健師・看護師国家試験の合格率も成果の一つとなる。本学の過去5年間の保健師・看護師国家試験合格率は、表4-4-1、表4-4-2に示すとおりであり、全国平均を上回り、ほぼ100%の合格率を維持している。保健師国家試験については、平成24年のカリキュラム改正により、保健師教育課程が選択制となったため、平成27年度受験からは受験者数が減少したが、いずれも全国平均を上回っていた。

表4-4-1 看護師国家試験合格率（新卒者）

| 実施年度   | 受験者数(人) | 合格者数(人) | 本学合格率(%) | 全国合格率(%) |
|--------|---------|---------|----------|----------|
| 平成24年度 | 130     | 127     | 97.7     | 94.1     |
| 25年度   | 131     | 130     | 99.2     | 95.2     |
| 26年度   | 133     | 132     | 99.2     | 95.5     |
| 27年度   | 128     | 127     | 99.2     | 94.9     |

表4-4-2 保健師国家試験合格率（新卒者）

| 実施年度   | 受験者数(人) | 合格者数(人) | 本学合格率(%) | 全国合格率(%) |
|--------|---------|---------|----------|----------|
| 平成24年度 | 138     | 137     | 99.3     | 97.5     |
| 25年度   | 131     | 119     | 90.8     | 88.8     |
| 26年度   | 132     | 132     | 100      | 99.6     |
| 27年度   | 21      | 20      | 95.2     | 92.6     |

### 〈3〉研究科

本学看護学研究科において、これまで修士（看護学）の学位を授与した人数は 25 名である。5 名は専門看護師コース（母性看護学 4 名、小児看護学 1 名）を修了した。この 5 名のうち 3 名は CNS（母性看護学）の資格を取得している。年度別の修了生数は表 4-4-3 のとおりである。

表 4-4-3 年度別修了者数

| 修了年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 修了者数 | 7 名      | 7 名      | 7 名      | 4 名      |

### 〈2〉学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

#### 〈1〉大学全体

看護学部及び大学院看護学研究科ともに、卒業要件、修了要件を定め（資料 4(4)-4、資料 4(4)-5）、シラバス及び学生便覧に明示している（資料 4(4)-6 p.64、資料 4(4)-7 p.23）。卒業判定を教授会において、修了判定を研究科委員会で行い、その結果をもって学長が卒業及び修了認定を行う。

#### 〈2〉学部

看護学部の卒業要件は、学則第37条（資料4(4)-4）に定められており、学生便覧に明示している（資料4(4)-6 p.64）。卒業判定会議は、卒業見込み学生を対象として毎年度3月の教授会において行われており、要件を満たす単位の修得を確認し判定を行っている。教授会での判定結果報告を受け、学長が卒業認定を行っている。

#### 〈3〉研究科

修士課程の修了要件は、大学院学則第 27 条(資料 4(4)-5)に定められており、学生便覧に明示している（資料 4(4)-7 p.23）。又、論文審査基準も学生便覧に明示している（資料 4(4)-7 p.76-77）。なお、学位論文の作成にあたり、研究・教育者コースの学生は特別研究（8 単位）を選択し、CNS コースの学生は課題研究（2 単位）を選択する。

論文審査は 2 段階で行われており、3 名の審査委員会（内 1 名は指導担当教員）で行う審査で「可」と判定された後、研究科委員会で実施する論文審査で合否が決定する。審査委員会は最終試験として口頭試験も行っている。審査委員会で「可」と判定された後、研究科委員会での論文審査に至るまでの期間、2 週間の論文公開と修士論文・課題研究論文の発表会が開催され、研究科委員会委員全員が論文内容を客観的に審査する体制を整えている。

修了判定会議は、論文審査で合格となった学生を対象として毎年度3月の研究科委員会において行われており、要件を満たす単位の修得を確認し判定を行っている。研究科委員会での判定結果報告を受け、学長が修了認定を行っている。

博士後期課程の修了要件も、大学院学則の第 27 条(資料 4(4)-5)に定められており、学生便覧に明示している（資料 4(4)-7 p.23、資料 4(4)-8 p.4）。又、入学時オリエンテーションで学生に説明を行っている。論文審査基準は、共同看護学専攻学位審査委員会におい

て作成を進めている（資料 4(4)-9）。

## 2. 点検・評価

### ●基準 4 の充足状況

教育目標に沿った一定の成果があがっており、又、学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われていることから、同基準を概ね充足している。

#### ①効果が上がっている事項

##### 〈1〉大学全体

- ・学生を対象とする授業評価アンケート、及び年度末に実施する学生生活全般に関するアンケート結果から、教育目標に沿った成果が上がっている。
- ・看護学部及び大学院研究科ともに、卒業要件、修了要件（資料 4(4)-4、資料 4(4)-5）に即した判定により学位授与（卒業・修了認定）が適切に行われている。

##### 〈2〉学部

- ・学生の学修時間と学修成果に関する調査、看護技術の到達度調査、保健師の卒業時の到達目標と到達度調査を実施し、学習成果を測定している（資料 4(4)-1、資料 4(4)-2、資料 4(4)-3）。
- ・国家試験の合格率が看護師・保健師ともに 100% 近く（表 4-4-1、表 4-4-2）、卒業後も、看護師、保健師、助産師として活躍している。さらに、卒業生が大学院へ入学してキャリアアップをはかり、又、助手として母校の教育に携わるようになってきている。

##### 〈3〉研究科

- ・修士（看護学）の学位取得者 25 名を輩出し（表 4-4-3）、医療機関の管理職や専門看護師、看護教員として活躍している。
- ・3 名の専門看護師（母性看護学）を社会に送り出している。

#### ②改善すべき事項

##### 〈1〉大学全体

- ・教育目標に沿った学習成果について、複数の調査を実施して評価を行っている。大学院研究科修士課程においても学部同様に修了時の評価が必要である。
- ・卒業生、修了生の卒業後の評価（就職先での評価、卒業生評価）を行い、学習成果の評価に反映させる必要がある。

##### 〈2〉学部

- ・「学生の学修時間と学修成果に関する調査」の結果から、赤十字に関する学修成果が十分ではないことや、語学力の育成に関する課題を確認した。

### 〈3〉研究科

- ・特定課題の研究成果に相当する論文と、修士論文との区別を設けておらず、同一の基準で論文を審査し、学位を授与している。CNS コースの学生は、2 単位の「課題研究」を中心としたリサーチワークで研究・教育者コースと同等の成果が求められる。CNS コースを平成 31 年度から 38 単位化に変更することを踏まえ、大学院学則及び論文審査基準の変更を含む検討が必要である。
- ・小児看護学領域及び精神看護学領域の CNS 認定者が 0 人である。
- ・修士論文を学会誌等に掲載することができた修了生は 4 名であり、全修了生の 16% に留まっている。学会誌等への掲載を促進する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

#### 〈1〉大学全体

- ・学生を対象とする授業評価アンケート、及び年度末に実施する学生生活全般に関するアンケート結果を継続し、アンケート結果の分析に基づく更なる改善に取り組む。
- ・学位授与（卒業・修了認定）をより適切に行うために、ディプロマポリシーの検証と並行した学位授与の適切性について検証を進める。

#### 〈2〉学部

- ・学修成果を測定するための調査を継続し、平成 29 年度には調査結果の分析をさらに進め、教育内容の見直しにつなげる。
- ・国家試験の合格率を維持・向上できるよう、国家試験対策委員会を中心とした支援活動を継続する。

#### 〈3〉研究科

- ・修了生が社会で活躍している一方、在学期間が標準期間である 2 年間（長期履修生は 3 年間）以上となる学生もいる。数多くの修了生を輩出し、社会での活躍を促進するためにも、標準期間で修了できるようアンケート結果（資料 4(4)-10、資料 4(4)-11）をもとに支援体制を継続的に見直す。

### ① 改善すべき事項

#### 〈1〉大学全体

- ・教育目標に沿った学習成果について、大学院研究科での評価について平成 29 年度から検討を開始する。
- ・平成 27 年度に学部卒業生動向調査を行った（資料 4(4)-12）。又、平成 28 年度に同窓会の名簿管理システムの導入を支援した。システムの稼働により卒業生、修了生の動向調査を継続的行うことができ、卒業生・修了生を対象とした評価を得ることが可能になる。平成 29 年度から卒業生・修了生を対象とした評価の方法について検討を開始する。



## 〈2〉学部

- ・「学生の学修時間と学修成果との関係」調査結果で確認できた、赤十字に関する学修成果が十分ではないことや、語学力の育成に関する課題について、原因を探索し教育課程変更に関わり付ける。修士課程の教育課程と関連させた教育課程をめざし、平成 28 年度に教育課程の変更に向けた検討を開始した。

## 〈3〉研究科

- ・平成 28 年度に現状の問題点を研究科委員会で共有し、平成 31 年度開始を予定している CNS38 単位を含む教育課程の変更時に、大学院学則、履修規程、論文審査規程を変更することについて研究科委員会でのコンセンサスを得た（資料 4(4)-13、資料 4(4)-14）。平成 29 年度中に大学院学則、関連規定、及び論文審査基準の変更を行う。
- ・小児看護学と精神看護学領域の CNS 認定に向けた支援方法の検討を開始する。
- ・修士課程では、今まで以上に修士論文・課題研究論文の質向上に努め、学会誌あるいは紀要等で公表できるよう支援する。

## 4. 根拠資料

- ・資料 4(4)-1：学修時間及び学修成果に関する調査（既出 資料 1-12）
- ・資料 4(4)-2：平成 27 年度 技術到達度自己評価集計表 2 年生、3 年生、4 年生
- ・資料 4(4)-3：保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度自己評価（既出 資料 4(2)-6）
- ・資料 4(4)-4：日本赤十字豊田看護大学学則（既出 資料 1-1）
- ・資料 4(4)-5：日本赤十字豊田看護大学大学院学則（既出 資料 1-2）
- ・資料 4(4)-6：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学学生便覧（既出 資料 1-4）
- ・資料 4(4)-7：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院学生便覧（既出 資料 1-5）
- ・資料 4(4)-8：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院博士後期課程学生便覧（既出 資料 1-6）
- ・資料 4(4)-9：共同看護学専攻 博士学位審査委員会規程
- ・資料 4(4)-10：大学院授業評価アンケート結果（既出 資料 4(3)-6）
- ・資料 4(4)-11：大学院生の授業や研究指導に関する意見・感想への回答（既出 資料 4(3)-14）
- ・資料 4(4)-12：平成 27 年度学部卒業生動向調査
- ・資料 4(4)-13：平成 28 年度 7 月研究科委員会議事録
- ・資料 4(4)-14：平成 28 年度 9 月研究科委員会議事録

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

#### (1) 大学全体

本学では、学部、研究科ともに、理念、教育目的、教育目標を踏まえ、学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明示し、学生便覧（資料 5-1）、大学案内（資料 5-2）や学生募集要項（資料 5-3）、及びホームページ（資料 5-4）において受験生を含む社会一般に公表している。しかし、障がいがある学生の受け入れ方針については、「障害者差別解消法」の制定を受けて、日本赤十字学園本部全体の協議事項に挙げて検討はされたものの正式な方針は定められていない。

#### (2) 学部

看護学部では、理念、教育目的、教育目標を踏まえ、学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を定め、大学案内や学生募集要項及びホームページにおいて以下のとおり明示している。尚、平成 28 年度に外部の学識者による教育理念・目的・目標とアドミッションポリシーの関係について評価を受けた（資料 5-5）。その際に、学部のアドミッションポリシーが具体性に欠けることを指摘された。そのため、平成 28 年 12 月には、学部カリキュラム委員会にて審議を行い、さらに教育の質保証委員会での審議を経て教授会に諮り、「基礎学力」を「日本語力・英語力・科学的思考力」に置き換えて入試方法を検討することとした（資料 5-6）。

表 5-1 看護学部 アドミッションポリシー (平成 28 年 12 月現在)

- |                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本学の建学の精神に共感できる人</li><li>2. 日本語力・英語力・科学的思考力を備えている人</li><li>3. 人間や社会に対して広く関心がある人</li><li>4. 社会常識を備え責任を持って行動できる人</li><li>5. 看護を学ぶ意志を持つ人</li></ol> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、本学が求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準については、「看護学に必要な事前学習」として、学生募集要項（資料 5-3）やホームページ（資料 5-4）において以下のとおり明示している。

「看護学は、他の学問と同様にこれまでに学んできた多くの基礎知識の上に成り立っています。大学 4 年間に修得すべき知識、技術は膨大ですが、高等学校で学んだ国語・数学・英語・理科の基礎学力の充実、講義・実習を理解するためには特に必要となりますので、重点的に復習することが必要です。」

#### (3) 研究科

修士課程・博士後期課程では、理念・目的、教育目標を踏まえ、学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を定めている。学生の受け入れ方針は、学生募集要項（資料 5-3）や大学院パンフレット（資料 5-7）及びホームページ（資料 5-4）で以下のとおり明示し公表している。

表 5-2 修士課程 アドミッションポリシー

(平成 28 年 12 月現在)

1. 本学の建学の精神に共感できる人
2. 自らすすんで課題に取り組む意欲や探究心のある人
3. 専攻する領域における基本的知識を備えている人
4. 高度な実践能力を有する高度専門職者として社会に貢献する意思のある人
5. 国内外の諸問題に関心を持ち、多角的視点から考える事のできる人

表 5-3 博士後期課程 アドミッションポリシー (平成 28 年 12 月現在)

1. 保健・医療・福祉の専門知識を有し、さらに深く追求する意欲のある人
2. 常に探求心をもち、赤十字の看護活動を担う意欲のある人
3. 自らの活動範囲を拡張、看護を発展させる意欲のある人
4. さまざまな分野の専門家とともに、独創的な研究を志す人
5. 社会での実践から得た知識と経験を体系化し変革する意欲のある人
6. 国際的な視座で、国内外へ向けて広く成果を発信する意欲のある人
7. 真摯に学び、高い倫理性と豊かな人間性をもつ指導者を志す人

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

#### (1) 大学全体

学部・研究科におけるすべて入学者選抜試験において、学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）に基づき、公正かつ適切に学生募集を行い、入試科目を設定している。入試における入試科目、面接、小論文（研究科においては専門科目）の配点は、学部のみホームページ上に公表し、公正かつ適切に入学者選抜を行っている。但し、研究科には入試の配点に関する提示はない。

#### (2) 学部

学部における、入試に関連する業務及び学生募集に関する業務は入試・広報委員会が中心となって行っている。

入学試験情報は、学生募集要項、ホームページ及び新聞・受験雑誌等で発信している。また、年 3 回のオープンキャンパス開催時の保護者を含む参加者への説明、愛知県看護協会や私立大学広報委員会及び一般企業等が開催する合同進学説明会への参加、近隣の高等学校への本学教員の訪問による進路指導担当者との面談、本学における進路担当教諭との情報交換会の開催などの機会を利用して、入学試験内容、本学の特色及び教育内容、学生の受け入れ方針等について説明し、赤十字の大学で看護を学びたいと考える中学・高校生と保護者に対し適切な進路指導を支援している。

入学者選抜試験については、平成 25 年度入学試験より大学入試センター試験利用入学試験を導入し、幅広い受験生の確保に努め、推薦入学試験及び社会人特別入学試験において、基礎学力試験(英語)を実施し学生の質の確保に努めた。入学者選抜試験は、大学学則

その他諸規程、手順書に基づき、入試・広報委員会において実施方法等を検討した上で、学長が実施方法等を決定するシステムとしている。

合否判定は、試験結果を基に入試・広報委員長が合否判定案を作成し、判定教授会の議を経て学長が合格者を決定している。

追加合格者の判定は、入試・広報委員長が追加合格判定案を作成し、判定教授会の議を経て学長が追加合格者を決定している。

#### 1) 入学者選抜方法

学部の入試形態には、一般入学試験、2種類の推薦入学試験、社会人特別選抜入学試験、大学入試センター試験利用入学試験があり、多様な入試形態により入学者を選抜することで、受験生に対して公正な機会を保障すると共に、大学教育を受けるための能力や適性を適切に判定している（表 5-4 参照）。入試情報開示については、受験者等から請求があれば「一般入学試験」において科目別の得点及び総得点を開示している。「一般入学試験」、「推薦入学試験」、「社会人特別入学試験」の入試問題は、請求があれば一般に提供している。

表 5-4 平成 29 年度看護学部入学試験

| 試験の種類                   | 募集人員 | 選抜方法                                                                                                                                                        |
|-------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般入学試験                  | 50 名 | 必須科目：国語総合（古文・漢文を除く）配点 100 点<br>コミュニケーション英語 1・II<br>英語表現 I 配点 100 点<br>選択科目：次の①②③から 1 つを選択<br>①数学 I・数学 A<br>②化学基礎・化学<br>③生物基礎・生物                             |
| 日本赤十字社中部各県<br>支部長推薦入学試験 | 30 名 | 小論文 配点 60 点<br>基礎学力調査（英語） 配点 50 点                                                                                                                           |
| 高等学校長<br>推薦入学試験         | 30 名 | 面接 配点 50 点<br>調査書（推薦入試のみ） 配点 7 点                                                                                                                            |
| 社会人特別選抜<br>入学試験         | 5 名  | ＊出願資格：支部長推薦入試 評定平均 3.8<br>高等学校長推薦入試 評定平均 3.6                                                                                                                |
| 大学入試センター試験<br>利用入学試験    | 5 名  | 必須科目：国語総合（近代以降の文章） 配点 100 点<br>英語（英語リスニングを除く） 配点 100 点<br>（200 点満点を換算）<br>数学 I・数学 A<br>選択科目：理科<br>生物基礎、化学基礎の 2 科目<br>又は<br>生物、化学から 1 科目を選択<br>配点 1 科目 100 点 |

## 2) 一般入学試験

学力試験は、コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱ、英語表現Ⅰ及び国語総合を必須科目として、数学Ⅰ・数学A、生物基礎・生物、化学基礎・化学の3科目から1科目を選択することとし、順位付の原則に従い合否案を作成している。

## 3) 推薦入学試験

高等学校長推薦入学試験及び日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験の2種類に分類している。入試科目は、いずれも小論文、基礎学力調査（英語）、面接であり、高等学校長の推薦書も考慮した上で、順位付の原則に従い合否案を作成している。面接の方法はこれまで個人面接を実施してきたが、平成28年度入学試験から日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験においてアドミッションポリシーで求める受験生を選抜するために集団面接を導入した。

## 4) 社会人特別選抜入学試験

受験資格は、高等学校卒業者及び大学検定試験合格者であり、小論文、基礎学力調査（英語）、面接を実施し、順位付の原則に従い合否案を作成している。

## 5) 大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験を利用し、受験生の得点（英語、国語及び数学Ⅰ・数学Aを必須科目とし、生物基礎、化学基礎の2科目、又は、生物、化学から1科目を選択し、順位付の原則に従い合否案を作成している。

# (3) 研究科

研究科では、入試及び学生募集に関する業務は大学院入試委員会が中心となって行っており、学生募集要項及びホームページで入学試験情報を発信している。また、受験希望者等を対象とした年2回の大学院説明会の開催などを実施し、入学試験内容、本大学院の特色及び教育内容等について説明している。

入学者選抜試験は、大学院学則その他諸規程に基づき、大学院入試委員会において実施方法等を検討した上で、学長が実施方法等を決定する。合否判定試験結果を基に大学院入試委員長が合否判定案を作成し、判定研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定している。

入学試験は年に2回行っており、方法は以下のとおりである。

## 1) 修士課程

### a. 一般入学試験

小論文試験、外国語（英語）試験、面接を実施し、合計点を出して研究遂行能力、順位付の原則に従い、大学院入試委員長が合否案を作成し、判定研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定している。

### b. 推薦入学試験

学校法人日本赤十字学園が設置する大学を卒業した者、または、赤十字施設に勤務しており、かつ看護部長等からの推薦のある者を対象に推薦入学試験を行っている。

推薦入学試験は、小論文、面接を実施し、順位付の原則に従い大学院入試委員長が合否案を作成し、判定研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定している。しかし、推薦入学試験は外国語（英語）試験がないため、アドミッションポリシーに掲げる「国内外の諸

問題に広く関心を持つ」人物であるかどうかの判定ができないという課題がある。又、一般入試と推薦入試では受験科目が異なるため、入試種別に合否判定基準を作成する必要がある。

入学試験結果は、受験者等から請求があれば、請求者の得点及び総得点を開示している。入学試験問題は学内での閲覧により公開している。

## 2) 博士後期課程

小論文、外国語（英語）試験を実施し、合計点を算出している。また、書類審査として、履歴書、志望理由書、論文（修士論文または修士論文相当の論文）および面接から、研究遂行能力を審査している。小論文、外国語試験の合計点と研究遂行能力の審査結果から、合否判定を行っている。

**(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

### 〈1〉大学全体

学部・研究科とも適切な定員を設定して学生を受け入れるとともに、在学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

### 〈2〉学部

看護学部では、入学定員を 120 名としており、平成 22 年度から平成 28 年度までの入学者数は表 5-4 に示す通りである。

**表 5-4 看護学部入学者数及び入学者数比率・在学生数比率**

| 年度<br>(平成) | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入学者数       | 136 人 | 136 人 | 136 人 | 140 人 | 136 人 | 137 人 | 135 人 |
| 入学者数<br>比率 | 1.13  | 1.13  | 1.13  | 1.17  | 1.13  | 1.14  | 1.13  |
| 在学者数       | 561   | 558   | 552   | 547   | 550   | 547   | 555   |
| 在学生数<br>比率 | 1.12  | 1.12  | 1.13  | 1.14  | 1.15  | 1.14  | 1.16  |

平成 28 年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 555 名である。過去 7 年間の入学者定員に対する入学者数比率の平均は、1.14 である。また、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.14 である。しかし、本学は、実験・実習を伴う分野であり、努力課題の 1.20 未満である。本学の入学者数は、教育の質を落とすことなく、講義・演習・実習の実施が可能であることから適正に管理していると考えられる。

### 〈3〉研究科

修士課程では、入学定員を 10 名としている。平成 22 年度開学後の入学者数は表 5-5

に示す。

表 5-5 大学院研究科修士課程入学者数及び在籍学生数比率

| 年 度<br>(平成)    | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入学者数           | 7 人   | 11 人  | 7 人   | 9 人   | 8 人   | 7 人   | 7 人   |
| 在 籍 学 生<br>数比率 | 0.7   | 0.9   | 1.25  | 1.25  | 1.25  | 1.20  | 1.10  |

平成 28 年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 22 名であり、収容定員に対する在籍学生比率は 1.10 倍であるが、大半が長期履修生であることから概ね適正に管理していると考えられる。

博士後期課程では、本学の入学定員を 2 名としており、平成 28 年度は 2 名の入学者数であり、在籍学生数比率は 1.00 である。

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適正に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

(1) 大学全体

学部、研究科とも学生募集及び入学者選抜試験は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適正に実施し、教授会、研究科委員会、AO（アドミッションオフィス）において定期的に検証を行っている。

(2) 学部

学生募集及び入学者選抜試験方法については、学生の受け入れ方針に基づき AO において検討され、教授会に諮られ審議された上で決定する。具体的な入試に関わる業務を遂行するのは、教授会下にある入試・広報委員会である。入試・広報委員会では学生募集要項や入試実施手順書を作成し、入試本部長としての学長の指示のもとに入試当日の運営を行っている。入試終了後には、判定教授会において公正かつ適正な可否の評価を行うと共に、入試の公正性、適切性についても検証を行っている。また、AO においても、入試方法について公正性・適切性の観点から検討を行い、次年度の入試方法の改善につなげている。

(3) 研究科

学生募集及び入学者選抜試験については、研究科委員会の下にある大学院入試委員会で募集要項や入試実施手順を作成している。入学試験終了後、判定研究科委員会において公正かつ適正な可否の評価を行っている。また、入学試験問題作問者を対象に入学試験結果を受けた講評報告を課している。

## 2. 点検・評価

### ●基準 5 の充足状況

学部及び研究科ともに教育の質を保証する上で適切な定員を設定し、アドミッションポリシーに基づいて公正かつ適切な入学者選抜方法を実施しており、本基準は概ね充足して

いると考えられる。

## ①効果が上がっている事項

### 〈1〉大学全体

学部、研究科ともに、学生受け入れ方針であるアドミッションポリシーを重視しながら入試方法を変更するなど、公正かつ適切な入学者選抜試験を実施しており、より優秀な学生の受け入れに努めている。

### 〈2〉学部

- ・平成 25 年度から大学入試センター試験利用入学試験を実施しており、定員 5 名のところに志願者は 200 名以上あり、志願者の半数以上は一般入学試験との併願である。本学出願者に受験機会を増やしたことによるメリットは大きいといえる。
- ・推薦入学試験及び社会人特別入学試験において、平成 25 年度から基礎学力調査（英語）を実施しており、入学生の学力低下に一定の歯止めがかかっている。
- ・推薦入学試験及び社会人特別入学試験の合格者に対して、入学までの学力や学習意欲の維持・向上のために入学前教育を実施している。
- ・赤十字の理念に基づく国際人を育成するために国際交流に力を注ぐことで、国際看護に関心が高い志願者の増加につながっている。
- ・本学の建学の精神でもある赤十字・災害看護学を学ぶことを目指した入学者も増加している。

### 〈3〉研究科

- ・平成 26 年度入試から受験資格の見直しを行い、アドミッションポリシーに相応しい学習意欲の高い受験生の確保に努めた。
- ・入学金は、本学卒業生は全額、他の赤十字看護大学卒業生及び赤十字の職員は半額が免除される。平成 28 年度より全入学生について入学料、授業料を減額した（資料 5-8）。
- ・修士課程・博士課程ともに、一般教育訓練給付制度厚生労働省指定講座の承認を受け、学生の経済的な負担の軽減に努めている。
- ・博士後期課程では、各構成大学から選出された委員から構成される入試委員会を設置し、入試方法の検討を進めている。

## ②改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

- ・障がいがある学生の受け入れ方針については、日本赤十字学園本部全体の協議事項（資料 5-9）には挙げられていたが、正式な方針は定められていない。
- ・学部では入試方法による入学後の学力差がある。
- ・研究科では定員割れの状況にあり、学生確保のために、病院等の訪問及び大学院説明会、さらに、平成 26 年度入試入学生から受験資格の見直し、赤十字大学の卒業生や赤十字施設の勤務看護職における看護部長等からの推薦のある者の推薦入学試験実施、入学料、授業料の減額等工夫をしている。しかし、平成 28 年度入学試験による入学者は前年度



と同様の7名であり、効果はあがっていない。

## 〈2〉学部

- ・一般入学試験・大学入試センター試験利用入学試験の入学者と推薦入学試験の入学者との間に学力の差が見られる。入学者選抜方法と入学後の成績について IR 委員会による分析を進め、入学前教育の更なる充実について、AO を中心にして、入試・広報委員会、教務委員会、学生委員会が互いに連絡を密にして検討をしていくことが必要である。
- ・全国的に看護学部の実員が増員される中で、赤十字の看護大学の理念に基づく優秀な学生を積極的に確保していくためには、にアドミッションポリシーを測定することができる表現に具体化し、入学試験方法を整合させる必要がある。

## 〈3〉研究科

- ・修士課程では、入学者が入学定員を満たしていない。本学の卒業生や赤十字病院を通して病院訪問や説明会の充実を図る必要がある。特に学部卒業生には、同窓会を通じて卒業生に本学大学院の魅力について説明することで、学生の確保に努める。
- ・修士課程では、一般入試と推薦入試で受験科目が異なり、推薦入試では英語の試験が免除されているため、赤十字の国際性に関するアドミッションポリシーとの整合が図れていない。

# 3. 将来に向けた発展方策

## ①効果が上がっている事項

### 〈1〉大学全体

- ・学部では、赤十字の特徴を活かした教育の充実を目指し、研究科では、学納金の減額を行っている。研究科では、本学の卒業生や赤十字病院の病院訪問や年2回の説明会を充実させることで学生の確保に努めている。

### 〈2〉学部

- ・大学入試センター試験利用入試を継続して実施する。
- ・推薦入学試験及び社会人特別入学試験において、基礎学力調査（英語）を継続して実施する。
- ・推薦入学試験及び社会人特別入学試験の合格者に対する入学前教育を継続して実施するとともに、その効果を検証する。
- ・赤十字の理念に基づく国際人を育成するために、国際交流に力を注ぎ、国際看護に関心が高い志願者の増加につなげる。
- ・本学の建学の精神でもある赤十字・災害看護学の教育内容を充実させる。

### 〈3〉研究科

- ・受験資格の見直しを行った結果を検証し、アドミッションポリシーに相応しい学習意欲の高い受験生の確保に努める。
- ・入学料、授業料を減額した効果としての受験生増加を検証する。

- ・修士課程・博士課程ともに、一般教育訓練給付制度厚生労働省指定講座等、学生の経済的な負担の軽減に努める。
- ・平成 29 年度から修士課程科目で構成した履修証明プログラムを開始する。「看護教育プログラム」「看護研究プログラム」の 2 種類であり、各 12 単位から構成されるプログラムである。プログラム修了者が修士課程に入学した場合、12 単位中 10 単位を既修得科目として認定し、また、入学金の減免制度を設けた。この履修証明プログラムは、職業実践力育成プログラム（BP）に申請し、平成 28 年 12 月に認可された（資料 5-10）。既にある科目等履修制度と合わせて本学修士課程入学への動機となることを期待する。
- ・平成 28 年度より設置された共同大学院看護学専攻博士課程において、入試方法の検討を進め、アドミッションポリシーを重視しながら、学習意欲の高い受験生を安定的に確保する。

## ②改善すべき事項

### 〈1〉大学全体

- ・障がいがある学生の受け入れ方針については、日本赤十字学園本部全体の協議事項には挙げられていたが、正式な方針は定められていない。そのため、平成 28 年度に本学の中で検討を始めた。車椅子利用者等へ配慮したバリアフリーなどの環境面は整備されているが、合理的配慮や相談等へのサポート体制については、引き続き検討し、方針を定めていく必要がある。
- ・学部では、赤十字の看護大学の理念に基づく学生の確保をするためにアドミッションポリシーの具現化と入学試験方法の検討を行うこと、入学試験方法による格差をなくすることが必要である。研究科では、社会のニーズに見合った教育内容への対応が求められている。

### 〈2〉学部

- ・障がいがある学生の受け入れ方針については、平成 29 年度に本学独自で方針を定める。
- ・入試形態による入学者の学力差については、入学者選抜方法と入学後の成績について IR 委員会による分析を進め、入学前教育の更なる充実について、AO を中心にして、入試・広報委員会、教務委員会、学生委員会が互いに連絡を密にして検討をしていく。
- ・アドミッションポリシーを具体化し、入学試験方法を整合させる。

### 〈3〉研究科

- ・大学院入試委員会において広報活動の見直しを進めるとともに、高度実践看護師教育課程を 38 単位に変更申請する機会と合わせて、平成 31 年度のカリキュラム改正の検討時に、社会のニーズに合った教育領域・分野の見直しを行い、学生を安定的に確保する。
- ・修士課程において、アドミッションポリシーと受験科目の整合を図る。

## 4. 根拠資料

- ・資料 5-1：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学学生便覧（既出 資料 1-4）
- ・資料 5-1：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学大学院学生便覧（既出 資料 1-5）

- ・資料 5－2：日本赤十字豊田看護大学大学案内（既出 資料 1-3）
- ・資料 5－3：学生募集要項 平成 28 年度 一般入学試験
- ・資料 5－3：学生募集要項 平成 28 年度 高等学校校長推薦
- ・資料 5－3：学生募集要項 平成 28 年度 社会人特別選抜入学試験
- ・資料 5－3：学生募集要項 平成 28 年度 日本赤十字社中部各県支部長推薦入学試験
- ・資料 5－3：学生募集要項 平成 28 年度 大学院看護学研究科 看護学専攻
- ・資料 5－3：学生募集要項 平成 28 年度 大学院看護学研究科 共同看護学専攻
- ・資料 5－4：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学ホームページ（既出 資料 1-7）  
「ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー」

URL <http://www.rctoyota.ac.jp/outline/philosophy.html>

- ・資料 5－5：平成 28 年度 外部評価結果報告書（既出 資料 4(1)-15）
- ・資料 5－5：平成 28 年度 外部評価議事録（既出 資料 1-11）
- ・資料 5－6：平成 28 年度 第 4 回カリキュラム委員会議事録
- ・資料 5－7：2017 年度版 大学院パンフレット
- ・資料 5－8：大学院学則 新旧対照表
- ・資料 5－9：平成 28 年度学校法人日本赤十字学園 学部（科）長会議 次第・照会内容
- ・資料 5－10：（認定結果）日本赤十字豊田看護大学（看護教育）
- ・資料 5－10：（認定結果）日本赤十字豊田看護大学（看護研究）

## 第6章 学生支援

### 1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生支援については、奨学金制度・特待生制度の拡充と、きめ細やかな学生支援を目指して平成26年度に5年間の第二次中期計画を掲げている。これらの計画について、四半期毎にアクションプランを設定し、その達成に努め、検証している（資料6-1）。これらの目標は、経営会議、教授会、研究科委員会、教員会議において説明および確認を行い、学生支援に活かしている。現段階では、特待生制度については検討されていない。

#### (1) 修学資金確保のための奨学金制度

##### 1) 奨学金の確保

日本赤十字社支部、病院へ積極的に働きかけるとともに赤十字医療施設以外からの奨学金の確保に努めている（資料6-2）。

##### 2) 特別奨学生制度の拡充

特別奨学生制度をより実りあるものにするため、平成26年度からは2年次までの成績を基に3年次以降の特別奨学生枠を確保した（資料6-3）。

#### (2) きめ細やかな学生支援

##### 1) 修学支援

平成27年度には、ラーニングポットが整備され、学生が主体的にアクティブラーニングを行う環境を提供できた。平成22年度の大学評価受審時の指摘事項であった蔵書数の少なさについては、図書館の蔵書整備として情報管理・図書委員会の依頼による図書選択委員を設け、図書の内容を検討し、蔵書数の充足に努めている。

##### 2) 国家試験対策の充実

看護師および保健師の国家試験支援体制について国家試験対策委員会を中心に強化し、既卒者を含め合格率100%を目標としている（本報告書,第4章第4節 p.53）。

##### 3) 生活支援

学生が、心身ともに健やかな学生生活を送ることができるよう、チューター制度を活用し、オフィスアワー（資料6-4 p.33）を学生に周知し、メンタルヘルスを含め、きめ細やかな学生指導を行っている。

##### 4) 就職及び進路支援

保健・医療・福祉の現場を支える人材育成のために、就職を希望する学生全員が就職することと、新卒就職者の70%以上が全国の赤十字病院へ就職することを目標として、学生・キャリア支援係を中心に、就職情報の提供や相談及びチューター（資料6-5）による指導の充実を図っている。また、採用や就労に関わる情報の共有を迅速に行うなど、就職支援を効果的に実施できるよう医療機関との関係構築に努めている。

##### 5) 卒業後の支援

卒業生が生涯を通じて看護専門職としての能力を向上し、発揮し続けることができるよう卒業生の里帰りイベント及び同窓会活動を中心として、卒業生と教員の交流を図っ

ている

## (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

### (1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処

看護学部 of 平成 23 年度から平成 27 年度までの退学・休学の状況は、退学者が 18 名、休学者が 33 名となっている(表 6-1)。退学・休学者の主な理由は、退学者の場合は、看護専門職という進路の再考・変更であり、休学者の場合は、病気療養である。退学・休学者に対する相談・支援は、チューター、学生委員会委員長、学務部長、学務課職員が連携をとりながら行っている。退学・休学を決定する場合には、学生本人、保証人、チューター、学生委員会委員長、学務部長、学部長で面談を行い、意思確認をしている。

復学者あるいは卒業延期者の履修計画は、平成 24 年度及び平成 28 年度のカリキュラム変更によって読み替え(資料 6-6)が必要なため複雑化しているが、チューターを中心に学務課職員も加わり履修指導を行っている。

研究科修士課程 of 平成 23 年度から平成 27 年度までの退学・休学状況は、退学者が 7 名、休学が 16 名である(表 6-2)。大学院では、退学・休学の理由は、就業などの一身上の都合が多く、退学・休学の意思表示があった場合、チューターである指導教員が面接を行い、報告書を作成し、大学院教務・学生委員会及び研究科委員会に報告している。

表 6-1 事由別の休学・退学・除籍数(学部)

|    | 理由・年度(平成) | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 計  |
|----|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 休学 | 進路再考・変更   |     | 3   |     | 1   |     | 4  |
|    | 病気療養      | 6   | 3   |     | 3   | 3   | 15 |
|    | 出産・育児     |     |     | 1   |     |     | 1  |
|    | 留学        |     | 1   | 1   | 1   | 3   | 6  |
|    | 一身上の都合    | 1   | 1   | 1   | 1   | 3   | 7  |
|    | 休学者合計     | 7   | 8   | 3   | 6   | 9   | 33 |
| 退学 | 進路変更      | 2   | 3   | 2   | 3   |     | 10 |
|    | 病気療養      | 1   |     |     |     |     | 1  |
|    | 出産・育児     |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 一身上の都合    | 1   | 1   | 1   | 4   |     | 7  |
|    | 退学者合計     | 4   | 4   | 3   | 7   |     | 18 |
| 除籍 | 授業料未納     |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 死亡        |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 懲戒        |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 除籍者合計     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  |

表 6-2 事由別の休学・退学・除籍数(大学院)

|    | 理由 年度  | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 計  |
|----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 休学 | 進路再考   |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 病気療養   |     | 1   |     | 1   |     | 2  |
|    | 出産育児   |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 留学     |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 一身上の都合 |     | 5   | 3   | 3   | 3   | 14 |
|    | 休学者合計  | 0   | 6   | 3   | 4   | 3   | 16 |
| 退学 | 進路変更   |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 病気療養   |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 出産・育児  |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 一身上の都合 |     | 2   | 1   |     | 4   | 7  |
|    | 退学者合計  | 0   | 2   | 1   | 0   | 4   | 7  |
| 除籍 | 授業料未納  |     |     |     |     | 1   | 1  |
|    | 死亡     |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 懲戒     |     |     |     |     |     | 0  |
|    | 除籍者合計  | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1  |

## 〈2〉学生の能力に応じた補習・補充教育の実施

補習教育に関しては、国家試験対策委員会が中心となり、3、4 年生を対象に実施している(資料 6-7)。また、補充教育としては、教務委員会が中心となり、推薦入試の合格者を対象として入学前教育を実施している(資料 6-8)。

## 〈3〉障がいのある学生に対する修学支援の実施

本学には、聴覚に障がいがある学生が在籍しており、補聴器を使用して講義や演習に参加している。聞えるか否かの確認以外は、特段の配慮は必要ではない。本学では、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受けざるを得ない学生は在籍しておらず、障がいのある学生に対する措置は講じていない。

## 〈4〉奨学金等の経済的支援の実施

学生の経済的支援のための措置としては、日本学生支援機構奨学金、赤十字関連の奨学金、その他の奨学金を紹介し、活用を推奨している。本学の奨学金については、大学案内(資料 6-9, p.18)、本学のホームページですべての情報を提示している。奨学金の貸与を受けるにあたっては、学生自身及び保護者が、奨学金は借金であり返済する義務があるという理解が重要であることから、平成 25 年度より、入学式後に学生と保護者に対して奨学金説明会を実施している。この説明会では、奨学金の貸与を判断する際に必要な病院に関する情報公開を病院紹介という形で実施している。紹介施設は、卒業生が就職している赤十字関連の医療施設、大学の近隣病院など 30 施設程度で、参加者全体を対象としたプ

レゼンテーションやブースに分かれて行う個別説明がある。

これらの奨学金の貸与者一覧を表 6-3 に示した。奨学金の貸与率は、日本学生支援機構奨学金が 34.3%、赤十字関連の奨学金が 77.0%、その他の奨学金 7.3%である。3 割程度の学生が 2 種類以上の奨学金を併用しており、在学生の奨学金利用率は 85%である。尚、日本赤十字社愛知県支部特別奨学金の一部は、入学前に貸与が決定されている。

#### 〈5〉チューター制度

本学では、学生の生活面および学修面全般について、個別に指導・助言を行うことを目的に、本学で学ぶ学生に教員をチューター（個人指導教員）として配属するチューター制度を開学以来実施している。

新規採用の教員には学務部長から新入教職員オリエンテーションが行われるものの、役割認識の温度差がみられるため、チューター教員の役割についてまとめた文書を配布するようにしている（資料 6-5）。また、時系列で学生の面談記録を確認できるよう、平成 25 年度より導入した学務システム（メソフィア）に面談記録をチューターが入力できるよう整備している。チューターは、助教以上の職位にある教員が、各 10~20 人の学生を担当している（資料 6-10）。平成 24 年度からは、各チューターは 1 年生から 3 年生まで継続して担当し、4 年生は卒業研究を指導する学生を担当することに変更した。

チューター制度は、学務部長を全チューター活動の総括者、学生委員長をその補佐とし、チューター、教務委員長、実習検討委員長、学務課担当職員が連携をし、学生の修学上の問題について情報共有し、その対策や援助について検討している。また、平成 26 年 12 月に、チューターがこの制度を理解し、学生がこの制度をより有効に活用できるように「チューター・教員支援ライン」（資料 6-11）を作成し、新入教職員オリエンテーション時に配布している。又、平成 28 年度からは、チューター教員を支援する体制を整備した。

さらに、チューター記録内容の充実をはかり、学生支援の継続性を保証するために平成 26 年 12 月に「学生の個人記録の取り扱い」に関する申し合わせ事項（資料 6-12）を作成し、チューター記録の管理方針を明確にし、新入教職員オリエンテーション時に配布している。

平成 27 年度における学生アンケートのチューター制度の活用状況は、1 年生が 41.8%、2 年生 34.3%、3 年生 44.6%、4 年生が 65.5%となっており、チューター制度の変更の効果であると考えられる。また、「教員と必要な連絡や相談ができますか」という学生アンケートの問いの満足度は、1 年生が 62.3%、2~3 年生が 60%前後、4 年生が 66.7%であった。これらのアンケート結果から、特に 4 年生においてチューター制度が就職相談等に活用されていると推測される（資料 6-13）。

研究科では、指導教授がチューターの役割を果たしてきたが、体制が曖昧であった。平成 27 年度からは体制を強化し、チューター記録への記載も含めた学生支援を担当教員に課している。

#### 〈6〉オフィスアワー

学部および研究科ともに、様々な学生支援体制の一つとして、オフィスアワーの制度を

置いている。オフィスアワーについては、入学時および年度当初の在学生オリエンテーションにおける説明やシラバスに記載することにより周知をしている。また、学部では、オフィスアワー時間を学生便覧及び研究室前に掲示することにより、周知を図っている。しかし、「オフィスアワーを活用していますか」という学生アンケートの問いでは、1年生は10.7%、2年生35.2%、3年生23.8%、4年生27.6%で活用率が低い。一方、「教員と必要な連絡や相談ができますか」という問いの満足度は、1～4年生が60%前後となっている（資料6-13）。このことは、学生は、相談したいときには、必ずしもオフィスアワーでなくとも、直接あるいはメールなどで約束した上で教員に相談していると考えられる。研究科においては平成27年度より学生便覧に掲載している（資料6-14 p.103-106）。

表 6-3 奨学金貸与者一覧（平成28年3月31日現在）

| 奨学金貸与施設              | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 合計  | 比率    |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 日本学生支援機構             | 54  | 45  | 47  | 42  | 188 | 34.3% |
| 第1種奨学金               | 28  | 23  | 14  | 22  | 87  | 15.9% |
| 第2種奨学金               | 26  | 22  | 33  | 20  | 101 | 18.4% |
|                      |     |     |     |     |     |       |
| 赤十字関連                | 91  | 103 | 120 | 108 | 422 | 77.0% |
| 日本赤十字社愛知県支部<br>特別奨学金 | 15  | 10  | 20  | 20  | 65  | 11.9% |
| 赤十字支部                | 30  | 38  | 37  | 34  | 139 | 25.4% |
| 赤十字病院                | 44  | 51  | 58  | 50  | 203 | 37.0% |
| 日本赤十字社看護師同方会         | 2   | 4   | 5   | 4   | 15  | 2.7%  |
|                      |     |     |     |     |     |       |
| その他                  | 9   | 9   | 16  | 6   | 40  | 7.3%  |
| 赤十字病院以外の病院           | 8   | 9   | 10  | 3   | 30  | 5.5%  |
| 病院以外                 | 1   | 0   | 6   | 3   | 10  | 1.8%  |

### （3）学生の生活支援は適切に行われているか。

#### 〈1〉生活支援の相談窓口と相談体制の整備

健康に関する第一の相談窓口は、看護師免許をもつ学生・キャリア支援系の学務課職員である。心身の健康相談をはじめ、休養が必要と判断した時には保健室利用を勧めることや、様々な生活上の相談に応じている。また、メンタルヘルスの相談では、より専門的な対応が必要な場合があるため、スクールカウンセラーである臨床心理士が対応している。臨床心理士は、毎週月・木曜日の13時から18時まで学生相談室に在室し、相談日程をメソフィアにより学生に周知した上で相談に応じている。又、新入生や在学生のオリエンテーションに出席し、学生相談の案内をするだけでなく、学内を巡視し、学生に声をかけながら、メンタルヘルスの側面から生活支援を行っている。しかし、それにも関わらず、学生アンケートによると「利用しやすい」と回答する者は20%に満たない（資料6-12）。母性相談については、母性看護学担当教員が担当している。



この他、学生の日々の生活に関連した相談がしやすい環境としてチューター制度がある。特に親元から離れて初めてひとり暮らしを始めた学生にとって、チューターは身近な存在である。チューターが実習指導等で不在となる場合には、学生・キャリア支援系の学務課職員と情報共有し、支援している。

表 6-4 に保健室・学生相談の利用状況を示した。保健室や学生相談は、平成 23 年度以降は年間 50 件程度で推移している。但し、大学院生の利用実績はない。

表 6-4 保健室・学生相談の利用状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

| 年度（平成）      | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保健室利用       | 57  | 49  | 53  | 44  | 56  |
| 学生相談        | 47  | 28  | 58  | 42  | 68  |
| （内訳）メンタルヘルス | 47  | 28  | 53  | 42  | 66  |
| （内訳）母性相談    | 0   | 0   | 5   | 0   | 2   |

## 〈2〉感染症

学校保健安全法施行規則第 18 条～第 21 条の「感染症の予防」に基づく感染症全般に対応した対策マニュアルを「感染症発生時の連絡対応フロー」（資料 6-15）として、平成 26 年 9 月より「学生・その他家族等用」と「教職員用」の 2 種類を整備し、学生便覧にも掲載した（資料 6-4 p.40）。

## 〈3〉スクールバス

スクールバスは地下鉄「赤池駅」、名鉄「三好ヶ丘駅」、愛知環状鉄道「新豊田駅」から運行しており、「赤池駅」からは約 30 分、「三好ヶ丘駅」からは約 10 分、「新豊田駅」からは 15 分という本学までのアクセスである。

平成 27 年度の学生の利用者数は、全体で 128,135 名、内訳は「赤池駅」57,185 名（44.6%）、「三好ヶ丘駅」20,345 名（15.9%）、「新豊田駅」50,605 名（39.5%）となっている。

また、学生が溢れて乗車できない状況を回避するために、赤池駅行・新豊田駅行については毎週、学務課と協力し増車計画を立てて対応している。平成 28 年度からバスをリース契約したため、乗車料金 100 円が無償になり、学生の利便性が向上した。

## 〈4〉食堂・売店

食堂・売店はそれぞれ別の外部業者に委託している。しかし、本学は単科大学で全校生徒 600 人に満たない規模であり、実習が続く時期等、利用者数の変動があるため、経済効率が悪い。又、学生の満足度評価は低く（表 6-5 参照）、約半数がメニューや価格に不満を持っている。健康診断で貧血等を指摘される学生も認められ、食育の問題も生じている。このことは、看護大学としては看過できない問題である。そこで、平成 30 年度から生活協同組合の導入に向けて準備を開始したところである。

## 〈5〉課外活動支援

学生の課外活動は、体育系クラブ・サークルやボランティア活動に関するサークル等が

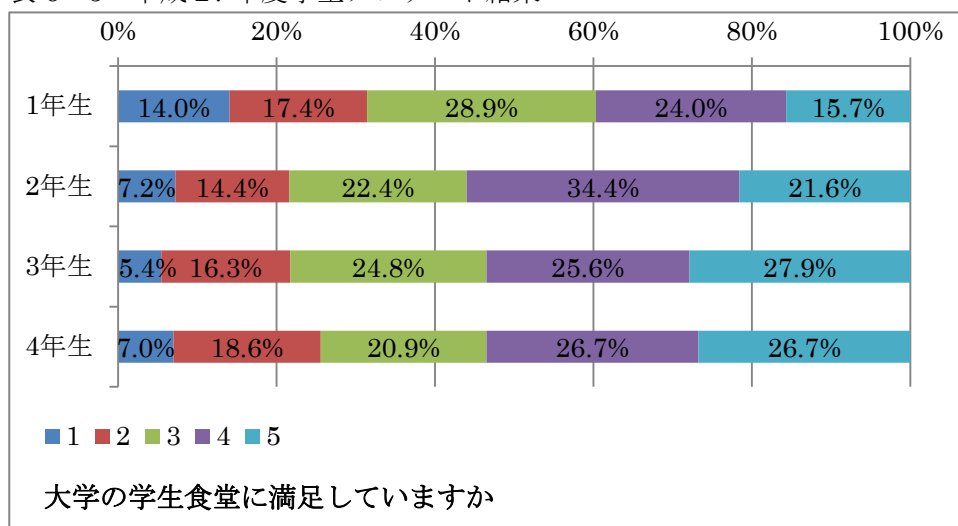
20 団体程度あり、活動を支援する助成金は、大学からのクラブ活動補助費として全体で 10 万円が交付され、さらに自治会からの助成金として申請があったクラブに 3 万円を上限として交付されている。

#### 〈6〉ハラスメント防止に向けた取り組み

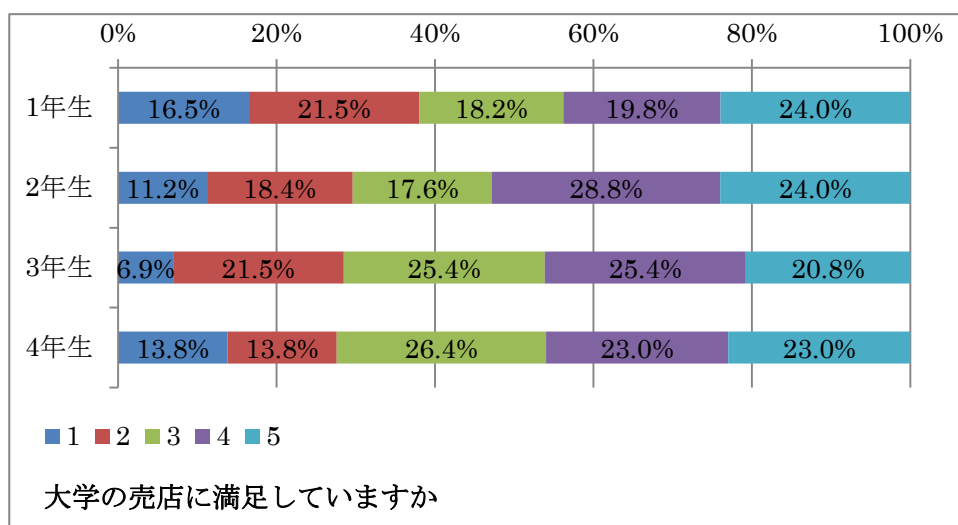
毎年、新入生及び学年別の在学生オリエンテーションで、学生相談（メンタルヘルス、母性相談）、ハラスメント相談について説明を行っている。また、学生便覧（資料 6-4 p.35-36）、本学のホームページ（資料 6-16）に、これらの相談窓口について掲載している。

平成 24 年度以降、学内の FD・SD 研修会でハラスメントをテーマに取り上げ、外部講師に講演を依頼することや、学内におけるハラスメント防止のポスター掲示など教職員への啓発を行ってきた成果もあってか、今のところハラスメント調査委員会を設置するほどの問題は起こっていない。しかし、平成 27 年度の学生アンケート調査では、「あなた自身が学内でハラスメントの被害にあっていると思うか」という問いに「該当する」と回答した学生が 5.9%ほど見られたため、平成 27 年度自己点検・評価委員会で、リーフレット「Stop! キャンパス・ハラスメント」（資料 6-16）を作成し、学内に掲示するとともに平成 28 年度より、本学学生、学内教職員、非常勤講師などへ配布し、ハラスメント予防に努めている。尚、ハラスメント相談窓口として、3 名の教職員を置いている。又、本学には、ハラスメント防止ガイドラインが策定されていなかったため、平成 28 年 12 月に「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」（資料 6-18）を策定し、平成 28 年度中に、在学生を対象としたハラスメント研修会を開催する。

表 6-5 平成 27 年度学生アンケート結果



1 満足している    2 どちらかという満足している    3 どちらとも言えない  
4 どちらかという不満    5 不満



1 満足している    2 どちらかという満足している    3 どちらとも言えない  
4 どちらかという不満    5 不満

#### (4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

##### (1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

平成 24 年度までは、2 月に就職説明会、4 月に奨学金説明会を企画して、医療施設や保健施設に来学を求め、学生に情報提供を行ってきた。その後、就職に関する情報提供の対象者を新入生・在学生から保護者まで拡大し、平成 25 年以降は 4 月に奨学金・就職説明会を同時開催している。また、4 年生を対象に外部業者と協働して就職ガイダンスを企画し、就職活動の実際と方法について支援している。さらに、助産師学校への進学希望者には、母性看護学領域の教員が相談に対応している。学生個別の進路支援は、チューター教員と学生・キャリア支援係がきめ細やかに対応している。

正課授業におけるキャリア教育では、1 年次の看護ふれあいセミナーにおいて、保健・医療・福祉の現場で活躍している本学卒業生に講演を依頼し、仕事内容の紹介等を行っている。

学生アンケートの「就職に関する情報は適切に提供されていますか」という問の満足度は、1 年生と 2 年生が 53% 前後、3 年生が 58.5%、4 年生が 60.9% であった(資料 6-13)。

また、国家試験不合格者を除いた就職内定率は 100% である(表 6-6)。これらの結果は、就職に関する情報提供を新入生・在学生から保護者まで対象を拡大するために、4 月に奨学金・就職説明会の同時開催したことの成果を示していると考えられる。

表 6-6 に就職・進学状況を示した。国家試験不合格者が就職未定となっているが、それ以外は、看護職を希望する学生は就職ができており、平成 23 年度から 5 年間は赤十字病院への就職が 70% を超えている。

表 6-6 就職・進学状況

|         | 平成 23 年度 |      | 平成 24 年度 |     | 平成 25 年度 |     | 平成 26 年度 |      | 平成 27 年度 |      |
|---------|----------|------|----------|-----|----------|-----|----------|------|----------|------|
| 赤十字病院   | 98       | 70%  | 104      | 74% | 99       | 76% | 108      | 81%  | 107      | 84%  |
| 赤十字病院以外 | 30       | 21%  | 21       | 15% | 25       | 19% | 22       | 17%  | 17       | 13%  |
| 保健師     | 6        | 4%   | 6        | 4%  | 0        | 0   | 1        | 0.8% | 1        | 0.8% |
| 進学      | 2        | 1%   | 5        | 4%  | 5        | 4%  | 1        | 0.8% | 2        | 2%   |
| 教員      | 0        | 0    | 0        | 0   | 0        | 0   | 0        | 0    | 0        | 0    |
| 一般      | 1        | 0.7% | 2        | 1%  | 0        | 0   | 1        | 0.8% | 0        | 0    |
| 未定      | 3        | 2%   | 2        | 1%  | 2        | 2%  | 0        | 0    | 1        | 0.8% |
|         | 140      | 98%  | 140      | 99% | 131      | 98% | 133      | 100% | 128      | 99%  |

## 〈2〉キャリア支援に関する組織体制の整備

本学が看護大学であるという特性上、入学前の段階から看護師・保健師という看護専門職への就職を目的に入学している学生が多い。学生の就職及び進学などの指導においては、学生の希望が実現できる組織体制として平成 21 年度より学務部長および学生・キャリア支援係長を配置した。

学務部長は、教務委員会と学生委員会を統括し、学生の修学および生活を支援する立場にある。又、学生・キャリア支援係長は、大学生活から就職支援まで相談対応する立場にある。尚、学生・キャリア支援係長は、赤十字医療施設の看護師が 3 年毎に本学に出向して役割を担当しており、専門職の立場からキャリア支援についてアドバイスを行うことや、在学時から臨床現場におけるリアリティショックを緩和する役割を担っている。この 2 名が中心となり、チューター、学生委員会、教務委員会、実習検討委員会が連携し、学生の支援を行っている。

## 〈3〉就職・進学等の指導

就職・進学等に関する指導は、チューターがその役割の主要な部分を担っている。学生委員会と学生・キャリア支援係長が、3 年生後期（6 セメスター）に進路調査を実施し、学生の進路希望についてチューターと情報共有して就職・進学活動を指導・支援している。また、4 年生後期（7 セメスター）に第 2 回進路調査を実施して就職内定状況と就職・進学試験予定日を確認している。チューターが看護系の教員でない場合は、学生・キャリア支援係長が積極的に就職支援を行っている。

## 〈4〉大学院生の就職状況と対応

研究科修士課程及び博士後期課程入学者の多くが有職者であるため、特別な就職支援は行っていない。職に就いていない学生には、ティーチングアシスタント制度を平成 28 年 4 月（資料 6-19）に設け、教育活動に関する学習機会を提供している。ティーチングアシスタント経験が、修了後のキャリア開発に有益となることを期待している。

## 2. 点検・評価

### ●基準6の充足状況

学生支援については、チューター制度を中心に、メンタルヘルスを含む学修・大学生活上の諸問題についてきめ細やかに対応できており、就職率もほぼ100%であるため概ね充足していると考えられる。

#### ① 効果が上がっている事項

- ・学部における看護師、保健師の国家試験に対する、補講や模擬試験等の様々な支援により、常に国家試験の合格率の成績は全国平均を上回り高率を保持している(本報告書第4章4節参照)。
- ・就職や進学に対する指導体制については、チューター制度を中心に「病院就職説明会」「奨学金説明会」等、様々な方法により、学生を支援し、就職内定率100%を概ね維持できている。
- ・学生へのチューター制度の周知は、新入生オリエンテーションや各セメスターで成績表を配布する際に行われている。平成24年から1年生から3年生まで同一教員が継続して担当し、4年生には卒業研究を指導する学生を担当するように変更したことで、チューター制度の活用率が上がった。
- ・奨学金等の経済的支援については、85%の学生がいずれかの奨学金を利用しており、学生アンケートでも70%以上の学生が満足していると答えている(資料6-13)。
- ・就職に関しては、平成25年以降は4月に奨学金・就職説明会を同時開催し、4年生対象に外部業者と協働して就職ガイダンスを企画して、就職活動の実際と方法について指導している。
- ・現段階では、ハラスメント相談窓口として、3名の教職員を置いているが、ハラスメント調査委員会を設置するほどの問題は起こっていない。リーフレットを本学構成員に配布する等、ハラスメント防止に努めており、平成28年度中にハラスメント防止ガイドラインを策定する。
- ・平成26年度9月より感染症発生時の連絡対応フローが制定されたことにより、感染症に罹患した場合の早急な適切な対応が行われ、感染拡大予防に効果を上げている。
- ・オフィスアワーは、看護学部および大学院の学生便覧(専任教員、非常勤講師)の相談時間を掲載している。
- ・自治会総会や大学祭等で、他学年の交流も含めた学生生活を過ごせるよう、大学側のサポート体制を整えている。
- ・本学は最寄り駅からのアクセスが悪く、スクールバスは必要不可欠である。学生の時間割を考慮し、増車できるよう柔軟な対応を行っている。平成28年度よりバス運賃が無料となり学生サービスが向上した。
- ・学生アンケートの声を反映し、学生に喜ばれるサービスを継続して提供していく。

#### ② 改善すべき事項

- ・学部のオフィスアワーについては年度当初の学生を対象としたオリエンテーションで説明し、毎年配布される看護学部のシラバスに全教員(専任教員、非常勤講師)の相談時

間を掲載している。また、研究科の学生便覧や院生研究室にも全専任教員および非常勤講師について記載しており、学部も含めたすべての教員に相談できる体制を整備している。しかし、オフィスアワーの活用度は低い。

- ・学生相談は、相談日が授業と重なる場合もあり、利用しやすい状況ではない。
- ・今後、自治会総会や大学祭等で、他学年の交流も含めた学生生活を過ごせるよう、大学側のサポート体制を整えていかなければならない。
- ・学生のハラスメント相談窓口や学内相談員の活用は低く、その認知度も低いと推測される。掲示、ガイダンスでの説明以外にも周知の機会を設け、認知度を高めていく必要がある。
- ・食育の観点から、食堂・売店等、食生活の改善を図っていかなければならない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ①効果が上がっている事項

- ・学部における看護師、保健師の国家試験に対する、補講や模擬試験等の様々な支援により、常に国家試験の合格率の成績を保持し 100%合格を目指す。
- ・就職や進学に対する指導体制については、チューター制度を中心に「病院就職説明会」「奨学金説明会」等、様々な方法により学生を支援し、就職内定率 100%を維持する。
- ・学生へのチューター制度について周知し、就職相談等に活用する。
- ・奨学金等の経済的支援については、返済計画を踏まえた人道上の責任の自覚を含めた適切な支援をチューター中心に実施する。
- ・就職に関しては、就職に関する情報提供を新入生・在学生から保護者まで対象を拡大し、就職内定率は 100%を維持する。
- ・学生アンケート調査結果を踏まえ平成 28 年 12 月にキャンパスハラスメントガイドラインを策定した。これをもとに、平成 28 年度中に学生・教職員を対象にハラスメント研修会を開催し（根拠資料 6-20）、平成 29 年度からは新入生・新入職者を対象に年 1 回の定期的開催する予定である。
- ・感染症発生時の連絡対応フローに基づき、感染症の拡大予防を継続して実施する。
- ・オフィスアワーの周知を行い、活用を促す。
- ・自治会活動を活性化するための支援を学生委員会が中心となり進めていく。
- ・バスの運行状況を学生の時間割との関係で調整し、サービス向上を図る。
- ・学生アンケートの声を反映し、学生に喜ばれるサービスを継続して提供していく。

#### ③ 改善すべき事項

- ・オフィスアワーについては、学部、研究科ともに活用度が低いので、新入生オリエンテーション等で、さらに周知をはかる。
- ・学生相談は、利用しやすい相談日・相談時間を工夫する方向で検討する。
- ・自治会活動を活発化させるために、学生委員会中心にサポートしていく。
- ・キャンパス・ハラスメント防止ガイドラインに基づき、相談員の役割や対応のフローについて運用規程を定め、平成 29 年度から施行する。
- ・食堂・売店は、食育の観点から改善していかなければならないため、平成 30 年度から

の生活協同組合導入を検討準備している。

#### 4. 根拠資料

- ・資料6－1：平成28年度日本赤十字豊田看護大学第二次中期計画
- ・資料6－2：名古屋第一赤十字病院奨学金貸付規程
- ・資料6－3：日本赤十字社愛知県支部特別奨学金貸与規程
- ・資料6－4：平成28年度日本赤十字豊田看護大学学生便覧（既出 資料1-4）
- ・資料6－5：平成28年度チューターの役割
- ・資料6－6：平成28年度看護学部教育課程新旧対照表
- ・資料6－7：平成27年度国試対策補講時間割3年生
- ・資料6－7：平成27年度国試対策補講時間割4年生
- ・資料6－7：平成28年度国試対策補講時間割3年生
- ・資料6－7：平成28年度国試対策補講時間割4年生
- ・資料6－8：入学前教育プロジェクト通知文
- ・資料6－9：日本赤十字豊田看護大学大学案内（既出 資料1-3）
- ・資料6－10：平成28年度チューター学生一覧
- ・資料6－11：チューター・教員支援ライン
- ・資料6－12：チューター記録（学生の個人記録）の取り扱い
- ・資料6－13：平成27年度学部アンケート結果報告（既出 資料1-10）
- ・資料6－14：平成28年度日本赤十字豊田看護大学大学院学生便覧（既出 資料1-5）
- ・資料6－15：感染症発生時の連絡対応フロー
- ・資料6－16：平成28年度 日本赤十字豊田看護大学ホームページ キャンパスライフ  
「学生相談」  
URL <http://www.rctoyota.ac.jp/campuslife/tutor.html>
- ・資料6－17：STOP!キャンパス・ハラスメント
- ・資料6－18：キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン
- ・資料6－19：ティーチング・アシスタント取扱規程
- ・資料6－20：キャンパス・ハラスメント防止研修会配布資料

## 第7章 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

良好な教育・研究環境を確保するため、教育設備・備品の整備は、毎年予算編成時に各領域からの新規、将来計画も含めてヒアリングを実施し、予算範囲内で過不足なく適正に予算配分を行いながら計画的に整備している。特に教育資機材については本年度各領域にアンケートを実施し、その結果、開学時から十分な検証をしないまま更新等がされておらず、現状の看護教育効果をあげるためには不十分であることが判明したため、経営会議にて審議した結果、今後6年間をかけて優先順位を定め順次整備していくことが決定された。

施設・設備については「10年間における財務シミュレーション」(資料7-1)に基づき、既存の施設・設備については適切な維持管理を行っている。

#### (2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学は、豊田市西部に位置し、既存の樹木を生かして緑化され、周囲の緑豊かな丘陵地には私立大学、県立高校等の教育機関が集まっており、勉学にふさわしい環境が整っている。建物は、「迎える」エントランス、管理棟、「学ぶ」講義・実習・研究棟、図書館棟、「交わる」食堂・福利厚生棟、体育館棟、これらを「つなぐ」キャンパスモールという基本コンセプトに基づいて配置され、教育研究に適した機能性・利便性を実現している。併せて、障がい者への配慮として、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に即したバリアフリーの設計により施工されている。

校地面積については約55,000 m<sup>2</sup>、校舎延床面積約18,000 m<sup>2</sup>を確保しており、大学設置基準上必要な面積を十分確保している。

また、赤十字の大学であることから、大規模災害等で名古屋市内の日本赤十字社愛知県支部が壊滅的被害を受け、災害対策本部としての機能不全に陥った場合には本学が臨時の災害対策本部になるよう指定されているとともに、学内の赤十字展示室には日本赤十字社に係る資料を展示し、図書館内には日本赤十字社の書簡等を収納した資料室を設置し、国内を問わず広く赤十字研究に活用できる情報を提供している。

大学全体の施設・設備の管理については、警備、清掃、設備等保守、緑地管理、情報通信システム保守管理業務等は外部委託によって安全管理に努めている。

表 7-1 本学の校地・建物の面積

敷地面積: 55,188 m<sup>2</sup>

(内訳)

|     |                       |           |
|-----|-----------------------|-----------|
| 所有地 | 19,710 m <sup>2</sup> | 豊田市から無償譲渡 |
| 借地  | 35,478 m <sup>2</sup> | 豊田市から無償貸与 |



校舎延床面積:17,613 m<sup>2</sup>

(内訳)

|                |                            |                                               |
|----------------|----------------------------|-----------------------------------------------|
| 管理棟            | 鉄筋コンクリート造                  | 2,366.55 m <sup>2</sup>                       |
| 講義棟            | 鉄骨造・地上7階                   | 10,534.14 m <sup>2</sup>                      |
| 食堂             | 鉄骨造・地上2階                   | 801.95 m <sup>2</sup> (325席)                  |
| 講堂             | 鉄筋コンクリート造                  | 908.93 m <sup>2</sup> (584席)                  |
| 図書館            | 鉄骨造                        | 1,265.67 m <sup>2</sup> (121席) 約 50,000冊      |
| 体育館            | 鉄筋コンクリート造                  | 1,656.74 m <sup>2</sup>                       |
| 駐車場            | 196台                       |                                               |
| 駐輪場            | 198台                       |                                               |
| 大講義室           | 3                          | 161席(2室)<br>156席(1室) 合計 623.16 m <sup>2</sup> |
| 中講義室           | 2                          | 120席 293.10 m <sup>2</sup>                    |
| 小講義室           | 3                          | 72席 272.31 m <sup>2</sup>                     |
| 自習室            | 1                          | 90.77 m <sup>2</sup>                          |
| 情報処理室          | 1                          | 80席 156.41 m <sup>2</sup>                     |
| LL教室           | 1                          | 80席 156.41 m <sup>2</sup>                     |
| 基礎実習室          | 1                          | 487.45 m <sup>2</sup>                         |
| 精神実習室          | 1                          | 75.61 m <sup>2</sup>                          |
| 成人・老年          | 1                          | 372.48 m <sup>2</sup>                         |
| 小児・母性          | 1                          | 296.18 m <sup>2</sup>                         |
| 地域             | 1                          | 333.31 m <sup>2</sup>                         |
| ゼミナール室         | 14<br>ゼミの授業、卒研、<br>帰校日の反省会 | 24席 (5室)、12席 (9室) 427.03 m <sup>2</sup>       |
| 個人研究室          | 33                         | 827.88 m <sup>2</sup>                         |
| 助手研究室          | 6                          | 263.22 m <sup>2</sup>                         |
| 看護学研究室         | 19                         | 466.12 m <sup>2</sup>                         |
| ヘルスプロモーションセンター |                            | 266.1 m <sup>2</sup>                          |
| 常設展示室          |                            | 69.27 m <sup>2</sup>                          |
| セミナールーム        | 3                          | 各 16席 209.92 m <sup>2</sup>                   |
| 体育館 (アリーナ)     |                            | 689.75 m <sup>2</sup>                         |
| 災害倉庫           |                            | 194.28 m <sup>2</sup>                         |

サテライト関係

|         |                       |  |
|---------|-----------------------|--|
| サテライト   | 340.81 m <sup>2</sup> |  |
| サテライト図書 | 391冊                  |  |

## (1) 主な施設の概要

### 1)講義棟

講義は、2階と3階部分にある160名余りを収容可能な大講義室3室と120名余り収容可能な中講義室2室、70名余り収容できる小講義室等で行われている。

また、自習室に17台のパソコン、情報処理室・LL教室には各々パソコンが80台整備されておりIT教育の一助を担っている。

さらに、グループワーク等に利用するゼミナール室14室を配置し、アクティブラーニングスペースとして2階ヘルスプロモーション付近、5階、6階、7階にテーブル・椅子・移動型ホワイトボード等を整備しており、学習成果の向上が図られているとともに、教員研究室33室、助手研究室6、看護学研究室19各領域の実習室が置かれている。

### 2)管理棟

正面玄関に位置しキャンパス全体を管理する。3階建ての1階には事務局があり2階には講師控室、保健室、学生相談室、会議室、倉庫などが置かれている。3階には教授会・教員会議を開催する大会議室、経営全般を審議する経営会議を開催する小会議室、学長室、学部長室、研究科長室などが配置されている。

### 3)図書館

敷地の奥に位置し、1/4円型の形状を持った2階建ての施設である。講義棟の2階からつながる図書館棟の1階には、データベース検索コーナー、雑誌架、製本雑誌架、視聴覚資料架、視聴覚ブース、多目的視聴覚ルーム(8席)、製本雑誌架、赤十字史料コーナー及び雑誌架、新聞と文庫・新書架に囲まれたブラウジングコーナーとカウンター、事務室が配置されている。

上階には、看護・医学書の専門書や一般図書を集め、個人学習ブース2室、共同学習室(6席)、参考図書コーナー、地域資料コーナー、集密書架がある。

### 4)体育館

3階建ての建物となっている。1階部分には日本赤十字社愛知県支部災害救護物品倉庫、2階部分にはアリーナがありバスケットコート1面、バレーコート2面が利用できる。

アリーナに併設して健康科学トレーニング室、更衣室、シャワー室、3階部分には自治会室1室、文科系・体育会系のクラブ室8室が配置されている。

### 5)講堂

入学・卒業式、記念式典、公開講座の講演等に利用している。584席の収容人員となっている。

### 6)食堂

2階建てになっており食堂の1階部分には食卓325席が配置されているが毎年4、5月の全学年在学時には不足することが散見されることから、その対策として食堂入口付近でも食せるコーナーを設け混雑緩和に努めている。また同階には厨房、売店を配置しており文具品、食糧品などが販売されている。2階部分には、グループ学習用に利用できるコーナーがあり食事をしながらの学習も可能になっている。

### 7)屋外体育施設

体育施設には、球技用グラウンド、テニスコート2面があり、テニスコートはいずれも夜間照明つきになっている。施設の学外利用も行っており休日には近隣のテニス愛好

家で使用されている。

#### 8)その他

本学は公共交通機関を利用するには不便な場所に設置されているため、スクールバスを利用した輸送体制とし、名古屋市営地下鉄・名鉄・愛知環状鉄道の各沿線の最寄りの3駅から授業時間に併せて運行している。

### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

#### (1) 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の整備

本学の前身の日本赤十字愛知短期大学図書館の蔵書を基礎として開学以来、段階的に整備を重ねてきた。平成28年5月31日現在の蔵書数は49,636冊であり、そのうち和書は46,697冊(94.1%)、洋書は2,939冊(5.9%)である。図書・視聴覚資料の購入費として年額7,000千円を確保し、過去5年の資料購入受入数は表7-2のとおりである。

学生一人当たりの蔵書数は現在84.5冊であり、国立大学平均163.6冊、公立大学149.1冊、私立大学83.9冊（文部科学省「学術情報実態調査結果報告2014」による）と比べて今後も整備の継続努力が必要である。

表 7-2 購入資料数（図書・製本雑誌・視聴覚資料）

| 年 度    | 購 入 資 料 数  |            |              |              |                 |
|--------|------------|------------|--------------|--------------|-----------------|
|        | 和図書<br>(冊) | 洋図書<br>(冊) | 和製本雑誌<br>(冊) | 洋製本雑誌<br>(冊) | 視聴覚資料<br>(タイトル) |
| 平成23年度 | 1,232      | 93         | 137          | 32           | 106             |
| 平成24年度 | 1,266      | 75         | 148          | 23           | 104             |
| 平成25年度 | 1,225      | 108        | 139          | 21           | 62              |
| 平成26年度 | 1,180      | 99         | 133          | 16           | 50              |
| 平成27年度 | 1,450      | 55         | 139          | 26           | 58              |

選書は委員会委員や委員会外の教員の協力を得て毎月行っているほか、利用者からのリクエスト、カテゴリー別選書により、利用者のニーズに応えた蔵書になっている。平成27年度からは電子ブック66タイトルを導入し、付加機能のリモートアクセスにより自宅や実習先、帰省先からアクセスができる。電子ブック利用に抵抗が少ない学生の増加に伴い、所蔵数が増えていくものと今後予想される。

視聴覚資料は、看護・医学の教材、また語学学習に利用できるよう、平成28年5月31日現在2,075タイトルを所蔵している。看護技術動画と電子Bookをセットにしたハイブリッド型のWeb版サービスを新卒研修に利用している医療施設もあると聞くこの頃、時流を見据えて、媒体にとらわれない資料導入の検討を今後も続けていくべきと考える。

雑誌は、平成28年4月1日現在、継続受入しているタイトルは377種(うち洋雑誌

20 種)。うち、和雑誌 113 種、洋雑誌 14 種（うち電子ジャーナル 8 種）を購読している。年間購読雑誌は毎年、教員・院生アンケートに基づいて見直しを行っているが、洋雑誌購読料の値上がりは購読種数の減少へとつながらざるを得ず、研究室資料を含めた大学全体の見直しが必要である。

また、全文が読める文献データベースを導入し、「CiNii 機関定額制」（学会系和雑誌 617 種）、「最新看護索引 web」（看護系和雑誌 10 種）「MEDLINE with Full Text, CINAHAL with Full Text」（医学・看護系洋雑誌 1,470 種）から利用者は豊富な学術文献にたどりつくことができる。

新聞は全国紙 4 紙と英語新聞 1 紙を整備し、1 年間保存して利用者に供している。また、新聞記事データベース「聞蔵Ⅱテキスト」を整備し、記事検索や本文閲覧が利用できる。

## 〈2〉図書館の規模、開館時間、閲覧席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況（資料 7-2）

### 1) 規模、閲覧席数

上下階合わせて閲覧席は 121 席あり、学生数の 24% の座席保証率は国立大学平均約 12%、公立大学約 16%、私立大学約 12%（文部科学省「学術情報実態調査結果報告 2014」による）をはるかに上回っている。

表 7-3 図書館施設の面積(m<sup>2</sup>)

| 総面積     | 閲覧スペース | AV スペース | 共有スペース | 集密書架  | 事務・機械室 |
|---------|--------|---------|--------|-------|--------|
| 1265.67 | 691.15 | 18.34   | 448.00 | 43.98 | 64.20  |

### 2) 開館日、開館時間、入館者数

過去 5 か年の開館日数、入館者数は下表のとおりであり、平日は 18:20 まで司書（専任職員）2 名、派遣司書 1 名で利用者に対応している。

表 7-4 図書館開館日数と入館者数とその内訳

| 区分      |        | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 開館日数（日） |        | 285      | 282      | 280      | 277      | 282      |
| 入館者数(人) | 合計     | 57,509   | 49,992   | 44,174   | 42,393   | 39,087   |
|         | (内学外者) | 234      | 226      | 177      | 181      | 156      |
|         | 1 日平均  | 202      | 177      | 173      | 180      | 173      |

### 3) 情報検索設備、視聴覚機器の配備等

所蔵検索端末（OPAC）は館内に 5 機設置してあり、インターネットによる蔵書検索（Web OPAC）で館外、学外からも検索ができる。また、データベース「医学中央雑誌 Web」、「CiNii Articles」から所蔵検索ボタンでリンクさせ、利用の便を図っている。

データベース検索用端末は 3 機、プリンター 1 機が設置され、検索結果やオープンアクセス文献などをプリントできるようになっている。契約データベースは学内のどこか

らでもすべてアクセスできる環境を整えており、院生・教員は VPN 接続により学外からもデータベースにアクセスできる。

館内には無線 LAN と情報コンセントが敷設され、個人 PC の利便性を保証している。開学時より個人視聴覚ブース、グループで視聴できる視聴覚ルーム(8 席)が設置してあり VHS,DVD 対応のデッキ・大型モニターが備えられ、視聴覚教材を人数に応じて視聴できる。2 階共同学習室(6 席)にもモニター、デッキが設置され、利用目的により学習したり、視聴したりできるようになっており、ゼミはもちろん、空き時間、休憩時間によく利用されている。

#### 4)利用環境の整備状況

5 か年の貸出状況は表 7-5 のとおりであり、貸出数は減少の傾向にも見えるが、通称「朝読」(朝の 5 分間読書運動)で育った学生の入学により、今後貸出数は増えていくものと予想される。しかしながらスマートフォンの普及により、ネット情報を安易に利用する傾向があり、学術情報を用いて学習することの重要性を初年次より指導する教員連携は今後も欠かせない。

平成 24 年度より学部 1 年生に初年次教育として「看護ふれあいゼミ」(平成 28 年度よりスタディ・スキルゼミに名称変更)が開講されたのに伴い、図書館も 1 コマ 90 分で 30~40 名の学生に対し〈学術情報への到達方法〉として「OPAC」の使い方、図書の探し方、雑誌情報として「CiNii Article」の検索方法を指導している。平成 28 年度は電子ブックへのアクセスも取り入れた。

学術情報へいざなうデータベースの利用状況は表 7-6 のとおりである。

表 7-5 過去 5 か年の貸出状況

| 区 分             |     | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-----------------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 館外貸し出し冊数<br>(冊) | 学部生 | 9,195    | 8,454    | 7,429    | 7,246    | 8,189    |
|                 | 院生  | 620      | 623      | 618      | 744      | 648      |
|                 | 教職員 | 980      | 983      | 1,088    | 1,208    | 1,042    |
|                 | 聴講生 | 4        | 12       | 0        | 18       | 48       |
|                 | 卒業生 | 42       | 141      | 97       | 73       | 49       |

表 7-6 契約データベース・文献管理ソフトの利用状況 (ログイン数・利用数)

|          | 医中誌 Web | 最新看護索引 Web | CiNii 機関定額 | CINAHL | Ref works |
|----------|---------|------------|------------|--------|-----------|
| 平成 23 年度 | 5,035   | 118        | 9,364      | 285    | —         |
| 平成 24 年度 | 5,260   | 226        | 6,300      | 492    | —         |
| 平成 25 年度 | 5,953   | 420        | 9,369      | 520    | 16,339    |
| 平成 26 年度 | 6,979   | ×          | 7,299      | 761    | 12,630    |
| 平成 27 年度 | 6,446   | ×          | 5,184      | 524    | 4,111     |

新入生への図書館のオリエンテーションは学部・大学院とも毎年 4 月に行っている。院生には 4~5 月に、外部講師を迎えて看護保健データベース CINAHL と MEDLINE の講習会を毎年行っている。希望する教員や学部生にも広報して参加を促している。

また、文献管理ソフト「Ref works」はアカウントを学内で登録すれば、卒業後、修了後も自宅、職場等で利用できるソフトである。生涯学習支援とも言え、CINAHL の講習会時には必ずアカウント登録の時間を設けて、司書が指導している。

#### 5)授業連携

学部生 1 年次の授業参加、院生対象の講習会など前項で述べたとおりであるが、図書館の利用を促すのに授業連携・教員連携は欠かせない。冊子体のシラバスには、教科書・参考図書等の図書請求記号を付し、図書館システムの Web サーバでシラバスの Book List を掲載し OPAC とリンクさせている。今後、学務システムとの OPAC 連携や教員課題のブックリストの OPAC 連携など、図書館利用を促す努力を続ける必要がある。

教員の依頼によるゼミ学生対象のデータベース検索等は随時教えている。

#### 6)機関リポジトリ「HUMANITY」

大学の知的財産の公開ということで、機関リポジトリ「HUMANITY」を平成 25 年 6 月から公開している。本学の紀要のほか、教員の科研費報告書、雑誌論文や院生の修士論文を公開しており、閲覧数、DL 数は確実に増えており、大学の広報の役割を担っているともいえる。今後、コンテンツを充実させ、より一層の社会貢献を図ることとしたい。

表 7-7 リポジトリの閲覧数とダウンロード数

|                 | 閲覧回数   | ダウンロード数 | 登録コンテンツ総数 |
|-----------------|--------|---------|-----------|
| 平成 25 年度(6-3 月) | 4,010  | 9,590   | 82        |
| 平成 26 年度        | 16,040 | 13,624  | 102       |
| 平成 27 年度        | 22,883 | 3,874   | 126       |

### (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

#### 〈1〉特徴的な施設・設備

##### 1)学内 IT 環境

学内の IT 環境は、情報管理・図書委員会の下に総務課課員が中心となって運用管理を行っている。平成 24 年度にクラウドシステムを導入しており、サーバーの遠隔管理を行っている。従来管理会社の所有するサーバーを利用するところであるが、本学は学内にサーバーを設置し、管理会社の遠隔管理で稼働させている特徴がある。これは、管理会社のサーバーの所在が不明のために起こり得るデータの滅失を恐れたための対応である。今現在、順調に稼働しており支障は起こっていない。

インターネットアクセス環境としては、LL 教室、情報処理室、自習室、小講義室 2 にアクセスポイントを設けており、これを利用した学内への情報伝達をはじめインターネットへの接続や遠隔授業の実施等状況に応じた接続環境を有している。さらに、図書館・食堂に Wi-Fi の高機能を有するアクセスポイントを設置したことからレスポンスが向上しており PC のより良い活用が期待できる。

教職員は管理棟、講義棟、図書館棟の各室で利用可能であり、学生は情報処理室やアクセスポイントが設置された図書館で利用できる。更に大学院生は各自の研究室で学内 LAN 及びインターネットにアクセスできる環境を設けている。平成 16 年度の開

学時から LL 教室、情報処理室には各々 80 台ずつ PC を整備しており、語学の授業にも適した IT 環境を提供している。

## **〈2〉 経常的な研究条件の整備**

### **1) 教員研究室**

教員研究室は講義棟にある。助教・助手は共同研究室、講師以上には個室研究室が与えられている。各研究室は照明、空調、居住性、安全管理に優れており机、椅子、ミーティングテーブル、書架、電話、ロッカー、ミニキッチン、デスクトップパソコンなどが設置されている。又、講義棟の各階には 10 数名収容可能な会議室があり助教・助手共働研究室や個人研究室で対応できない人数のゼミナールや討論を可能にしている。

### **2) 教員の研究時間及び研究活動に必要な研修機会の確保**

教員の研究時間は、教育運営に支障のない範囲で柔軟に対応しており教育研究活動に必要な研修参加さらに学会参加は出張申請に基づいて行われている。

教員の研究時間確保をはかるとともに本学大学院の優秀な学生に対し、学部学生等に対する教育補助業務を行わせることにより、大学教育の充実と教育訓練の機会提供を図る目的でティーチング・アシスタントを採用できることとしている。

### **3) 競争的な研究環境創出のための措置**

本学の教員研究費は、本学が教員の職位に応じて支払われる個人研究費と学外から確保した研究費に区分されている。平成 27 年度から個人研究費を減額し、前年度に科研費に応募、又平成 27 年度申請者、採択者にインセンティブ（科研費インセンティブ）として加配、未執行額に対しては減額する方法をとり、個人研究費総額は 15,435 千円を配分した。また、外部研究資金を獲得する方策として教員全員に応募するよう目標を提示している。

### **4) 研究成果の発表機会**

教員の研究成果発表の機会を確保、提供するため「日本赤十字豊田看護大学紀要」を毎年発行し、1 年間の教員教育研究業績を公表している（資料 7-3 p.103-120）。

表 7-11 個人研究費執行状況

(単位:円)

| 区分  | 年度<br>研究費               | 平成 23 年度   | 平成 24 年度   | 平成 25 年度   | 平成 26 年度   | 平成 27 年度   | 平均         | 執行率   |
|-----|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
| 教授  | 637,500<br>↓<br>542,000 | 5,244,316  | 5,238,731  | 6,098,584  | 6,820,929  | 6,420,874  | 5,964,687  | 73.5% |
| 准教授 | 425,000<br>↓<br>361,000 | 3,557,294  | 4,014,536  | 4,713,876  | 2,757,495  | 1,980,876  | 3,404,815  | 81.1% |
| 講師  | 340,000<br>↓<br>289,000 | 2,008,451  | 1,586,487  | 1,486,708  | 2,430,341  | 2,334,885  | 1,969,374  | 82.0% |
| 助教  | 276,250<br>↓<br>235,000 | 441,636    | 1,564,447  | 1,948,532  | 1,208,830  | 1,386,299  | 1,309,949  | 75.3% |
| 助手  | 215,000<br>↓<br>181,000 | 2,143,939  | 1,379,362  | 1,070,464  | 1,295,528  | 1,075,665  | 1,392,992  | 68.1% |
| 合計  |                         | 13,395,636 | 13,783,563 | 15,318,164 | 14,513,123 | 13,198,599 | 14,041,817 | 75.9% |

表 7-12 科学研究費採択状況

|          | 申請件数 | 採択数 | 継続数 |
|----------|------|-----|-----|
| 平成 23 年度 | 22   | 7   | 10  |
| 平成 24 年度 | 9    | 6   | 15  |
| 平成 25 年度 | 9    | 1   | 12  |
| 平成 26 年度 | 10   | 1   | 10  |
| 平成 27 年度 | 11   | 5   | 11  |

## (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理を涵養するため、「日本赤十字豊田看護大学における研究活動に関する行動規範」(資料 7-4)、「日本赤十字豊田看護大学 研究活動不正行為防止規程」(資料 7-5)、「日本赤十字豊田看護大学における公的研究費の使用に関する行動規範」(資料 7-6)「日本赤十字豊田看護大学 公的研究費運営・管理規程」(資料 7-7)を定めてきた。さらに、毎年教員に対して研修会を開催するとともに、FD・SD研修会においても研究倫理委員会(後述)委員により研修を実施し、人を対象とする研究を実施する教員、院生、学部生にはeラーニングによるCITI Japanプログラムの受講も義務付けている。

また、大学院学生に対しては研究倫理委員会委員長より、年度当初のガイダンスにて「研究を倫理的に進める」と題して研修を実施している。



研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性については、研究倫理委員会を設置し（資料 7-8）、倫理的な配慮に基づいた研究計画が作成されているかを審査している。メンバーは、教授職、複数名の学外者によって構成されている。

本学の教員、大学院生、学部生等が研究等を実施するうえで倫理上の審査が必要であると判断した場合は、研究等の計画書によって研究倫理委員長に審査の申請を行うことになっている。審査は日本赤十字豊田看護大学研究倫理委員会審査委員会に付託される（資料 7-9）。

審査については月 1 回の定例化を行い、原則として申請から 1 ヶ月以内に審査を完了できる体制にしている。申請された研究計画に対しては、介入及び侵襲の有無により一般又は迅速審査に振り分けられている。

実施上の倫理的な配慮が十分になされているかについて厳正に審査、倫理的に必要な要件が充足されている場合には「承認」、不十分な場合には「修正後再審査」等として不足する内容を申請者に通知している。修正後に再度研究倫理委員会に諮られる。なお、倫理的な配慮のもとに計画されていない場合は、「不承認」の扱いもある。

表 7-13 研究倫理審査申請件数

|      | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 申請件数 | 15       | 18       | 29       | 18       | 15       |

## 2. 点検・評価

### ・基準 7 の充足状況

教育の質を担保するという観点から、各種委員会、事務局が主体となり学生への良好な学修環境の整備及び教員の教育研究等の維持、改善に努めていることから、概ね基準を充足している。

### ① 効果が上がっている事項

- ・基礎看護実習室での演習時に、教員の手技を学生が直接見る事ができず教育効果が不十分であったが、6 台のモニターを実習室の各所に設置したところモニターを通じて確認できるようになり教育効果が上がっている。
- ・プロジェクター、電子黒板等の視聴覚機器を更新・購入整備することにより、鮮明な画像を用いた講義、少人数でのグループ学習の効率の向上が図られている。
- ・教員と学生、または学生同士の相互コミュニケーションによる知識の教授、共有やディスカッションによって、主体的に考える力を持った人材を育成し、さらに看護師として患者と良好な関係を築き、保つことのできるコミュニケーション能力に秀でた看護師を育成する必要があることから、平成 26 年度からグループディスカッションのできるラーニング・ポッドを整備した(資料 7-10)。
- ・平成 27 年度においては、大学教育改革支援事業タイプ I に選定されたことにより、私立大学等教育研究活性化設備整備補助金が採択された(資料 7-11)。これにより、学生が主体的・能動的に技術学習に取り組む学習機会・時間を増やすことが可能となった。又、基礎看護技術やフィジカルアセスメントの科目において、援助項目毎に作成した動画を

視聴することができるよう動画配信システムを整備、前年度整備したラーニング・ポッドや自習室にて動画教材を閲覧できるよう環境を整備した結果、グループワーク等学生が協力して課題に取り組む環境が整った。

- ・集団教育においてもクリッカーを整備し、双方向の授業を展開し、学生自身に考える機会を提供できる環境を整備している(資料 7-12)。

## ② 改善すべき事項

- ・整備済のアクティブラーニング資機材が充分活用されているとは言えない。
- ・臨床実習において医行為を実施できないため、学内演習でモデルを使用した演習が必須となる。しかし、教育資機材のほとんどのものが開学時に整備したものであり順次更新整備する必要がある(資料 7-13)。
- ・平成 22 年度に整備更新された授業支援システム一式の老朽化に伴い、更新整備が必要である。
- ・個人研究費の再配については、現状毎年 9 月までの執行状況により実施しているが、時期の見直しが必要である(資料 7-14)。
- ・研究倫理委員会の下に同審査委員会が規定されており、研究倫理審査申請毎に審査委員が選出され固定されていない(資料 7-9)。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

- ・教育研究環境については、現状の問題を把握し順次整備更新等を行っているが、限られた収入では十分に対応しきれていない部分があるため、教育設備に関する補助金を積極的に申請するとともに、経営努力によって蓄えた剰余金などを有効に活用し改修や整備を行っていく。
- ・平成 28 年度においても私立大学等教育研究活性化設備整備補助金が採択され、アクティブラーニング整備事業を拡充する。

### ②改善すべき事項

- ・アクティブラーニング作業部会を通じて現状把握及び活用方法の方策等を検討する。
- ・教育資機材整備更新のために各領域からの新規資機材、更新優先順位の要望調査を実施し今後の整備計画を策定した(資料 7-1)。
- ・学生の学習効率向上を図るため平成 29 年度自己財源で授業支援システム(LL 教室 PC80 台、情報処理室 PC80 台)を更新整備するため予算計上した。又、平成 28 年度に私立大学等教育研究活性化設備整備補助採択されたことにより小講義室等に PC を追加整備することとした。
- ・個人研究費の再配については、平成 29 年度に教員の研究可能時期を考慮し 12 月迄の執行状況を基準とする等の規程の見直しを行う。
- ・本学の運営組織を見直し、学長直轄の研究倫理審査委員会として新たに発足させるために平成 29 年 3 月までに関連規程の改正を行う。

#### 4. 根拠資料

- ・資料 7-1 : 10 年間における財務シミュレーション
- ・資料 7-2 : 日本赤十字豊田看護大学図書館利用規程
- ・資料 7-3 : 日本赤十字豊田看護大学紀要 第 11 巻 第 1 号 2016 年
- ・資料 7-4 : 日本赤十字豊田看護大学における研究活動に関する行動規範
- ・資料 7-5 : 日本赤十字豊田看護大学 研究活動不正行為防止規程
- ・資料 7-6 : 日本赤十字豊田看護大学における公的研究費の使用に関する行動規範
- ・資料 7-7 : 日本赤十字豊田看護大学 公的研究費運営・管理規程
- ・資料 7-8 : 研究倫理委員会規程
- ・資料 7-9 : 研究倫理委員会審査委員会規程
- ・資料 7-10 : 講義棟 5、6 階平面図
- ・資料 7-11 : 平成 27 年度私立大学等教育研究活性化設備整備補助金確定通知書
- ・資料 7-12 : アクティブラーニング費用
- ・資料 7-13 : 教育研究用機器備品一覧表
- ・資料 7-14 : 平成 28 年度教職員オリエンテーション（事務局経理課）

## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、赤十字の7つの基本原則である人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性を行動指針として、教育目標に赤十字の人道理念を実践できる看護専門職を育成すること、及び常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養うことを挙げている（資料8-1, p.5）。

教育目標をさらに具現化したディプロマポリシーにも「地域社会における保健・医療・福祉の分野で看護が担うべき役割を認識し、他の専門職と協働してケアを実施することができる」、「国際社会における健康ニーズを把握するための基礎的能力をもち、看護の役割を認識できる」ことを学生便覧（資料8-1, p.6）やホームページ（資料8-2）に明記している。したがって、ディプロマポリシーに到達するために行われる本学の教育活動は、社会連携・地域貢献活動を含むものである。又、日本赤十字学園本部の方針に基づき策定している本学の平成28年度第二次中期計画には、地域社会との連携強化、地域住民への生涯学習の場の提供、社会的活動の推進、及び赤十字の理念に基づく教育の充実を目指した国際人を養成するために学生と教員等の交流を図ることを挙げている（資料8-3）。これらは、ヘルスプロモーション事業及び多文化共生事業を推進することであり、中期計画については、年度初めの教員会議等において教職員全員に周知している。

ヘルスプロモーション事業を展開するための拠点として、本学では、平成16年度の開学当初からヘルスプロモーションセンターを設置し、地域の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目標として掲げている（資料8-4, 第53条）。

官との連携としては、平成25年3月に豊田市と包括連携に関する協定書（資料8-5）を締結した。本協定は、行政課題への大学等の参画による地域振興、人材育成の実現、大学等の社会貢献活動の拡充、大学等の教育に貢献することなど、本学と豊田市の双方にとって有益で継続性のある連携を図り、協働によるまちづくりを進めるものである。

多文化共生事業は、国内外で行われている。国外では、国際交流委員会の活動として、教員の国際学術交流に関する事項、海外からの研究者・教育者・学生等の受け入れに関する事項、学生の国際交流・海外研究に関する事項を活動方針として定めている。

#### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

ヘルスプロモーション事業を展開するための拠点として、本学では、平成16年度の開学当初からヘルスプロモーションセンターを設置した。しかし、ヘルスプロモーションセンターは、学則に規定されているにとどまり（資料8-4, 第53条）、組織分掌規程には定められていなかった。ヘルスプロモーションセンターの活動については、平成26年8月に定められたヘルスプロモーションセンター運営規程（資料8-6）において、地域の保健・医療・福祉の向上に関する事、及び全学的な地域連携に関する事を活動方針として掲げている。しかし、平成26年7月以前は、センター長が置かれていない状況であった。又、センター長が置かれた8月以降も学部長と兼務している状況であり、組織上、独自の活動を行うことが難しい体制であった。そのため、平成26年度まではヘルスプロモーション委員会（資料8-7）が、平成27年度からはヘルスプロモーション・公開講座委員会

(資料 8-8) が中心となってヘルスプロモーション事業を実施する体制を整備してきた。そこで、平成 28 年 8 月より新たに専任教授の中からヘルスプロモーションセンター長を学長が任命し、ヘルスプロモーション活動を推進する責任主体・組織を整えたところである。ヘルスプロモーションセンター長は、ヘルスプロモーション・公開講座委員会と協働し、社会貢献及び社会連携に関する適切性の観点から活動内容の適切性について検証を行い、その結果を教授会で報告している。

ヘルスプロモーション事業としての活動内容は、WHO 国際会議においてオタワ憲章として示された個人技術の開発、健康的な公共政策づくり、健康を支援する環境づくり、地域活動の強化、ヘルスサービスの刷新・方向転換を基本方針としている。本学のヘルスプロモーション事業や公開講座は、教育研究の成果を学外組織との連携協力によって地域住民の健康増進や交流の場に還元する活動を行っており、地域社会に貢献している。

(1) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動内容は、以下の 1) ～ 8) のとおりである。

1) 逢妻ふれあい祭りでの健康チェック

平成 19 年度から現在まで継続している事業である。本学の教職員及び学生が地域住民の健康チェックを行い健康相談ができる機会を提供しており、本学と地域住民との交流の場となっている。

2) 地域中学校の骨密度測定

平成 21 年度から平成 23 年度まで 3 年間実施した事業である。地域の中学生の骨密度検査を実施した。その検査結果を生徒に配布し管理栄養士による健康教育を行うことで、生徒自身が生活習慣を見直すきっかけとなった。

3) 食育フェスタ

平成 22 年度に豊田市と共催で実施した事業であり、現在も継続されている。活動発表会、講演会、本学教員の研究発表、本学学生による健康教育パネル展示、体力測定などを行い、地域住民に食の大切さを理解していただくことを目標としている。

4) 健康アップ講座

平成 23 年度及び平成 24 年度に実施した事業である。栄養、運動、休養についての講義や調理実習を行い、万歩計を貸出し日頃の運動の実践について確認することを年 3 回実施し、年度末に生活習慣について振り返る交流会を開催した。

5) 豊根村生涯学習講座

平成 24 年度から現在まで継続している事業である。きっかけは、愛知県生涯学習センターからの本学と豊根村との生涯学習講座の共催依頼であった。豊根村から高齢者の健康教育及び地域住民と本学学生との交流について希望が出された。講義と実技を通して地域住民と交流し、健康について考える機会になっている。

6) 宮口上区フェスティバルでの健康チェック

教員と学生がボランティアで参加していた活動について、平成 25 年度からヘルスプロモーション事業として実施している。本学の教職員及び学生が健康チェックを通じて地域住民との交流の場となっている。

7) 豊田市社会福祉協議会の協賛による教育講座

平成 25 年度からヘルスプロモーション事業として「ストレスとうまくつきあおう」、「知って安心、認知症」などを実施している事業である。豊田市社会福祉協議会の協賛により、会場の提供、広報活動などを本学と共同で行っている。

#### 8) 公開講座

様々な病気の予防や対処法を看護・医療の観点から一般の方にわかりやすく伝えることを目的として、看護大学における教育・研究内容を発信する公開講座を開催している（表 8-1）。開学時には「赤十字の活動と救護」をテーマとして開催していたが、平成 17 年度から 2 年間は、地域住民を対象とした講座と医療専門職を対象とした講座を開催した。平成 19 年度から文部科学省の提唱する「開かれた大学づくり」の趣旨に沿って地域住民向けの講座を開催し、今日に至っている。本学の公開講座は、講義形式の講座だけでなく、講義で説明した内容を参加者がその場で実践するなど、地域住民との直接の触れ合いを重視した内容が特徴である。

表 8-1 公開講座一覧（平成 22 年度から平成 27 年度）

| 開催年月日       | 開催場所     | テーマ                                            | 参加人数         |
|-------------|----------|------------------------------------------------|--------------|
| 平成22年 6月12日 | 大講義室     | こころの健康シリーズ第1回「チョッと変わった人たち！～アスペルガー症候群の子供たちと大人～」 | 80           |
| 平成22年 7月10日 | 大講義室     | 笑い与健康～笑いの実践、トレーニング編～                           | 34           |
| 平成22年 9月25日 | 大講義室     | こころの健康シリーズ第2回～父さん ちゃんと眠れてる？～眠れないのは、うつのはじまりかも～  | 38           |
| 平成22年10月16日 | 大講義室     | メタボ解消に挑戦！～健康チェック～                              | 19           |
| 平成22年10月23日 | 大講義室     | こころの健康シリーズ第3回<br>「年のせい？認知症？～健やかに老いるように～」       | 41           |
| 平成23年 1月22日 | 地域看護学実習室 | あかちゃんと楽しくふれあおう！～ベビーマッサージ～                      | 11           |
| 平成23年 2月19日 | セミナールーム  | 親子のきずなを深めよう<br>～怒りを暴力以外の方法で伝えることを考える～          | 10<br>(内：子6) |
| 平成23年 3月12日 | セミナールーム  | 健康増進のための運動療法                                   | 23           |
| 平成23年 6月25日 | 大講義室     | 心と睡眠                                           | 66           |
| 平成23年 8月20日 | セミナールーム  | ちょっと太り気味が健康にいい                                 | 17           |
| 平成23年 9月28日 | セミナールーム  | 子どもが病気になったら～家庭でできる対処法～                         | 12           |
| 平成23年12月10日 | 中講義室     | 認知症の方から見える世界                                   | 75           |
| 平成24年 1月21日 | 実習室 5    | 赤ちゃん楽しくふれあおう！～ベビーマッサージ～                        | 7            |
| 平成24年 2月18日 | セミナールーム  | ストレスと上手く付き合おう ～リラクゼーションを体験しよう～                 | 27           |
| 平成24年 3月17日 | 成人看護学実習室 | 生活習慣を見直そう！                                     | 33           |
| 平成24年 7月25日 | セミナールーム  | 笑い与健康                                          | 58           |
| 平成25年 2月16日 | セミナールーム  | ストレスと上手く付き合おう！ ～リラクゼーションを体験しよう～                | 27           |

|             |                    |                                |               |
|-------------|--------------------|--------------------------------|---------------|
| 平成25年 2月16日 | 中講義室 1             | 健やかな老後を送るためのヒント～飲み込む力を維持しよう～   | 36            |
| 平成25年 2月23日 | ゼミナール室 4           | 楽しくすごそう更年期！！                   | 14            |
| 平成25年 3月12日 | セミナールーム            | 子どもの発達と遊び                      | 34<br>(内:子15) |
| 平成25年 3月16日 | セミナールーム            | 生活習慣を見直そう！                     | 29            |
| 平成25年 9月12日 | 大講義室               | からだのしくみと病気～顕微鏡を通して見える世界～       | 33            |
| 平成26年 2月15日 | セミナールーム            | 心を病む人に寄り添う介護の基本                | 57            |
| 平成26年3月8日   | セミナールーム            | 子どもの体とところを育む遊びの実際              | 26<br>(内:子11) |
| 平成26年3月13日  | セミナールーム            | 生活習慣を見直そう                      | 25            |
| 平成26年 6月15日 | 本学講義室              | 赤十字の看護と新島八重                    | 65            |
| 平成26年 7月12日 | セミナールーム            | シリーズ不妊を学ぶ1 ～私たちらしい選択に向けて～      | 7             |
| 平成27年 2月14日 | セミナールーム            | シリーズ不妊を学ぶ2 ～妊娠力を高める食事について考えよう～ | 26            |
| 平成27年 2月28日 | セミナールーム            | 子どもの体とところを育む遊びの実際              | 20<br>(内:子11) |
| 平成27年 3月12日 | セミナールーム            | 生活習慣を見直そう ～質の良い睡眠を促す工夫～        | 19            |
| 平成27年 7月 1日 | セミナールーム            | 喫煙者のいないまちづくり                   | 2             |
| 平成27年 7月24日 | セミナールーム            | シリーズ不妊を学ぶ1 ～私たちらしい選択に向けて～      | 7             |
| 平成28年 2月 6日 | セミナールーム            | シリーズ不妊を学ぶ2 ～妊娠力を高める食事について考えよう～ | 20            |
| 平成28年 3月 5日 | 体育館/食堂<br>オープンスペース | 子どものこころと体を育む遊びの実際              | 21<br>(内:子10) |
| 平成28年 3月 8日 | 基礎看護<br>実習室        | 知ろう！防ごう！感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）    | 14            |

〈2〉学外組織との連携協力による教育研究を推進している活動は、以下の1)～3)のとおりである。

#### 1) 豊田市との包括連携事業

平成 25 年 3 月に豊田市と「包括連携に関する協定書」を締結した。その一環として平成 25 年度は、包括連携事業として、「医中誌 Web 講習会～業務に文献の裏付けを～」、「SPSSによる統計分析研修会」を豊田市の保健師・管理栄養士などの公衆衛生関係職員を対象に開催した。また、「とよた防災フェスタ」に参加した。

#### 2) 地方公共団体等の委員や講師等の派遣

教員は、医療・看護関係をはじめとする地方公共団体等公的機関の委員会、協議会等の委員等として、また、看護研究等の研修会の講師として地方公共団体等の活動に貢献している。

#### 3) 健康的な公共政策づくりを目指した取り組み

平成 28 年度、豊田市の宮口一色地区において「地域懇談会」として、年間 4 回、自治会役員、民生委員、老人会役員、地域包括支援センター職員、地区担当保健師、市議会議員、大学教員で情報交換する機会が設けられた（資料 8-9）。市議会議員からは、この懇談会で出された意見をふまえ、議会で提案や質問をするなどの発言があり、公共政策づくりにつながる活動となり得る。

(3) 地域交流・国際交流事業への積極的参加を意図した活動は、以下の1)～5)のとおりである。

- 1) 地域に開かれた大学として行う公開講座や地域の生涯学習講座、教育講座の講師を担当し、さらに地域の祭りにおける健康チェックや食育フェスタへの参加による積極的地域交流を行っている。
- 2) 学生サークルである「父と子の日サークル」が主体となって、毎月1回、ヘルスプロモーションセンターで父親に子育ての楽しさを感じてもらうことや、母親の子育ての負担を和らげることを目的とした子育て支援を行っている。
- 3) 学生サークル「DMAC」や赤十字青年奉仕団に所属する学生を中心として、夏季休暇を利用して東日本大震災で被災した地域へのボランティア活動を実施している。
- 4) 国内では、本学が設置されている豊田市の地域特性である在住の外国人（ブラジル人）に対する防災フェスタ等の支援や、HIDA（一般財団法人海外産業人材育成協会）への支援活動（資料8-10）、赤十字の活動の特徴である防災訓練や健康チェックなどの活動を豊田市と連携しながら教職員や学生ボランティアサークルを中心に実施している。
- 5) 国外では、具体的には、任意の学生が参加する英国プリマス大学へ語学留学による異文化間交流を図ることや、タイ看護大学、ヤンゴン大学、タイ赤十字社との交流を図る活動、カンボジアの子どもたちへの衛生教育等の活動を学生サークル「Selendipity」やボランティア学生が中心となって実施している。これらの活動報告は、活動報告書にまとめると共に、ホームページ上で公開している（資料8-11）。しかし、短期の留学プログラムは未整備のため積極的参加までには至っていない。

## 2. 点検・評価

### ●基準8の充足状況

本学の教育理念である赤十字の7つの基本原則を具現化するために、地域貢献・社会貢献の拠点として、ヘルスプロモーションセンターを開学当初から設置しており、さらに、平成26年8月からヘルスプロモーションセンター長を置き、積極的な活動を推進できる体制が整った。また、地域に開かれた大学として行う各種の公開講座、地域の生涯学習講座や教育講座の講師、在日外国人への支援、海外の赤十字社や看護大学との交流などの活動が、本学教職員及び学生サークルによって継続的に行われており、本基準については概ね充足していると考ええる。

#### ① 効果が上がっている事項

- ・ヘルスプロモーション活動の責任主体を明確化するために、平成26年8月からヘルスプロモーションセンター長を置き、ヘルスプロモーションセンター運営規程を整備したことにより、活動を推進できる組織が整った。
- ・豊田市や社会福祉協議会と連携し、健康教育及び生涯学習講座を継続して行っている。
- ・広域の住民を対象として大学の公開講座を行い、参加者から好評価が得られている（資料8-13）。
- ・平成28年度に豊田市内において、年間4回「地域懇談会」が開催され、地域の要人と



大学教員で情報交換する機会が設けられた。

- ・平成 27 年度には、本学のヘルスプロモーション事業について学外の関係機関に周知することを目的とした、「ヘルスプロモーション・公開講座事業報告書」（資料 8-12）を作成した。

## ② 改善すべき事項

- ・ヘルスプロモーションセンターについては、本学の学則には規定されているものの、組織分掌規程上の位置づけはされていない。
- ・社会連携・社会貢献の適切性を検証するシステムとしてのヘルスプロモーションセンター長を平成 28 年 8 月より新たに専任教授の中から学長が任命したが、ヘルスプロモーションセンター長の権限や検証プロセスについては未整備であり、ヘルスプロモーション・公開講座委員会との協力量針については十分検討されていない。
- ・健康を支援する環境づくりにおいては、ヘルスプロモーションセンターの施設としての活用促進が必要であるが、地域住民による利用は少なく、公開講座等の参加者も少ない。
- ・ヘルスサービスの刷新・方向転換をするためには健康に関する諸機関・団体の連携の推進が不可欠であるが、本学のヘルスプロモーション事業について学外への周知が不十分である。
- ・日本赤十字学園の特徴である国際社会への貢献に関する活動について、多文化共生という視点から中期計画に掲げているが、国内外のいずれの活動内容も不十分である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

- ・平成 28 年 8 月から、さらに体制が整備され独立したヘルスプロモーションセンター長が置かれたため、センター長を責任主体として地域連携委員会と協働し、地域住民への健康支援活動や医療者向けの研修会を企画・推進していく。
- ・地域社会のニーズを的確にとらえ、地域住民の要望に応えていく講座等を継続的に実施していくと共に、豊田市との包括連携協定を活かした地域貢献をさらに拡充していく。
- ・大学の公開講座として広域の住民を対象とした健康教育を継続し、適切性について評価していく。
- ・健康的な公共政策づくりをめざして、「地域懇談会」を継続して開催していく。
- ・「ヘルスプロモーション事業報告書」を毎年作成し、本学のヘルスプロモーション事業について学外の関係機関に積極的に周知する。

### ③ 改善すべき事項

- ・ヘルスプロモーションセンターについて、組織分掌規程上の位置づけを明記するため、平成 29 年 3 月までには、規程の整備を完了する（資料 8-13）。
- ・ヘルスプロモーションセンター長の権限や検証プロセスについて、平成 29 年度までに整備し、ヘルスプロモーション・公開講座委員会（平成 29 年度からは地域連携委員会に名称変更）との協力量針について検討する。
- ・本学のヘルスプロモーションセンターの利用案内及び事業内容についてホームページや

事業報告書等を利用して学外へ周知する。

- ・地域の国際交流活動として、平成 29 年度に、在日外国人（ブラジル人）の本学進学に関するニーズ調査について検討を開始する。又、海外との国際交流活動としては、これまでの交流は継続すると共に、平成 29 年度には、短期留学生の受け入れプログラム計画について予算化し、国際交流委員会を中心として計画を進める。

#### 4. 根拠資料

- ・資料 8-1：日本赤十字豊田看護大学学生便覧（既出 資料 1-4）
- ・資料 8-2：日本赤十字豊田看護大学ホームページ（既出 資料 1-7）  
「ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー」  
URL <http://www.rctoyota.ac.jp/outline/philosophy.html>
- ・資料 8-3：平成 28 年度日本赤十字豊田看護大学第二次中期計画（既出 資料 6-1）
- ・資料 8-4：日本赤十字豊田看護大学学則（既出 資料 1-1）
- ・資料 8-5：豊田市と日本赤十字豊田看護大学との包括連携に関する協定書
- ・資料 8-6：ヘルスプロモーションセンター運営規程
- ・資料 8-7：ヘルスプロモーション委員会規程
- ・資料 8-8：ヘルスプロモーション・公開講座委員会規程
- ・資料 8-9：豊田市宮口一色自治区 地域懇談会実施状況報告
- ・資料 8-10：HIDA 訪問スケジュール
- ・資料 8-11：英国プリマス大学語学研修 2016
- ・資料 8-11：国際保健医療支援実習 2015
- ・資料 8-12：平成 27 年度日本赤十字豊田看護大学ヘルスプロモーション・公開講座事業報告書
- ・資料 8-13：平成 28 年度 12 月 第 142 回教授会議事録

## 第9章 管理運営・財務

### 第1節 管理運営

#### 1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

(1) 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

本学の設置者である学校法人日本赤十字学園では「第二次日本赤十字学園中期計画」（資料9(1)-1）に基づき、本学は5カ年の第二次中期計画（資料9(1)-2）を立案し、取り組むべき施策を明示している。また、この計画に基づき年度毎の事業計画（資料9(1)-3）を策定し、その実績を毎年度、四半期毎に点検・評価している。

この計画の策定及び実績の点検・評価にあたっては、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程第12条に定める経営会議を中心に、学内各種委員会で検討・協議した上で取りまとめを行い、教授会、教員会議及び事務局連絡会議において説明するとともに、計画進行にあたって協力を求めている。

(2) 意思決定のプロセスの明確化

学内の意思決定にあたっては、「学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程」（資料9(1)-4 第5条 p.1-23）に「大学の管理運営に関する業務を委任する」ことが規定されており、学長が本学の管理運営に関して権限と責任を有している。具体的な大学の意思決定プロセスは、「日本赤十字豊田看護大学組織分掌規程」（資料9(1)-6 第13条、14条）に基づき大学経営に関する事項を審議する経営会議と教育研究に関する事項を審議する教授会、研究科委員会の3つにより行われている。

(3) 教学組織と法人組織の権限と責任の明確化

教学に関する権限は、学長が「学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程」、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」（資料9(1)-7 第9条 p.2-3）等で大学の管理運営の一切の権限を有し、すべての職員を指揮管理すると規定されている。又、法人組織の権限については、「学校法人日本赤十字学園寄附行為」（資料9(1)-8 p.1-1）、「学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程」に法人の目的、役員の定数・職務、審議機関の設置・構成、決定事項等を定めている。

(4) 教授会の権限と責任の明確化

「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」、「日本赤十字豊田看護大学学則」及び「日本赤十字豊田看護大学大学院学則」に基づき、教授会、研究科委員会を設置している。教授会及び研究科委員会の権限、審議事項は「日本赤十字豊田看護大学組織分掌規程」に明記され、授業科目の編成、単位、履修に関すること、卒業（修了）認定及び学位の授与等を審議し、意見を取りまとめる機関と位置付けており、8月を除く毎月第4水曜日に開催するほか入学者の合否判定等の審議のため臨時に開催する場合もある。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

(1) 本学の管理運営に関する学内諸規程

多くは日本赤十字学園が設置する6大学共通の規程として、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」（資料9(1)-7 p.2-1）に基づき整備し、必要に応じて新たに制定、改廃を行い、それぞれ規程に基づいた運営を行っている。

これらの規程の周知については学内システムに掲載され、教職員は自由に閲覧することができる。

## 〈2〉学長、学部長、研究科長等および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

学長の職務については、「学校法人日本赤十字学園大学規程」に大学（含大学院）の管理運営の一切の業務を統理し、すべての職員を指揮監督すると明記され、「学校法人日本赤十字学園決裁規程」（資料9(1)-9 第6条 p.2-78）には、大学の事務処理（代行決裁を除く）はすべて学長までの決裁を受けなければならないと示されている。

また、学部長、研究科長についても同規程において、その職務と決裁の代行について示されている。

## 〈3〉学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長の選任手続きは、「学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程」（資料9(1)-10 p.3-30）に基づき行われている。学長の任期が満了する時、又は辞任の申し出があった時等に理事長が学長候補者選考委員会を設置のうえ学長候補者の選考を行う。学長候補者選考委員会は、本学教授会において選出された専任教授3人、理事会において選出された理事3人により構成する。学長候補者選考委員会において候補者1人を選出し、理事長は理事会の同意を得て学長を任用する。又、学部長、研究科長の選考については、「日本赤十字豊田看護大学看護学部学部長等候補者選考規程」（資料9(1)-11 p.3-30）に基づき行われる。

## 〈3〉大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

### 〈1〉事務組織の構成と人員配置の適切性

現在の事務組織は、学部・大学院を一括した事務局とし、事務局長、事務局次長を置き、総務課、経理課、学務課、企画・地域交流課、図書館課を設置し計19名を配置している。事務職員は、日本赤十字愛知県支部（以下「支部」という。）からの出向職員であり、3年から5年程度で定期的に人事異動がある。職員の転入、転出、昇任等については支部が本学の意見を参考に愛知県内全施設での調整を行っている。

各課の事務分掌は、「日本赤十字豊田看護大学組織分掌規程」（資料9(1)-6 第7条）に定められている。

### 〈2〉事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

業務内容の多様化、業務量の増減に合わせて随時、体制の見直しを行ってきており、時間外勤務動向、職員健康面等から判断し、現状では運営において支障をきたすものではないと思われる。また、小規模な事務組織としてのメリットを活かした横断的な業務が行われている。

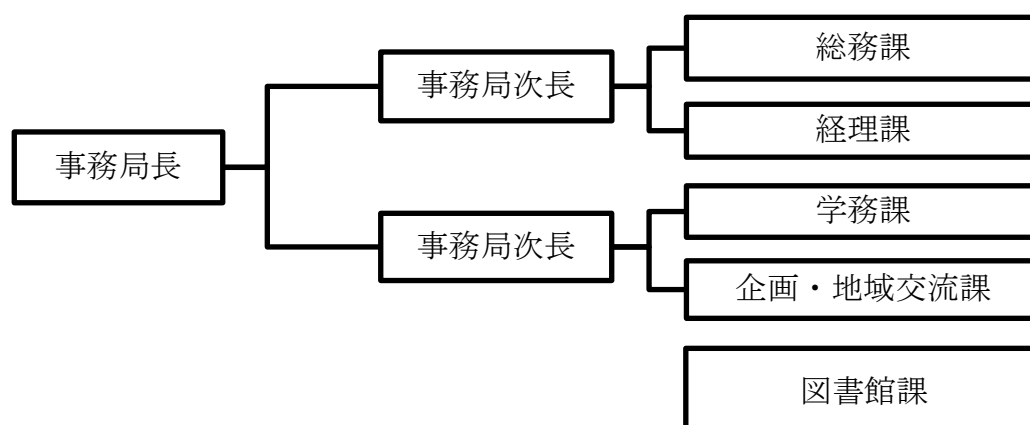
事務職員の志気の高揚と組織の活性化のため、「学校法人日本赤十字学園職員勤務評

価実施要綱」（資料9(1)-12 p.3-96）に準じ「日本赤十字社職員勤務評定実施要項」、職員による自己評価、上司による勤務評価を実施している。又、支部が実施する「人事異動意向調査」（資料9(1)-13）により職場や職務内容等に対する事務職員の意見を聴取し、職場管理や人事異動の参考としている。資質向上のためには支部が主催する階層別研修会に参加、学内では教職員が協働して業務に取り組めるよう毎年開催されるFD・SD研修会へ参加させている。

### 〈3〉 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

本学事務職員は、関係組織の支部からの出向職員からなっており、本学独自の規程等設けてはいない。ただし、同支部では採用に当たっては、第一次から第五次までの選考を経て採用内定者を決定し、配属場所の希望については内定者からの聞き取りを行い、配属調整を行っている。

昇格にあつては事務局長が職員の勤務年数、業務遂行能力等を総合的に判断し、将来の事務組織体制を勘案して学長との相談を踏まえ、その後県支部に働きかける仕組みになっている。



平成 28 年 5 月 1 日現在

職員数

|          | 職 員   | 派 遣 |
|----------|-------|-----|
| 事務局長     | 1     |     |
| 事務局次長    | 0     |     |
| 総務課      | 4     |     |
| 経理課      | 3 (1) |     |
| 学務課      | 6     |     |
| 企画・地域交流課 | 3     |     |
| 図書館課     | 2 (1) | 2   |
| 合 計      | 19    | 2   |

＊ ( ) の数字は課長兼任

基本的には上記の人数構成で業務を行っているが、入学試験前後は企画・地域交流課に派遣職員を 1 名増員している。

**(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか**

**(1) 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善**

前述のとおり事務局職員は本学独自採用ではなく支部からの出向職員である。そのために「日本赤十字社職員勤務評定実施要項」に基づき年一回評定を行っている。

これにより、上司からの期首面談、期中面談、期末面談を行い業務改善に関する意見聴取、指導、助言を行うとともに、処遇改善にも反映させている。

**(2) スタッフ・ディベロップメント (SD) の実施状況と有効性**

事務職員が教員と協働して業務に取り組めるよう毎年ワークショップを導入した学内の FD・SD研修会（本報告書, p. 23 表3-5）に事務職員も参加するとともに、事務職員の意欲・資質向上を目的とした研修を実施している。（表9(1)-1）

また、本学は赤十字の大学であることから、赤十字救護員研修、こころのケア研修等災害に関する研修にも多数参加している。災害救護に興味があったため赤十字に就職した職員も多いため、これらの研修は職員のモチベーション向上に大きく役立っている。

階層別研修も充実しており、支部の主催で、新任課長（係長）研修、中堅職員研修、新人研修等が定期的に行われており、他職種、他施設職員と交流することにより刺激を受けている。

表 9(1)－1 SD 研修会

| 日時                  | 内容と方法                                      | 参加者  |
|---------------------|--------------------------------------------|------|
| 平成 26 年 7 月         | 2011 年ハイチにおけるコレラ救援事業に参加した活動報告              | 16 名 |
| 平成 26 年 9 月 25 日(木) | 大学コンソーシアム主催「学生に選ばれる大学を作るにはどうしたらよいか」の講演参加報告 | 16 名 |
| 平成 27 年 2 月 27 日(金) | 大学職員セミナー「大学のブランドイメージの向上」グループワーク            | 16 名 |
| 平成 27 年 5 月 19 日(火) | SPSS の使い方                                  | 16 名 |
| 平成 28 年 6 月 14 日(火) | データ処理と SPSS によるデータ分析                       | 17 名 |

## 2. 点検・評価

### ●基準 9 の充足状況

本学の管理運営は、「学校法人日本赤十字学園大学規程」に基づき適切・公平に行われ、学長等の権限と責任、その任免方法及び選考についても定められた規程に基づき適切に実施されているため、概ね基準を充足している。

事務組織については、定期的に検証を行い、事務組織・業務分掌を見直し、業務量に応じた職員数の配置等を行い、事務機能の改善を図り、業務内容の多様化に対応している。

#### ① 効果が上がっている事項

- ・中期計画を策定したことにより、各種委員会、事務局主管課が責任主体として年度毎の目標を掲げ自主的に、かつ定期的に検証しながら改善に努めている。
- ・FD・SD研修などで教員と事務職員が一緒に行う研修が増え、大学として今後進むべき道の意思統一が図られている。

#### ② 改善すべき事項

- ・事務職員は支部の出向職員であり定期的に他施設へ異動するため、仕事を覚えた頃に異動となり、大学運営のスペシャリストが育たない現状にある。本人の希望も考慮しなければならないが、大学勤務を希望する職員に対しては長期的なスパンで継続できるよう出向元である支部と調整していかなければならない。
- ・本学が経営的に安定して発展していくためには、教職員の教学マネジメントを高める必要がある。そのためにそれぞれの立場で企画立案、折衝、調整等の能力を高め、協働体制を構築していくことが必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

- ・中期計画の四半期毎の進捗状況を教員会議及び事務局会議において説明し、より一層全学一体となって運営強化できる体制を推し進める。

- ・全教職員の教学マネジメント等強化を目的とした平成29年度SDマップが策定され、管理運営面が強化されることになった。

## ② 改善すべき事項

- ・事務職員出向元である支部に対して大学改革を求められる厳しい環境下において大学運営のスペシャリストを養成するため、適切な職員配置の要望を継続的に行う。
- ・経営環境が厳しさを増す中で、教職員特に事務職員の役割の重要性が増してきている。平成29年度SDマップに基づく研修機会を有効に活用すべく事務局内で参加協力体制を構築する。

## 4. 根拠資料

- ・資料 9(1)－1：第二次日本赤十字学園中期計画
- ・資料 9(1)－2：平成 28 年度日本赤十字豊田看護大学第二次中期計画（既出 資料 6-1）
- ・資料 9(1)－3：平成 28 年度事業計画の概要
- ・資料 9(1)－4：学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程（既出 資料 3-1）
- ・資料 9(1)－5：日本赤十字豊田看護大学組織分掌規程（既出 資料 3-2）
- ・資料 9(1)－6：学校法人日本赤十字学園看護大学規程（既出 資料 3-1）
- ・資料 9(1)－7：学校法人日本赤十字学園寄附行為（既出 資料 3-1）
- ・資料9(1)－8：学校法人日本赤十字学園決裁規程（既出 資料3-1）
- ・資料 9(1)－9：学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程（既出 資料 3-1）
- ・資料 9(1)－10：学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程（既出 資料 3-1）
- ・資料 9(1)－11：学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱（既出 資料 3-1）
- ・資料 9(1)－12：平成 28 年度人事異動意向調書
- ・資料9(1)－13：理事会名簿
- ・資料 9(1)－14：財務計算書類（写）2010(平成 22)～2015(平成 27)年度
- ・資料 9(1)－15：監事監査報告書 2014(平成 26)～2015(平成 27)年度
- ・資料 9(1)－16：公認会計士または監査法人の監査報告書  
2010(平成 22)～2015(平成 27)年度
- ・資料 9(1)－17：事業報告書 2014(平成 26)～2015(平成 27)年度
- ・資料 9(1)－18：財産目録 2014(平成 26)～2015(平成 27)年度



## 第2節 財務

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

教育・研究活動を充実させるため、本学の中期計画に基づき、中・長期の財政計画を策定し、財政基盤の安定化を目指すとともに予算の適正な配分と予算の適切な執行に係る経費支出の合理性・透明性の向上に努めるため、次のように具体的目標を掲げている。

- 1 平成28年度から5年間の財務計画を作成する。
- 2 科学研究費を始めとする外部資金獲得による財政基盤の強化を図る。
- 3 予算編成の適切性及び執行の明確性を確立させる。
- 4 経営分析を継続するとともに教職員に経営意識を醸成する。

平成28年度から5年間（平成28年度～平成32年度）の財務計画を表9(2)－1のとおり示す。

表9(2)－1 平成28年度～平成32年度 財務計画

単位：千円

| 科目            | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 学生生徒等納付金      | 924,140   | 917,820   | 918,720   | 917,400   | 917,400   |
| 手数料           | 26,911    | 24,740    | 24,570    | 24,230    | 23,890    |
| 寄付金           | 915       | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 経常費等補助金       | 118,038   | 103,000   | 103,000   | 103,000   | 103,000   |
| 付随事業収入        | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 雑収入           | 4,731     | 4,500     | 4,500     | 4,500     | 4,500     |
| 内部取引          | 7,393     | 4,000     | 4,000     | 4,000     | 4,000     |
| 受取利息・配当金      | 16,828    | 13,000    | 13,000    | 13,000    | 13,000    |
| 特別収入          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 事業活動収入の部合計    | 1,098,956 | 1,067,060 | 1,067,790 | 1,066,130 | 1,065,790 |
| 科目            | 平成28年度    | 平成29年度    | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    |
| 人件費           | 630,090   | 636,391   | 642,755   | 649,183   | 655,675   |
| 教育研究経費        | 467,665   | 415,813   | 417,831   | 367,650   | 396,222   |
| 管理経費          | 43,894    | 43,302    | 43,518    | 38,838    | 39,439    |
| 内部取引          | 16,725    | 16,634    | 16,520    | 16,536    | 16,513    |
| 特別支出          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 事業活動収入の部合計    | 1,158,374 | 1,112,140 | 1,120,625 | 1,072,207 | 1,107,849 |
| 基本金組入前当年度収支差額 | △59,418   | △45,080   | △52,835   | △6,077    | △42,059   |
| 基本金組入額合計      | △70,137   | △58,850   | △58,955   | △290,285  | △262,320  |
| 当年度収支差額       | △129,555  | △103,930  | △111,790  | △296,362  | △304,379  |

財務計画では、事業活動収支計算書により作成しており、事業活動収入については、特に学生生徒等納付金は、学生数の推移を基に算出している。又、事業活動支出については、人件費では教員49名、職員20名にて算出し、教育研究経費、管理経費についても経常的

に必要な経費及び修繕計画を基とした修繕費、設備更新による経費を見込み算出している。

平成 16 年度の開学から 13 年目を迎え、施設・設備、教育研究用機器備品の中には耐用年数を超え、更新の必要があるものが出てきており、計画的に更新等を行っていく必要がある。

平成 23 年度から 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）の独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業、外部資金（寄付金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況を表 9(2)－2 のとおり示す。

表 9(2)－2 平成 23 年度～平成 27 年度の外部資金の受け入れ状況 単位：千円

| 種類<br>年度              | 平成 23 年度         | 平成 24 年度         | 平成 25 年度         | 平成 26 年度         | 平成 27 年度         |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 日本学術振興会<br>科学研究費助成事業  | 12,610<br>(10 件) | 20,410<br>(15 件) | 11,700<br>(14 件) | 11,570<br>(10 件) | 10,530<br>(11 件) |
| 赤十字と看護・介護<br>に関する研究助成 | 4,311<br>(4 件)   | 2,400<br>(1 件)   | 2,094<br>(1 件)   | 0<br>(0 件)       | 1,652<br>(2 件)   |
| 赤十字学園教育・研<br>究及び奨学金基金 | 0<br>(0 件)       | 1,132<br>(2 件)   | 1,319<br>(2 件)   | 1,819<br>(2 件)   | 890<br>(1 件)     |
| 一般寄付金                 | 0                | 415              | 12,019           | 1,280            | 734              |
| 特別寄付金                 | 0                | 0                | 1,764            | 714              | 3,441            |
| 資産運用益                 | 14,147           | 11,359           | 14,315           | 16,159           | 13,711           |
| 施設設備利用料               | 1,932            | 1,607            | 1,708            | 2,017            | 1,738            |

日本学術振興会科学研究費助成事業の過去 5 年間の新規応募の採択率は、平成 23 年度が 31.8%、平成 24 年度が 66.7%、平成 25 年度が 11.1%、平成 26 年度が 10.0%、平成 27 年度が 45.5%で 5 年間の平均は、33.0%である。

また、日本赤十字学園の「赤十字と看護・介護に関する研究助成」は平成 18 年度、「赤十字学園教育・研究及び奨学金基金」は平成 23 年度に制度が設けられ、表 9(2)－2 のように助成金等を獲得した。

一般寄付金は、医療現場や災害現場で活躍できる看護師養成の支援等ご賛同いただける方々にご寄付の募集を行っているもので、特に平成 25 年度は本学開学 10 周年記念事業ということで大体的に寄付の募集を行った。

資産運用益については、平成 19 年度から開始された学園本部による資産の合同運用（平成 24 年度廃止）によるものと、本学独自の資産運用によるものである。

施設設備利用料については、講堂・大講義室・中講義室・小講義室・セミナールーム・体育館・テニスコート・多目的グラウンドを本学の授業及び校務の運営に支障のない範囲内で一般利用者に貸出しており、利用料を徴している。

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性について、平成 22 年度から 5 年間（平成 22 年度～平成 26 年度）を（資料 9（2）-13、資料 9（2）-14）のとおり示す。また、平成 27 年度から学校法人会計基準改正により、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性について、平成 27 年度から 1 年間を（資料 9（2）-15、資料 9（2）-16）のとおり示し、併せて 6 年間分を示す。

〈消費収支計算書関係比率〉

1) 補助金比率

例年私大平均値を下回っているため、私立大学等経常費補助金の一般補助・特別補助の獲得はもちろんのこと、「私立大学等改革総合支援事業」に積極的に取り組み選定されることが必要である。

2) 人件費比率

私大平均値を下回っているため、良好である。

3) 教育研究経費比率

開学から 13 年が経過し、機器備品の耐用年数が経過しているが、私大平均を上回っており、良好である。

4) 管理経費

私大平均値を下回っており、良好である。

5) 消費収支比率（基本金組入後収支比率）

私大平均値より若干下回っており、100%を超えていることは、支出超過であることを意味しており、100%を下回るよう、経営の健全化を目指し、経費の削減が必要である。

〈貸借対照表関係比率〉

私大平均値より上回っており、良好である。

1) 自己資金構成比率（純資産構成比率）

2) 消費収支差額構成比率（繰越収支差額構成比率）

これは、各会計年度の消費収支差額の累計であり、この数値が年々低下し、マイナス表示されることは、支出超過（累積赤字）の累積が大きいことを意味する。本学においては、私大平均値を大きく上回っており、年々低下傾向にあるので、経費を削減し、収入超過へ転化するよう努める必要がある。

3) 固定資産構成比率・流動資産構成比率

私大平均値と比較してほぼ良好と思われる。

4) 流動比率

私大平均値より大幅に上回っており、良好である。

5) 退職給与引当預金率（退職給与引当特定資産保有率）

私大平均値より大幅に上回っており、本学では 100%退職給与引当特定資産を確保している。

6) 固定負債構成比率・流動負債構成比率

本学は借入金がなく、私大平均値より大幅に下回っており、良好である。

## (2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成については、本学事業運営方針を踏まえ、事業計画を新規・継続・スクラップ事業と区分し、その他各領域、委員会の事業計画は担当各課で取りまとめ、前年度執行額（率）を踏まえ実施している。さらに、その後、事業計画に基づき各担当課、領域責任者等とヒアリングを行うなど事務組織に留まらず、教学組織の意見を反映させ、収支バランスの確保と財政の健全化の観点から、当該事業計画の経費の妥当性を検討し、予算編成を行っている。予算案の調整は、事務局内、学長において精査、査定、審議し、さらに経営会議の審議を経て決定している。また、平成 24 年度から運営協議会を廃止し、業務の透明性の確保を図り開かれた大学づくりに助言等を行うことを目的に外部委員を中心とした参与会を組織し、予算等に助言・提言をいただいている。

全ての予算執行は、担当課・経理課双方による文書の起案で処理し、事業内容、予算執行予定額等を精査するとともに、経理課で予算執行状況を管理できる体制としている。事業実施後は、経理課が事業計画に基づき、遅滞なく事業が実施され、予算執行が適正に実施されたか点検を行っている。

監査は、「学校法人日本赤十字学園内部監査規程」（資料 9 (2) -17 p.2-158）に基づき、学園本部が監査法人に委託し、私学振興助成法に基づき、年 2 回（期中・期末監査）実施している。

期中監査では、全般事項（本学全体の概要把握、全般的統制の理解）、業務処理統制の検討に関する事項（学納金、人件費、経費、資金等の重要プロセス）、その他（予算分析、主要項目に対する詳細テスト、現金実査、預金実査、固定資産）について実施され、また、期末監査では、期末残高に基づく、決算書類の監査が行われている。

大学では、年 2 回の監査を受け学園本部へ決算書類を提出し、学園本部は計算書類等の監査、監査報告書、総括報告書を作成し、監事への報告を行う。又、監事は監査法人からの報告に基づき、資金収支計算書、消費収支計算書等書類の点検を実施し、その後日本赤十字学園の理事を含む理事会・評議員会において、業務監査及び会計監査について報告し、承認を受けている。内部監査は、学園本部職員により定期的実施される。

## 2. 点検・評価

### ●基準 9 の充足状況

本学の財政は、「学校法人日本赤十字学園経理規程」（資料 9 (2) -18 p.4-1）に基づき、経理に関する基準を定め、経理業務を正確、迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにして、経営の健全かつ能率的な運営と教育及び学術研究活動の充実を図り、もって学園経営の安定に資するよう定められた規程に基づき適切に実施しており、概ね同基準を充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

- ・財政基盤の安定を目的に資産運用や施設設備利用（施設設備の貸出）を行っており、毎年安定した収益を上げることができている。
- ・予算編成については、学園本部の「収支予算原案作成要領」及び本学の「事業運営方針」に基づき事務組織内に留まらず、領域責任者等のヒアリングを実施のうえ、予算編成を

行っている。

- ・予算執行では、金額の多寡にかかわらず、全て決裁を受けるなど不正・不適切な経費使用を未然に防止する手段がとられている。学校会計システムを利用し、事務局内の共有フォルダに各課の予算執行実績（電子データファイル）を貼り付け、各課間で情報の共有が図れており、リアルタイムな予算管理を行うことができている。
- ・経営意識を醸成する目的のもとに、四半期毎に執行状況を教員会議等で説明してきたため、教職員の中に経営に対する意識が芽生えてきている。

## ② 改善すべき事項

- ・科学研究費助成事業の過去 5 年間の応募件数は平成 23 年度 22 件、平成 24 年度 9 件、平成 25 年度 9 件、平成 26 年度 10 件、平成 27 年度 11 件と少なく、平成 27 年度より科研費インセンティブ制度を導入したが、全教職員の申請には至っていないため、応募を活性化させるための取り組みを行う必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

- ・資産運用について引き続き財政基盤の安定を目的に安全で有益となる運用や日銀のゼロ金利政策等の日々の金融動向を注視していく。また、施設設備利用料については、状況に応じ貸出料金の改正やホームページ等で施設利用に対する広報を行い、収入の安定を図る。
- ・予算編成については引き続き、「収支予算原案作成要領」及び本学の「事業運営方針」に基づき、適切な編成を行うよう努める。
- ・予算執行については引き続き、全て決裁を受けるなど不正・不適切な経費使用を未然に防止する手段を用いる。予算管理についても、従来どおり学校会計システムを利用し、事務局内の共有フォルダに各課の予算執行実績（電子データファイル）を貼り付け、各課間で情報の共有を図り、継続してリアルタイムな予算管理を行うことができるよう努める。
- ・経営意識を醸成する目的のため、平成 29 年度SDマップ（資料 9（2）-19）の中へ前年度決算報告と題して経理関係の研修会を行うこととしている。

### ② 改善すべき事項

- ・科学研究費助成事業の過去 5 年間の応募件数は、少なく、平成 27 年度より科研費インセンティブ制度を導入したが、全教職員の申請には至っていない。しかし、応募件数を科研費継続、新規応募、新規応募分担者を含むこととし、1 人が行う研究ではなく、領域内で研究組織を立ち上げ、研究を推進することにより、領域内の教員が研究に携わるよう研究組織を整備することにより、全員応募に近づくことが期待できる。

#### 4. 根拠資料

- ・資料 9(2)－1：消費収支計算書関係比率の推移（大学単独 平成 22～平成 26 年度）
- ・資料 9(2)－2：貸借対照表関係比率の推移（大学単独 平成 22～平成 26 年度）
- ・資料 9(2)－3：事業活動収支計算書関係比率（平成 27 年度）
- ・資料 9(2)－4：貸借対照表関係比率（平成 27 年度）
- ・資料 9(2)－5：学校法人日本赤十字学園内部監査規程（既出 資料 3-1）
- ・資料 9(2)－6：学校法人日本赤十字学園経理規程（既出 資料 3-1）
- ・資料 9(2)－7：SD マップ（既出 資料 1-18）
- ・資料 9(2)－8：財務計算書類（写）2010(平成 22)～2015(平成 27)年度  
（既出 資料 9(1)－14）
- ・資料 9(2)－9：監事監査報告書 2014(平成 26)～2015(平成 27)年度  
（既出 資料 9(1)－15）
- ・資料 9(2)－10：公認会計士または監査法人の監査報告書  
2010(平成 22)～2015(平成 27)年度(既出 資料 9(1)－16)
- ・資料 9(2)－11：事業報告書 2014(平成 26)～2015(平成 27)年度  
（既出 資料 9(1)－17）
- ・資料 9(2)－12：財産目録 2014(平成 26)～2015(平成 27)年度  
（既出 資料 9(1)－18）
- ・資料 9(2)－13：5 カ年連続資金収支計算書  
5 カ年連続 資金収支計算書（学校法人全体） 平成 26 年度まで  
5 カ年連続 資金収支計算書（学校法人全体） 平成 27 年度以降  
5 カ年連続 資金収支計算書（大学部門） 平成 26 年度まで  
5 カ年連続 資金収支計算書（大学部門） 平成 27 年度以降
- ・資料 9(2)－14：5 カ年連続事業活動・消費収支計算書  
5 カ年連続 事業活動収支計算書（学校法人全体） 平成 27 年度以降  
5 カ年連続 事業活動収支計算書（大学部門） 平成 27 年度以降  
5 カ年連続 消費収支計算書（学校法人全体） 平成 26 年度まで  
5 カ年連続 消費収支計算書（大学部門） 平成 26 年度まで
- ・資料 9(2)－15：5 カ年連続貸借対照表  
5 カ年連続 貸借対照表（大学部門） 平成 26 年度まで  
5 カ年連続 貸借対照表（大学部門） 平成 27 年度以降
- ・資料 9(2)－16：財務の情報公開状況を示す資料  
情報公開 「財務関係」 本学ホームページ  
URL <http://www.rctoyota.ac.jp/information/financial.html>

## 第10章 内部質保証

### 1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、日本赤十字学園本部の方針を受けて、5年毎に大学全体の中期計画（資料10-1）を定め、経営会議において、大学の諸活動に関する目標の達成度について四半期毎に点検・評価を行っている。また、日本赤十字学園本部のホームページに、学園全体の事業計画や活動内容の情報が公開されており、その中にも本学の諸活動に関連する内容が含まれている（資料10-2）。さらに、本学のホームページの「情報公開」の項において、本学の諸活動の点検・評価結果である「教育・研究情報」、「学生情報」、本学開学以来の財務関係書類や平成22年度認証評価受審時の自己点検・評価の結果報告書を含む「大学情報」について、受験生を含む社会一般に対して公表している（資料10-3）。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

内部質保証を進めていく方針として、本学の教育の質が一定水準にあることを自らの責任で恒常的・継続的に説明・証明するために、組織内外のシステムを整備している。

組織内部の質保証を掌る委員会は、平成26年3月に設置された教育の質保証委員会である。教育の質保証委員会の設置により、その管轄下にある委員会は定期的に情報共有できる機会が増え、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムが整った。教育の質保証委員会は、自己点検・評価委員会・IR委員会等と協働しながら、大学基準協会による認証評価受審の準備や指摘事項の改善に取り組み、学修成果の把握に関する学生を対象とした調査（資料10-4）や、学生および大学院生アンケート結果（資料10-5）等による自己点検・評価を担当している。また、大学構成員のコンプライアンス意識を高め、徹底するために年1回、科学研究費補助金の獲得者を対象としたコンプライアンス教育研修会を実施しており（資料10-6）、平成28年度には、学長主導により教職員を対象として外部の学識者を講師としてハラスメント研修会を開催した（資料10-7）。

また、組織の外部者の意見を聴取するしくみとして、年2回、「日本赤十字豊田看護大学参加会」及び「中部ブロック各県支部・病院連絡協議会」において、本学の諸活動について報告し評価を受けている（資料10-8）。さらに平成28年度からは、外部の学識者による教育理念・目的と3つのポリシーについて客観的な立場から評価を受けた。独自のルーブリックを作成した上でディプロマポリシーの達成度の評価を行っている取り組みは高い評価を受けた（資料10-9）。

(3) 内部質保証に関するシステムを適切に機能させているか。

組織レベルの自己点検・評価活動としては、赤十字学園本部の方針を受けて策定した中期計画を経営会議において審議し、それらの計画に基づき、教授会および大学院研究科委員会において計画の遂行に関する具体的方略が審議・報告され、学長が最終決定をするシステムを機能させている。これらの中期計画における教育に関する達成内容は、月1回開催される教育の質保証委員会において検討・評価され、さらに7年毎の大学基準協会による認証評価を受けて改善を図っている。

個人レベルの自己点検・評価活動としては、セメスター毎に実施される学生による授業評価アンケートに対するフィードバック（資料 10-10）と、年 1 回年度末に実施される勤務評価制度である（資料 10-11）。勤務評価制度は、教員各自が教育領域、研究領域、学内貢献領域、社会貢献領域、管理領域（管理者のみ）から評価し、組織の活性化を図ることを目的とした日本赤十字学園独自の自己点検・評価制度と位置づけられる。また、大学構成員の教育研究活動については、年 1 回発刊される本学紀要に掲載し、社会一般に公表するとともに、機関リポジトリ「HUMANITY」上でデータベース化している（資料 10-12）。

内部質保証に関するシステムは、内部システムとしては、教育の質保証委員会が中心となり、点検・評価を進めている。IR 委員会は、中立的立場で教育内容の成果を検討するための分析データを提供する役割を担う。

学外者の意見を反映する外部システムとしては、学外評価者から構成される「日本赤十字豊田看護大学参学会」、「中部ブロック各県支部・病院連絡協議会」が位置付けられており、毎年、2 回、評価を受ける機会を設け、指摘事項については改善を図っている。さらに平成 28 年度からは、外部の学識者から評価を受ける体制を整えたので、今後は定期的に客観的立場から評価を受け、PDCA サイクルを適切に回していく。

本学では、平成 22 年度の認証評価受審時の指摘事項を受けて、組織改善に取り組み、平成 26 年 3 月には内部質保証を掌握し意思決定を行うための組織として教育の質保証委員会を設置した。平成 27 年度からは教育の質保証委員会が中心となり、その組織下にある IR 委員会、自己点検・評価委員会、カリキュラム委員会、大学院カリキュラム委員会、各種委員会規程（資料 10-13）に基づき、教育活動内容について、点検・評価を行っている。平成 26 年度には「大学評価中間報告書」（資料 10-14）をまとめ、学内教職員に配布した。又、IR 委員会において、教職員数に比して委員会数が多いという指摘事項についても調査・分析を実施し、平成 27 年度には委員会の統廃合と構成員の削減を図った（資料 10-15）。さらに、平成 29 年度からは、運営組織を改編し（資料 10-16）、IR 委員会を学長直下の委員会として独立させる等、内部質保証を推進する取り組みを継続している。

## 2. 点検・評価

### ●基準 10 の充足状況

平成 26 年 3 月に教育の質保証委員会および IR 委員会を設置したことにより、内部質保証に関するシステムが整備され、さらに外部者の意見を反映するシステムが充実したことから概ね充足していると考えられる。平成 29 年度から運営組織図を改編予定であるため、内部質保証がさらに充足することが期待できる。

#### ①効果が上がっている事項

- ・内部質保証に関するシステムとして、組織内外の評価システムを整備してきた。
- ・教育の質保証委員会及びその組織下にある委員会の緒規程はすべて整備できている。それらに基づいて定期的に委員会活動が行われており、教育研究内容に関する内部質保証について検討することが可能となった。



- ・平成 23 年度から実施してきた学生アンケート調査や、平成 27 年度に実施した学修時間と学修成果に関する調査結果の分析により、ディプロマポリシーの達成度に関する学生の自己評価について把握することができた。

## ②改善すべき事項

- ・内部質保証を行うシステムとして、中立的な立場から内部の監視システムとなる IR 委員会が、学長直下の独立した位置づけに置かれていない（資料 10-17）。
- ・ハラスメント防止ガイドラインや危機管理マニュアルが整備されていない。また、ハラスメント相談員と倫理委員会の関連が不明瞭である。
- ・平成 27 年度から入試形態と学修成果の関係などの分析が IR 委員会によって開始されたため、それらの分析結果を教育研究活動に十分に反映させていくことができていない。
- ・公的研究費の使用に関する不正防止に関するコンプライアンス教育研修会は科学研究費補助金獲得者のみを対象としており、全員に周知されていない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ①効果が上がっている事項

- ・内部質保証に関するシステムとして、組織内外の評価システムが整備されていなかった。そのため、平成 29 年度より組織図上の委員会間の関係性を修正し、整備した（資料 10-16）。
- ・教育の質保証委員会において、本学の教育研究内容に関する内部質保証について月 1 回の定期的な検証を継続する。
- ・学生アンケート結果の分析及び、学修時間と学修成果に関する調査結果を継続し、経年変化を分析すると共に、評価項目や基準について洗練する。さらに、アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーと学修成果の関連を明確化する。

### ②改善すべき事項

- ・内部質保証を行うシステムとして、中立的な立場から内部の監視システムとなる IR 委員会を学長直下の位置づけに置くために、さらに平成 29 年度より運営組織を改編し、さらに運営組織図の検証を行う。
- ・キャンパス・ハラスメント防止ガイドラインを平成 28 年 12 月に策定する（資料 10-18）。それをもとに平成 28 年度中には、総合的な観点から教職員と在学生を対象としたハラスメント防止研修会を開催し、平成 29 年度以降は、新入生及び新入職者を対象として年 1 回、継続的に開催する（資料 10-19）。また、ハラスメント相談員と倫理委員会の関連について、規程を整備する。
- ・IR 委員会による入試形態と学修成果の関係などの分析を継続し、分析結果を教育研究活動に十分に反映させる。
- ・公的研究費の使用に関する不正防止に関するコンプライアンス教育研修会を SD マップ（資料 10-20）に組み入れ、本学構成員全員に周知する。

## 4. 根拠資料

- ・資料 10-1：平成 28 年度日本赤十字豊田看護大学第二次中期計画（既出 資料 6-1）
- ・資料 10-2：日本赤十字学園ホームページ「情報公開」

URL <http://www.jrc.ac.jp/>

- ・資料 10－3：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学ホームページ 情報公開  
「自己点検・評価の結果報告書」

URL <http://www.rctoyota.ac.jp/information/self-check.html>

- ・資料 10－4：学修時間および学修成果に関する調査（既出 資料 1-12）
- ・資料 10－5：平成 27 年度学部アンケート結果報告（既出 資料 1-10）
- ・資料 10－5：平成 27 年度大学院アンケート結果報告（既出 資料 4(1)-14-2）
- ・資料 10－6：平成 28 年度コンプライアンス教育研修会
- ・資料 10－7：ハラスメント研修会配布資料
- ・資料 10－8：平成 27 年度中部ブロック各県支部・病院連絡協議会議事録
- ・資料 10－8：平成 28 年度第 1 回日本赤十字豊田看護大学参与会議事録
- ・資料 10－9：平成 28 年度外部評価結果報告書（既出 資料 4(1)-15）
- ・資料 10－10：学生の授業評価に対する教員の自己評価(H28 前期用)
- ・資料 10－10：大学院学生の授業評価に対する教員の自己評価
- ・資料 10－11：学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要項（既出 資料 3-1）
- ・資料 10－12：平成 28 年度 日本赤十字豊田看護大学ホームページ

機関リポジトリ「HUMANITY」

URL <https://rctoyota.repo.nii.ac.jp/>

- ・資料 10－13：I R 委員会規程
- ・資料 10－13：カリキュラム委員会規程
- ・資料 10－13：教育の質保証委員会規程
- ・資料 10－13：自己点検・評価委員会規程
- ・資料 10－13：大学院カリキュラム委員会規程
- ・資料 10－14：平成 26 年度大学評価中間報告書
- ・資料 10－15：委員会構成人数の比較調査
- ・資料 10－16：平成 29 年度（新）運営組織図（既出 資料 1-15）
- ・資料 10－17：平成 28 年度（旧）運営組織図
- ・資料 10－18：キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン（既出 資料 6-18）
- ・資料 10－19：キャンパス・ハラスメント防止研修会配布資料（既出 資料 6-20）
- ・資料 10－20：SD マップ（既出 資料 1-18）
- ・資料 10－21：情報公開 「教育研究情報」等 本学ホームページ

URL <http://www.rctoyota.ac.jp/information/public-info.html>

## 終 章

### 1. 理念・目的・教育目標の大学全体の達成状況

本学の教育理念は、建学の精神に則り、赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を実践するための主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな個人を育み、さらには国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動ができる基礎力を有し、看護の教育・研究の発展に資することができる看護専門職の育成を目的としている。大学院の教育理念もこれに基づき、さらに高度な専門性と研究能力の涵養を謳っている。

本学は日本赤十字学園本部通知に基づき、中期目標・中期計画・年度計画を定めている。これらは、「教育の充実・強化」、「研究の充実・強化」、「社会貢献の充実・強化」及び「業務運営の改善」の項目から成り、その計画と達成目標は本学の理念・目的・教育目標に基づいている。平成 25 年度より発足した教育の質保証委員会（付置委員会：IR 委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会、カリキュラム委員会、大学院カリキュラム委員会）において、毎月の会議で、計画実施に関する点検・評価を行っている。また、年度計画の達成状況については、経営会議において、年 4 回、四半期ごとに定期評価を行っている。さらに、有識者の外部委員から広く意見を求めるための会議として「参与会」があり、年 2 回、前期と後期に、中期目標・中期計画・年度計画について意見を求めている。さらに、平成 28 年度から専門領域の有識者による外部評価を開始した。

その成果として、平成 27 年度には学部教育カリキュラムの改正検討を完了し、平成 28 年度から新カリキュラムが開始された。看護師国家試験の合格率は平成 25～27 年度 99.2%を示し、保健師国家試験は平成 26 年度 100%、平成 27 年度 95.2%であり、教育成果を示している。また、学生による授業評価アンケートでは平均値が概ね良好な値であったこと、結果を教員にフィードバックし、改善策を明示してきた。さらに、平成 27 年度卒業生の 83.6%が赤十字病院に就職したことから、教育成果として理念が反映されたと考えられる。

次に、理念に基づく教育の実施を支えるものは、大学の組織と教職員である。平成 28 年度には運営組織図を改正し、関連する規程を微修正して新体制が平成 29 年度からスタートする。組織として、看護学部、大学院（修士課程・共同看護学専攻博士後期課程）、事務局、アドミッションオフィス、ヘルスプロモーションセンター、学術情報センター・図書館を位置付けた。組織図を軸に各種委員会を、必要最小限とする考えの下に配置し、責任者と指示系統が明確となるようにした。ヘルスプロモーションセンターは開学時から開設されていたが、組織分掌規程に位置付けられていなかった。そのため、平成 28 年度に組織分掌規程に明記する改正を行った。これまで、ヘルスプロモーションセンター長は学部長が兼任してきたが、平成 28 年度から学部長外の教授を任命し、地域に向けた本学の顔として紹介し、積極的な事業が実施できる体制とした。

次に、教育研究組織は看護学部のカリキュラムに準拠して、領域別に定数が規定されており、教員総数 50 名は本学の理念・目的・教育目標の達成に寄与できる組織といえる。ただし、平成 27 年度には専門領域の助教を中心に 13 名が依願退職している。これは大きな問題であると学長は認識しており、任期 4 年間の学長ヴィジョンを提示し（図 1）、公平性と透明性を言明して、平成 28 年 12 月までに人事関係規程を改正してきた。平成 28 年

度の依頼退職者は療養加療などやむを得ない理由による退職者が2名であり、一定の効果を上げてきていると考える。

また、看護学実習における少人数教育は学生にとって効果があるものの、教員にとっては負荷が大であることも退職の原因になっていると推測された。少人数教育として、1クラス6名、24クラスの臨地実習を3週間（3単位）行っていること、1クラスに講師、助教または助手1名が指導に当たり概ね24週間学外で指導する体制であることは、研究時間が確保しにくい状況を生み出している。臨地教育の質を落とすことなく、教員の負荷を軽減する方法を検討すること、これに関連して領域ごとの職位別人数の定数化に関する検討が課題として残されている。

また、教育研究組織が大学院の分野と整合しない分野（看護管理学分野・地域生活看護学分野）があり、平成30年度CNSコース38単位化のカリキュラム改正に向けて、平成29年度に方向性を決定する予定である。教育研究組織の適切性については、従来学長が発議して経営会議において審議されるが、規程の所掌事項には明示されていないため、平成29年度に手続きを含めて検討する予定である。

一方、教員の採用、昇任等については、適切に行われてきたが、一部不明瞭な点が残されていた。平成28年度に、人事手続き規程の制定、教員の資格審査基準に関する規程の改正など、人事関連規程を整備し、学内へ公開し平成29年度から適用される。さらに、昇任人事および大学院担当（科目担当者、研究指導者、研究副指導者）の選考を開始した。

以上から、残された課題については、いずれも平成29年度中には方向性を提示できると考えられることから、理念・目的・教育目標の大学全体の達成状況としては、概ね達成したと考える。

## 2. 理念・目的・教育目標達成に向けて優先的に取り組むべき課題

優先的に取り組む課題として①教員研究組織における領域の職位別定数と実習指導体制の検討、③学部と大学院修士課程の教育研究組織としての整合性の検討、④教育研究組織の適切性を評価するための経営会議規程の改正検討、などが残された。次項には、「今後の展望」として学長任期4年間の重点事項を記しているため、一部重複するものの、理念・目的・教育目標達成に関係する課題の視点から述べていきたい。

### 1) 看護学実習指導体制をふまえた教員研究組織における領域の職位別定数の確定

教員定数は50名が適切であり、領域別に定数が総数として決められている。今後、配置の根拠を明示し、職位別配置数を定数化する必要がある。そのため、実習指導体制を念頭においた適切な定員配置と、教務補佐員の配置を平成28年度中に確定して、明示する。その上で、平成29年度にカリキュラム上の実習計画について検討を開始する。一方、平成29年度SDマップに既に位置付けた企画であるが、助教と助手の臨床教育力向上を目指した臨床教育研修会をプログラムとして開催する。平成30年度以降は実習病院看護部と連携して看護師に受講者を求め、将来的には臨床講師・助教を委嘱できるような仕組みを構築することを計画している。

### 2) 学部と大学院修士課程の教育研究組織としての整合性の検討

大学院修士課程CNSコース38単位化に向けてこれまで検討を重ねてきた。日本看護系協議会がカリキュラムの認定をしているが、平成30年7月に新カリキュラムを申請

する必要がある。法人内手続きとして学園本部の承認を得るために、平成 29 年 12 月までに、カリキュラムを最終確定しなければならない。その検討と併せて、学部カリキュラムについても整合について検討を行う予定である。

### 3) 教育研究組織の適切性を評価するための経営会議規程の改正

現状では、教育研究組織の適切性の評価について、学長が発議して経営会議が検討する方向性である。今後、組織として機能させるためには、学長による発議も重要であるが、定期的に自己点検評価し、改善できる仕組みが重要となる。平成 28 年度中に規程改正を行う予定であるが、少なくとも、所掌事項に「教育研究組織の適切性の評価」を追記する改正を行う。

その他、運営組織図に則り、現行規程を平成 29 年 3 月までに改正し、4 月から新規で運用できることを目指す。

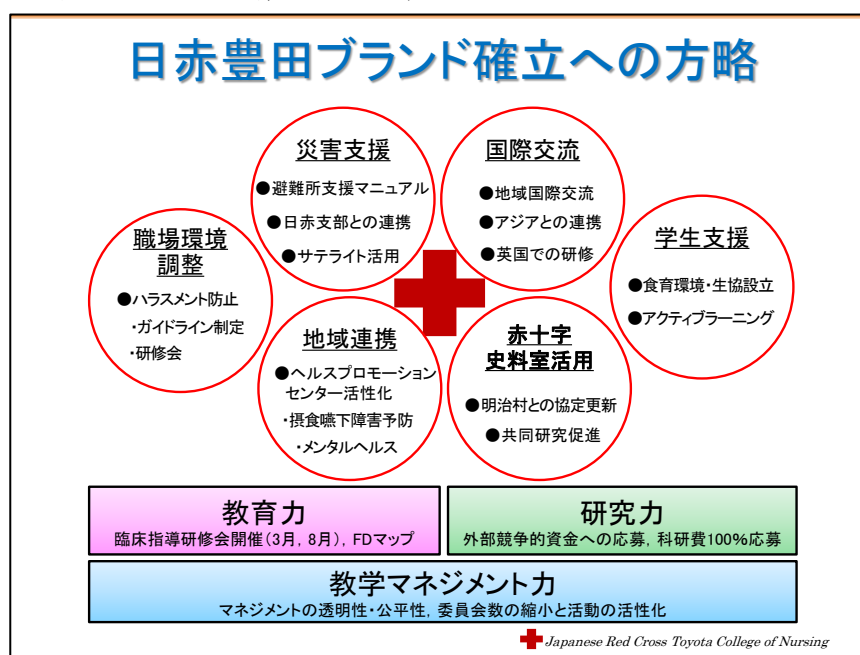
### 4) その他の課題

教員が研究時間を柔軟に確保できるように、平成 29 年 4 月から裁量労働制を導入して、運用を開始する。学生の利便を向上させるために、平成 30 年 4 月 1 日生協設立をめざし、平成 29 年度に手続きを進める。

## 3. 今後の展望

平成 28 年 4 月に新学長が就任し、7 月に大づかみの方針を示し、10 月には 4 年間任期における方針と具体的な方策が示された。日本赤十字社というブランドはあるが、本学としてのブランドを築きたいとの教職員の意見に基づき、「日赤豊田ブランド確立」を目標に、その方略が方針として示された。図 1 に示すように、教学マネジメント力・教育力・研究力を基盤として、①災害支援、②国際交流、③地域連携、④赤十字資料室の活用、⑤学生支援、⑥職場環境の調整、の 6 つの視点から具体的方針が提示された。

図 1 日赤豊田ブランド確立への方略



### 1) 教学マネジメント力・教育力・研究力

教職員の教学マネジメント力を育成することが重要である。委員会活動は、教員と事務職員が共同して行い、良好な関係ができていく。平成 28 年度に、教学マネジメント力・教育力・研究力を軸に、レベル 1～2 の到達目標を設定し、年間企画を記した SD マップを作成した。平成 29 年度はこれに従って運営する。

### 2) 学生支援

学生がインスタントのラーメン・うどんを喫食している。食育環境を整備するために、売店と食堂を一括管理する生協設立の可能性を検討し、平成 28 年度に準備してきた。後援会理事会における承認、学生自治会役員会における承認、学生自治会総会での承認を得たので、今後平成 29 年 5 月に開催される後援会総会での承認を得たのち、生協設立の具体的な準備に入り、平成 30 年度生協による運営を開始する予定である。

私学助成金タイプ 1（支給額約 700 万円）を獲得することができたので、アクティブラーニング設備をさらに充実し、推進する予定である。また、ハラスメントの対応に関するリーフレットに加えて、平成 28 年度にハラスメント防止ガイドラインを作成し、平成 29 年 1 月に学生を対象にハラスメント予防研修会を開催する。

### 3) 職場環境調整

基本的な方針として、公平性・透明性を貫くことが言明された。中期計画・教員資格審査基準など、教職員に示された。また、平成 29 年 4 月から裁量労働制を導入し、教員が時間調整を行いやすい環境に変更する。

平成 28 年 8 月には教職員に対するハラスメント防止研修会を開催した。現在、相談員をおいているが、倫理委員会との関係が規程上不明瞭であるので、規程を改正して、倫理委員会所掌事項を明示する予定である。

## 教育力の向上

- 教育備品を整備する。(10年間整備計画を立案)
- 臨地教育研修会を年2回(8月3月)開催する。
  - 臨地実習における教員の指導力向上を図る。
  - 当面は本学教員対象とする。
  - 充実させたのち、中部ブロック日赤病院からの参加を求める。
- 臨床講師、臨床助教の可能性を検討する。
- FD・SDマップを作成して年間計画を企画する。
- ピア評価の導入を今後検討する。
- 食堂でランチョンセミナーを企画し、指導力アップの場として活用することを検討する。

Japanese Red Cross Toyota College of Nursing

## 研究力の向上

- 研究代表者又は分担者としての科研費申請を100%とする。
- 学内競争的資金申請書を、科研費申請書様式に合致させた。
- 科研費獲得説明会を開催する。
- 教員の研究時間の確保が課題である。
  - 臨地実習24クラス(6名/1クラス)を23週間以上開講している。
  - これらの解決のためには、臨地実習指導の体制を日赤病院との共同指導体制の可能性を検討する。
  - その上で、日赤病院との共同研究を推進する。

Japanese Red Cross Toyota College of Nursing

## 学生支援

- 学生の食育環境の改善
  - 食堂で昼食を摂る環境を整備する。
  - 食堂で食べることに付加価値として、30分間のランチョンセミナーを開催する。
  - 平成30年度生協設立を目指す。
- アクティブラーニングの導入
  - 私学助成補助金を申請した。
  - 学生のアクティブラーニングスペース活用を推進する。
- ハラスメント予防研修会の開催
  - 予防ガイドラインを制定する(2016年12月)。
  - 2学生向けの研修会を2017年1月に開催する。

Japanese Red Cross Toyota College of Nursing

## 職場環境の調整

- 公平性・透明性を貫く
  - 中期目標・中期計画・年度計画を全教職員に公開した。
  - 将来ビジョン・重点目標を明示した。
  - 組織図を修正して、諸規程を見直し整備する。
  - 人事関係の審査基準等を明示する。
- 裁量労働制(研究職)の導入
  - 兼業・兼職のルールを明確化する。
- ハラスメント予防ガイドラインの制定
  - ハラスメント予防研修会の毎年開催

Japanese Red Cross Toyota College of Nursing

#### 4) 災害支援

災害時の医療拠点の支援は日赤愛知県支部が行い、大学は協働する。災害時の生活拠点支援を本学が行う。その内容は、セルフヘルプグループの育成、災害関連合併症予防への支援(口から食べることへの支援、深部血栓症予防の運動支援、学会との連携)、サテライトキャンパス(名古屋第二赤十字病院)拠点化を計画、これらの内容を含む災害マニュアルを平成 29 年度には完成する予定である。

#### 5) 国際交流

英国での研修、アジアの看護系大学との連携を継続するとともに、短期研修プログラムを確立し、留学生を受け入れることを目指す。

また、地域国際交流として、豊田市で生活するブラジル人 2 世(バイリンガルであることが条件)に本学入学の道を作ることを検討する。平成 29 年度には、高校へニーズ調査を行う。

#### 6) 地域連携の推進

ヘルスプロモーションセンターの活性化が課題である。豊田市との連携として、高齢者運動支援として本学散策コースを整備すること、トヨタ自動車 OB 会(トヨタ会)と連携し、ボランティアとして 30 分程度のアクティブラーニング企画を依頼すること、高齢者の摂食嚥下障害を予防するつばめ体操を普及するための「日赤学生つばめ隊」を構成し活動すること、医療従事者向けの研修会を開催することを企画している。

#### 4) 赤十字史料室の活用

日本赤十字社本社の資料が明治村に移管され、それを本学で保管するように協定書が交わされている。貴重資料の保管と閲覧を推進すること、外部に向けての広報を日本赤十字社と協力して行う予定である。

### 災害支援

- 災害時の医療拠点支援⇒日赤愛知県支部
- **災害時の生活拠点支援⇒日赤豊田看護大学**
  - セルフヘルプグループの育成
    - ・ 育成方法について研究成果として報告予定
  - 災害関連合併症の予防への支援
    - ・ 口から食べることへの支援
    - ・ 深部血栓症予防の運動支援
    - ・ 学会との連携
  - サテライトキャンパス(名古屋第二赤十字病院)を拠点化
  - 平成29年度にはマニュアルの完成
- 防災支援⇒**豊田市との連携**
  - 災害時支援に関する協定は締結済み

Japanese Red Cross Toyota College of Nursing

### 国際交流

- 英国での研修
  - プリマス大学への短期研修派遣を継続する。
  - プリマス大学からの短期研修受け入れに関する検討を継続する。
- アジアの看護系大学との連携
  - タイ赤十字大学・ミャンマーの看護系大学との相互交流を目指す。
  - 教職員の英語力向上が必須となる(英語での講義を期待される)。
- **地域国際交流**
  - 豊田市で生活するブラジル人2世(バイリンガルを条件)に入学の道を作る。
  - それに要する資金面(学費免除のなど)の検討が課題。

Japanese Red Cross Toyota College of Nursing

### 地域連携の推進

- **ヘルスプロモーションセンターの活性化**
  - ヘルスプロモーションセンター長(野口教授)を任命
  - 豊田市との連携
    - 高齢者運動支援として本学散策コースを整備
    - メンタルヘルスプロモーションの推進
    - 摂食嚥下障害予防リスク評価システム導入を推進
    - つばめ体操を普及(**日赤豊田つばめ隊の募集**)
  - 中部ブロック日赤病院との連携
    - 夏季セミナーの継続
  - 医療従事者向け研修会の開催

Japanese Red Cross Toyota College of Nursing

### 赤十字史料室の活用

- 明治村との協定更新
  - 「借用期間延長に関する覚書」締結
- 貴重資料の保管と閲覧
  - 古文書の管理・マイクロフィルムの管理
  - 外部に向けての広報
- 共同研究の推進
  - 参与の1人からの寄付を「斎藤基金」として、赤十字史料室を活用した研究を推進

Japanese Red Cross Toyota College of Nursing